

社会復帰促進等事業に関する平成23年度成果目標の実績評価
及び平成24年度成果目標(案)

1 平成23年度成果目標に対する実績評価(概要)

○ 23年度成果目標に対する実績評価の対象事業90事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、24年度において事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、実績を集計中である事業や、今後評価を行う事業を除き、既に措置を講じた事業を含め、合計で21事業(23.3%)であった。

○ 評価類型

- (1) **A** 目標を達成したことが確定若しくは見込まれる事業 67事業(74.4%)
うち 引き続き、施策を継続することとした事業 63事業
既に23、24年度限りで廃止した事業 4事業
- (2) **B** 予算額(又は手法等)を見直す必要がある事業 11事業(12.2%)
うち 引き続き、施策を継続することとした事業 10事業
既に23、24年度限りで廃止した事業 1事業
- (3) **C** アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要な事業 10事業(11.1%)
うち 事業の見直しを行い平成24年度も継続することとした事業 8事業
既に23年度限りで廃止した事業 2事業
- (4) 事業廃止後の経過措置事業 2事業(2.2%)

2 平成24年度成果目標(概要)

- (1) 目標管理事業総数 93事業
(2) 平成24年度新規事業 3事業
(3) 平成24年度重点目標管理事業 20事業

事業名	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費						事業番号 (24年度)	1		
							事業番号 (23年度)	1		
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	企画調整係		
実施主体	厚生労働本省						事業開始年度	平成18年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関しその費用負担者である使用者団体の代表と厚生労働省とによる社会復帰促進等事業の円滑な実施やあり方についての検討会を開催することにより、適正な社会復帰促進等事業の実施を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	社会復帰促進等事業に関する検討会								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年度精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。								
	実施体制	本省								
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	4,873	23年度予算額 (千円)	4,742	24年度予算額 (千円)	6,087	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	4,873	うち行政経費	4,742	うち行政経費	6,087	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必要性	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るために必要である。									
23年度目標	アウトカム指標	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。			23年度実績	アウトカム指標	○	検討会参加委員全員より、検討会の検討内容について、満足している/ほぼ満足している旨の回答をいただいた。		
	アウトプット指標	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。				アウトプット指標	○	年度内に2回の検討会を実施した。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	社会復帰促進等事業に関する検討会を年2回開催し、社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、PDCAサイクルによる目標管理を行ったため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会を開催し、PDCAサイクルによる社会復帰促進等事業の目標管理を通じた同事業の効率的・効果的な運営を図っていく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本検討会は年2回の開催を目標としており、四半期毎の実績のモニタリングにはなじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	23年度と同様。						
24年度目標(アウトカム指標)	会議の出席委員全員から、当該会議の検討内容、検討手続きが適正である旨の評価を得る。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<アウトカム指標> 当該事業は社会復帰促進等事業の目標等の評価をすることを目的としているため、会議の出席委員全員から、当該会議の検討内容、検討手続きが適正である旨の評価を得る。 <アウトプット指標> 年度における社会復帰促進等事業の目標の評価するために、年1回の検討会の開催では評価しきれないため、年2回開催する。						
24年度目標(アウトプット指標)	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本検討会は年2回の開催を目標としているため。						
その他特記事項	アウトカム指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	外科後処置費	事業番号 (24年度)	2						
		事業番号 (23年度)	2						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)	担当係	福祉係						
実施主体	都道府県労働局	事業開始年度	昭和23年						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	障害を残して治ゆした被災労働者の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。							
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
20年度予算額 (千円)	27,121	21年度予算額 (千円)	25,669	22年度予算額 (千円)	48,625	23年度予算額 (千円)	52,461	24年度予算額 (千円)	36,137
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	34,405	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,466	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	30,437	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	37,657	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	126.9	21年度 予算執行率(%)	138.2	22年度 予算執行率(%)	62.6	23年度 予算執行率(%)	71.8		
事業／制度の必要性	症状固定後の被災労働者に対して、義肢装着のための段端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	23年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、85.7%であった。 (申請件数:105件、1か月以内に決定した件数:90件)			
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	義肢等補装具支給経費 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (24年度)	3					
			事業番号 (23年度)	3					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)		担当係	福祉係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和25年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の被災労働者等(※車いすの場合は、症状固定後も義足等の使用が不可能であることが明らかな場合は療養中でも支給。)							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者等本人又委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。							
	実施 体制	都道府県労働局で、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
20年度予算額 (千円)	2,675,823	21年度予算額 (千円)	2,901,744	22年度予算額 (千円)	3,005,585	23年度予算額 (千円)	2,688,335	24年度予算額 (千円)	2,573,345
うち行政経費	4,993	うち行政経費	—	うち行政経費	5,337	うち行政経費	5,278	うち行政経費	5,156
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,563,113	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,238,232	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,310,866	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,379,082	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	96.0	21年度 予算執行率(%)	77.1	22年度 予算執行率(%)	77.0	23年度 予算執行率(%)	88.7		
事業/制度の必 要性	症状固定後の被災労働者等が、両上下肢の亡失、機能障害等により補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1 か月以内とし、その期間内に決定し たものの割合を80%とする。	23年 度実 績	アウト カム指 標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、94.7%であった。 (申請件数:12,438件、1か月以内に決定した件数:11,781件)			
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適 正に処理する。		アウト プット 指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正 に処理することができた。			
23年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—		左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	2「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (4)良質な労働環境の確保 ⑤義肢等補装具費支給制度の拡充 ・筋電動義手等、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	特殊疾病アフターケア実施費								事業番号 (24年度)	4
									事業番号 (23年度)	4
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)								担当係	医事係
実施主体	本省								事業開始年度	昭和43年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	症状固定後に後遺症状に動揺をきたすおそれのある者等の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰／何を対象に)	特定の傷病に罹患し、症状固定した者								
	事業・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき随損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施 体制	都道府県労働局で、アフターケアの健康管理手帳の交付及びアフターケアに要する旅費に関する申請に基づき交付又は支給を行う。								
20年度予算額 (千円)	3,324,684	21年度予算額 (千円)	3,673,526	22年度予算額 (千円)	3,411,822	23年度予算額 (千円)	3,449,226	24年度予算額 (千円)	3,352,003	
うち行政経費	28,603	うち行政経費	28,774	うち行政経費	31,172	うち行政経費	31,456	うち行政経費	31,408	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,106,775	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,158,742	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,179,880	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	3,300,762	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	94.3	21年度 予算執行率(%)	86.7	22年度 予算執行率(%)	94.1	23年度 予算執行率(%)	96.6			
事業／制度の必 要性	症状固定後の被災労働者等が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行い、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。									
23年 度目 標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	23年 度実 績	アウト カム指 標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、85.3%であった。 (申請件数:17,914件、1か月以内に決定した件数:15,275件)	—			
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウト プット 指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	—			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
		—				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	-						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	社会復帰特別対策援護経費							事業番号 (24年度)	5
								事業番号 (23年度)	5
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成17年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の振動障害者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
20年度予算額 (千円)	506,974	21年度予算額 (千円)	586,286	22年度予算額 (千円)	396,823	23年度予算額 (千円)	443,305	24年度予算額 (千円)	432,908
うち行政経費	462	うち行政経費	458	うち行政経費	496	うち行政経費	492	うち行政経費	489
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	437,982	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	426,093	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	416,551	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	457,903	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	86.5	21年度 予算執行率(%)	72.7	22年度 予算執行率(%)	105.1	23年度 予算執行率(%)	103.4		
事業／制度の必要性	症状固定後の振動障害者に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給すること等で、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
23年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、90.7%であった。 (申請件数:366件、1か月以内に決定した件数:332件)	
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	障害者職業能力開発校施設整備費							事業番号 (24年度)	6
								事業番号 (23年度)	6
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 職業能力開発促進法第16条第1項・労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	障害者企画係
実施主体	国土交通省・厚生労働省							事業開始年度	昭和22年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国土交通省へ支出委任)								
事業／制度概要	目的 (何のため)	一般の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な身体障害者等に対して職業訓練を実施するため、障害者職業能力開発校で障害特性に応じた専門的な職業訓練を行う上で必要な施設・機器の整備を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体障害者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	各国立障害者職業能力開発校の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。							
	実施体制	施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。							
20年度予算額 (千円)	323,685	21年度予算額 (千円)	304,704	22年度予算額 (千円)	243,763	23年度予算額 (千円)	238,229	24年度予算額 (千円)	218,631
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	323,340	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	303,426	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	236,985	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	232,716	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	99.9	21年度 予算執行率(%)	99.6	22年度 予算執行率(%)	97.2	23年度 予算執行率(%)	97.7		
事業／制度の必要性	職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の整備を行い、訓練生の安全を確保するとともに、訓練科目の充実を図るため、訓練に必要な機器の更新等を行う必要がある。とりわけ、一般の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細かな専門的な職業訓練を実施する必要がある。その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	65.9%	
	アウトプット指標	障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。				アウトプット指標	○	81.9%	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	それぞれの障害者校において、充足率向上のため、入校生募集に関するPR方法の見直しを行ったり、就職率向上のため、訓練ニーズを踏まえた訓練科目の再編や就職支援体制の強化・充実を図る等の各種の取組を行ったことにより、目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標達成の要因となった取組を引き続き実施。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度の長期となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	障害者職業能力開発校での就職率を60%以上とする。						
中期的な目標	「重点施策実施5か年計画」に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	障害者職業能力開発校は障害者に対して職業訓練を実施するものであることから就職率を目標に設定した。なお、目標値については障害者職業能力開発校における離職者訓練の就職率が60%(平成22年度)であったことを踏まえて設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	障害者職業能力開発校については、法令上必要な設備を整備する必要があるが、施設・機器の老朽化が進む中で予算額の減が続いているために十分な改修工事や機器整備ができていない。そのため、こうした改修に必要な経費の予算措置を講じる必要がある。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度の長期となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費						事業番号 (24年度)	7	
							事業番号 (23年度)	7	
事業の別	社会復帰促進事業						担当係	機構調整第二係	
実施主体	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことから、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関で、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備する。							
	対象 (誰／何を 対象に)	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、以下の事項を委託する。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施							
	実施 体制	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院							
20年度予算額 (千円)	298,328	21年度予算額 (千円)	404,629	22年度予算額 (千円)	421,000	23年度予算額 (千円)	441,417	24年度予算額 (千円)	441,990
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	298,311	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	404,629	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	421,000	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	441,417	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100	21年度 予算執行率(%)	100	22年度 予算執行率(%)	100	23年度 予算執行率(%)	100		
事業／制度の 必要性	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>①「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条で、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>②平成16年5月国会(衆・決算行政監視委)において、当時の坂口厚生労働大臣は、「CO患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>等から、引き続き必要である。</p> <p>また、この事業は、大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO中毒患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的を考えあわせると、</p> <p>①CO中毒患者に対する医療行為の提供は、競争原理に馴染まないこと</p> <p>②CO中毒症の医療の特殊性として、患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、後継医療機関で継続的に治療を行っていくことを、移譲時に国が患者らと約束した上で、大牟田労災病院を廃止していること</p> <p>③CO中毒患者については、国が最後まで責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること</p> <p>等から、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>								
23年度目 標	アウトカム 指標	委託契約に基づき、予算を適正に執行する。			23年度実 績	アウト カム 指標	○	委託契約に基づき、予算を適正に執行した。	
	アウトプット 指標	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進体制等を整備する。				アウト プット 指標	○	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰体制等の整備に努めた。	
23年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	適宜、必要な委託契約内容の見直しを行い、診療体制等の整備を図っている。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	今後も診療体制等の整備に努める。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行かせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者の家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うことは、馴染まないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様							
24年度目標(アウトカム指標)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。							
中期的な目標	—							
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行かせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うことは、馴染まないため。							
24年度目標(アウトプット指標)	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。							
24年度重点施策との関係	—							
25年度要求に向けた事業の方向性	—							
25年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行かせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うことは、馴染まないため。							
その他特記事項	アウトカム指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。							

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 (①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物)						事業番号 (24年度)	8	
							事業番号 (23年度)	8	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	企画調整係	
実施主体	独立行政法人、民間法人						事業開始年度	平成22年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: (独)労働者健康福祉機構、みずほ情報総研(株)) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の疾患の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、労働者の職場復帰及びその後の治療と職業生活の両立を図るための具体的な取組を行うとともに、取組の事例蓄積と検証を行い、その成果を取りまとめることで、被災労働者の社会復帰の促進を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	独立行政法人、民間法人							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1疾患ごとに、総合評価落札方式による一般競争入札で委託先を選定。 当該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行うとともに、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、対象疾患に係る取組成果を報告書に取りまとめる。							
	実施体制	①脳・心臓疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(7名)、報告書検討委員会委員(7名) ②精神疾患その他のストレス性疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(5名)、報告書検討委員会委員(7名) ③腰痛その他の筋骨格系疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(16名)、報告書検討委員会委員(7名) ④職業性がんその他の悪性新生物 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(4名他)、報告書検討委員会委員(8名)							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	100,073	23年度予算額 (千円)	100,968	24年度予算額 (千円)	78,907
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	28	うち行政経費	931	うち行政経費	930
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	83,995	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	86,344	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	84.0	23年度 予算執行率(%)	86.3		
事業／制度の必要性	被災労働者等の治療と職業生活の両立等に関連した諸課題の解決を図るためには、医学的知識に乏しく指揮命令される立場にある労働者個々人による対応では困難があるため、医療機関と企業が連携・調整を図りながら、疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる(治療と職業生活の両立支援等を実現できる)方策について検討を行い、実施することが必要であるが、現状ではこうした取組は十分に行われていない。 こうした取組は、被災労働者本人や家族等の雇用・生活の安定を確保する上で不可欠であるばかりでなく、人口減少に転じている日本で、企業の生産活動を支える労働力を維持し、社会全体の活力の維持・向上を図る観点からも重要である。								
23年度目標	アウトカム指標	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)			23年度実績	○	4疾患全てで、事業への満足度は100%であった。		
	アウトプット指標	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)			23年度実績	○	4疾患合計60事例の研究成果を得た。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	高い専門的能力を有する受託者を的確に選定できたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	高い専門的能力を有する受託者の選定に引き続き努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当該事業の支援期間が対象労働者によって異なるため、四半期毎のモニタリングにはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	<p>労働者の疾患の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、労働者の職場復帰及びその後の治療と職業生活の両立を図るための具体的取組を行い、事例蓄積と検証を行うとともに、医療機関、事業主、労働者等の関係者の連携を調整する「両立支援コーディネーター」を実用化することの必要性、実用化にあたっての課題等について整理、検討する。平成24年度事業では、対象疾患を①職業性がんその他の悪性新生物②精神疾患その他のストレス性疾患の2つとする。</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)						
中期的な目標	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援手法の開発に取り組むとともに、取りまとめ結果を医療機関及び事業主等に周知する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合)	本調査・研究は、被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援が目的であることから、実際に委託先の調査に協力いただく被災労働者等の満足度を指標化した。						
24年度目標(アウトプット指標)	本事業によって得られた事例データや資料を用い、「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」を今年度中にとりまとめ、報告書を発表する。						
24年度重点施策との関係	1(5)治療と職業生活の両立支援の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	厚生労働省提言型政策仕分け等の結果を受け、省内関係部局と調整の上で必要な予算要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当該事業の支援期間が、対象労働者によって異なるため、四半期毎のモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)		事業番号 (24年度)	9-1					
			事業番号 (23年度)	9-1					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)		担当係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者・労災指定医療機関等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ・労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医療収入)で賄われ、交付金、補助金は交付されていない。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 							
	実施体制	労災病院(全国30病院):14,596人(平成24年4月1日現在)							
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	<p>労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)、化学物質の暴露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業界関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。</p> <p>その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。</p> <p>また、地域医療連携病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成23年度で80%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定に係る意見書・鑑別診断等についても、複数回も労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている。</p>								
23年度目標	アウトカム指標	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上得る。 ② 全ての労災病院で患者から満足度の高い治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 ③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率が56%以上、逆紹介率が40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。		23年度実績	○	① 労災指定医療機関等からの評価:79.2%(前年度実績:78.7%) ※「満足」との評価(1,935人)/回答者(2,442人) ② 患者満足度81.4%(前年度実績81.5%)※満足である評価(23,931人)/アンケートを38,379人実施し、そのうちの回答者(29,383人) ③ 患者紹介率:60.9%(前年度実績:59.5%)、患者逆紹介率:49.4%(前年度実績:47.8%) ④ 高度医療機器を用いた受託検査:33,809件(前年度実績:33,799件)			
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を26万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業界等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。			○	① データベースアクセス件数:420,631件(前年度実績:316,682件) ② モデル医療の普及対象者数:24,418人(前年度実績:20,993人)			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>平成23年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。</p> <p><アウトカム指標></p> <p>① 地域医療連携室で、紹介患者の受付時間の延長(時間外・休日受付)やFAX、メール、連携システム等による受付媒体の多様化を図るなどして連携を一層推進した。また、平成22年9月1日から平成23年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業界等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映するとともに、良質で安全な医療を提供するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた取組を継続し、標準化された医療水準の向上に努めた。</p> <p>イ 「労災病院間医療安全相互チェック」を3~4病院を1グループとした11グループで引き続き実施し、医療安全に関する問題点の改善と質の向上を図った。</p> <p>ウ 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院で職員を対象とした医療安全に関する研修(転倒・転落予防、針刺し事故防止、薬剤における医療安全等)を2回以上実施した。</p> <p>エ 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」(平成23年11月20日~11月26日)に参加し、労災病院の共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、患者・地域住民を対象とした、院内の医療安全対策の紹介、くすり相談、手洗い体験、医療安全に関する情報提供、公開講座(転倒予防、AED体験等)など、患者・地域住民が広く関わる取組を行った。</p> <p>オ 医療の安全性及び透明性の向上のため、平成23年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図った。</p> <p>③ 地域医療連携室で、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携バスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報した。</p> <p><アウトプット指標></p> <p>① 労災疾病等13分野普及サイト、最新情報として、労災疾病13分野医学研究の内容・成果を普及することを目的として開催した「勤労者医療フォーラム」の概要や、職場復帰リハビリテーション分野における研究成果を取りまとめた冊子「症例に見る脳卒中の復職支援とリハシステム」、腰痛対策についてのマニュアル等を掲載した。</p> <p>② 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業界等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図った。</p>								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院で対応策を検討し、満足度の低かった項目については、至急改善策を講じるなどして、労災指定医療機関等のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有を図る。</p> <p>③ 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報を掲載できるよう努める。</p> <p>⑥ 症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p>						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>① データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間26万件以上得る。</p> <p>② 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象に症例検討会や講習会を開催し、年間2万人以上にモデル医療の普及を行う。</p>	左記指標についての事業実績等	<p>平成23年度第一四半期</p> <p>① 89,898件</p> <p>② 3,922人</p>	<p>平成23年度第二四半期</p> <p>① 103,422件</p> <p>② 5,876人</p>	<p>平成23年度第三四半期</p> <p>① 110,977件</p> <p>② 8,066人</p>	<p>平成23年度第四四半期</p> <p>① 116,334件</p> <p>② 6,554人</p>
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 良質な安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p> <p>③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p><アウトカム指標></p> <p>① 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査で全労災病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>② 利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること</p> <p>③ 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>④ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上実施する。</p> <p><アウトプット指標></p> <p>① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、中期目標期間の最終年度で、アクセス件数を20万件以上得る。</p> <p>② 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上に講習会を実施する。</p>						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p><アウトカム指標></p> <p>① 中期計画では、有用度評価を75%以上得ることを目標としているが、平成21年度以降も着実に評価を伸ばしていることから、引き続き、労災指定医療機関等との連携強化に取り組むとともに、利用者に対するニーズ調査・満足度調査の結果を踏まえ、満足度の低い項目の改善に努めるなど、勤労者医療の中核的医療機関として更なる努力を重ね、利用者の有用度評価80%以上得ることを目標とした。</p> <p>② 中期計画では、患者満足度調査で全労災病院平均で80%以上の満足度を確保することとしていることから、平成24年度についても同水準を目標として設定した。</p> <p>③ 中期計画では、紹介率60%以上、逆紹介率40%以上を目標としており、平成24年度については、引き続き病病・病診連携を行うことにより、同水準を目標として設定した。</p> <p>④ 中期計画では、5年間で受託検査を15万件以上実施するとしていることから、年間の受託件数を3万件以上実施することを平成24年度計画に設定した。</p> <p><アウトプット指標></p> <p>① データベースアクセス件数については、今後もアクセス件数の増加が見込まれ、当初計画の26万件は達成できる見込みであり、平成24年度については、中期計画及び平成20～23年度実績を踏まえ、32万件以上と設定した。</p> <p>② 中期計画では、モデル医療の普及対象者数を5年間で総受講者数を10万人以上としていることから、年間の総受講者数2万人以上を平成24年度計画として設定した。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースと掲載したホームページで、アクセス件数を32万件以上得る。</p> <p>② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p>						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>① データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間32万件以上得る。</p> <p>② 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象に症例検討会や講習会を開催し、年間2万人以上にモデル医療の普及を行う。</p>	左記指標についての事業実績等	<p>平成24年度第一四半期</p> <p>① 120,883件</p> <p>② 4,732人</p>	<p>平成24年度第二四半期</p> <p>① 120,833件</p> <p>② 8,023人</p>	<p>平成24年度第三四半期</p>	<p>平成24年度第四四半期</p>
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	<p>独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、</p> <p>① 高度・専門的医療の提供について、地域における中核的医療機関としての体制構築・強化を着々と進めていることは評価できる。」ことや、「7:1看護体制の充実(13→19施設)等、急性期医療に対応する体制を強化し、医療の高度・専門化に向けて努力していることが認められる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。</p> <p>② 勤労者医療の地域支援については、「平成23年度、新たに3施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計22施設となったことは高く評価できる。」ことや、「被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、平成22年度に引き続き、東日本大震災への対応が図られたことは高く評価できる。」等として、S評価(中期計画を大幅に上回っている)を受けている。</p>						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)						事業番号 (24年度)	9-2	
							事業番号 (23年度)	9-2	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)						担当係	機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1)被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3)リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病状やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター(独)高齢・障害者雇用支援機構が運営との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	医療リハビリテーションセンター:116人(平成24年4月1日現在)							
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者、重度の脊椎、脊髄障害を被った勤労者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を實踐し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために本事業は不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:88.8%(前年度実績:96.4%) ② 患者満足度:91.6%(前年度実績:84.5%) ※満足である評価(186人)/回答者(203人)	
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。				アウトプット指標	○	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を17回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				5回	6回	3回	3回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関での患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、両センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めハードルを設定することにより、医療リハビリテーションセンターの得意分野とも言える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同等の数値目標を設定した。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				3回	3回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「社会復帰率や患者満足度調査において目標数値を達成して」いる等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)				事業番号 (24年度)	9-3				
					事業番号 (23年度)	9-3				
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)				担当係	機構調整第一係				
実施主体	(独)労働者健康福祉機構				事業開始年度	平成16年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	(1) 事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4) 健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション								
	対象 (誰／何を対象に)	被災労働者等								
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。								
	実施体制	総合せき損センター: 133人(平成24年4月1日現在)								
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の 必要性	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設は他にはなく、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。									
23年度 目標	アウトカム 指標	23年度 実績	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合: 80.5%(前年度実績: 80.8%) ② 患者満足度: 80.8%(前年度実績: 92.4%) ※満足である評価(160人)／アンケートを232人実施し、そのうちの回答者(198人)						
	アウトプット 指標		×	—						
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期			
				22症例	16症例	25症例	23症例			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関における患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、総合せき損センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めハードルを設定することにより、総合せき損センターの得意分野とも言える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同等の数値目標を設定した。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				23症例	24症例		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「社会復帰率や患者満足度調査において目標数値を達成して」いる等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)							事業番号 (24年度)	9-4
								事業番号 (23年度)	9-4
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第7号)							担当係	機構調整 第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援する。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害で外傷性せき髄損傷に障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(5箇所)を設置。 ・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	本部:産業保健・賃金援護部 2人 作業所(全国5箇所): 22人(平成24年4月1日現在)							
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	作業所は、これまで1,241人のせき髄損傷等の方々を受け入れ、うち801人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきたが(24.9末現在)、近年、新規入所者の減少等により施設としての機能の発揮が難しくなっていることを踏まえ、他方、高齢化した多くの被災労働者が現に生活を送っていることにも配慮しながら、今後、国の関連施策と連携し、入所者の退所先の確保を図りつつ、順次廃止することとしている。								
23年度目標	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。			23年度実績	アウトカム指標	○	社会復帰率:36.5%(前年度実績:32.8%)	
	アウトプット指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。				アウトプット指標	○	全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起したことが奏効した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果があった社会復帰意欲を喚起するための定期的なカウンセリングについては、今後も積極的に実施していくこととする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				1回	1回	1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、中期的な目標は、以下のとおり。 労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者の個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより、自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上とすること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労災リハビリテーション作業所については、第1期中期目標最終年度の平成20年度における社会復帰率の実績が32.6%となっている一方、入所者の社会復帰が非常に困難な状況にあることを勘案し、30%以上とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「社会復帰に向けた必要な支援を行ったことにより、社会復帰率の目標を達成したことは高く評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)		事業番号 (24年度)	9-5					
			事業番号 (23年度)	9-5					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条 第1項第8号)		担当係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。							
	対象 (誰/何を 対象に)	産業殉職者及びその遺族							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施 体制	本部:産業保健・賃金援護部 2人(平成24年4月1日現在) ※施設の管理運営業務は業務委託により実施							
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必 要性	高尾みこころも霊堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 (参考) 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰霊式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、平成24年は皇太子殿下が行啓された。また、平成21年3月には天皇皇后両陛下が行幸啓された。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	23年 度実 績	アウトカム 指標	○	慰霊の場にふさわしいとの評価:92.8%(前年度実績:92.1%) ※満足の評価(438人)/参列者(アンケート回答者)472人			
	アウトプット 指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。		アウトプット 指標	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。			
理由(原因)	満足度調査の結果に基づき、利用者の利便性等のために以下の環境整備等に努めたことが奏効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 ② 慰霊式当日は、過去の満足度調査で要望が強かった高尾駅と霊堂間の送迎バスの運行及び管理事務所と霊堂間坂道のキャリーカート の運行を引き続き行うことで、アクセス環境について高齢者等に配慮するとともに、慰霊式の状況を後方席から見やすいようにするためT Vモニターを設置した。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	平成23年度目標を達成するために効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
				1回	1回	1回	1回		
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、中期的な目標は、以下のとおり。 産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成17年度以降、90%を超える評価を得ていることを踏まえ、90%以上としたものである。						
24年度目標(アウトプット指標)	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「例年、満足度調査において中期目標を上回る高い評価を得ていることは評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)				事業番号 (24年度)	9-6				
					事業番号 (23年度)	9-6				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第3号)				担当係	機構調整第一係				
実施主体	(独)労働者健康福祉機構				事業開始年度	平成16年度				
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／制度概要	目的 (何のため)	職場での産業保健活動を支援することで、職場の産業保健活動を活性化し、もって、労働者の健康の保持・増進を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフ								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・全国に産業保健推進センター等を設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する支援を実施。 ・主な事業として、①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施、②産業保健に関する専門スタッフによる予約面談相談・実地相談、③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動、④小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給(経過措置)を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。								
	実施体制	本部:産業保健・賃金援護部 6人 事務所:都道府県産業保健推進センター115人(平成24年4月1日現在)								
20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	仕事や職業生活に強い不安・ストレス等を感じる労働者の割合は約6割を占め、精神障害や脳・心臓疾患に係る労災保険受給者数は増加傾向にある。また、一般定期健康診断の有所見率や業務上疾病者の総数も近年増加傾向にある。さらに、近年増加している非正規労働者は正規労働者に比べより健康管理面の問題を抱えている。このような労働者の健康問題の多様化、深刻化とともに、現下の経済状況の悪化等が、企業における職場の健康確保対策の取組に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、第11次労働災害防止計画では、職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働による健康障害防止対策が国の主要な対策の一つに掲げられ、産業保健活動の活性化も健康確保の基盤として位置づけられている。このような状況下で、事業場の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等に対する相談対応、研修、情報提供等の専門的な産業保健サービスに関する支援ニーズはますます増大しており、本事業は労働者の健康確保を図る上で必要不可欠である。									
23年度目標	アウトカム指標	産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。			23年度実績	アウトカム指標	○	研修利用者の有益であった旨の評価94.0%、相談利用者の有益であった旨の評価99.6%		
	アウトプット指標	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を19,000件以上確保する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供される情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。 ④ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。				アウトプット指標	○	①産業保健関係者に対する研修4,935回、②産業保健関係者からの相談46,157件、③ホームページアクセス件数1,814,521件、④地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修回数45回		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	① PDCAサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等で研修内容の質の向上が図られていることで、多くの利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であるとの評価を得ていること、特にメンタルヘルス対策等時宜を得た取組が、研修及び相談件数の増加にもつながっている。 ② 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るためホームページによる研修申込みやメールマガジン読者の積極的な獲得の取組を行うとともに、地域の産業保健情報をホームページで頻繁に更新したこと等が奏功し、ホームページアクセス件数の増につながっている。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、専門的、実践的な産業保健研修に特化し、本センターの集約化、管理部門の集約化を計画的に進め予算の削減を図るが、効果的、効率的な事業運営に努め、産業保健の支援活動が後退することのないよう努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、19,000件以上確保する。 ③ ホームページのアクセス件数を1,600,000件以上得る。			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
		① 992回 ② 10,215件 ③ 467,563件	① 1,537回 ② 12,678件 ③ 472,838件	① 1,448回 ② 11,797件 ③ 411,303件		① 958回 ② 11,467件 ③ 462,817件				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は以下のとおり。研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 (アウトカム指標) ①研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 (アウトプット指標) ①産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ17,000回以上の研修を実施すること。 ②産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、72,000件以上を実施する。 ③産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上得る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	有益度について、平成23年度は平均して90%を超える実績を確保している。同センターでは、昨年に引き続き閣議決定に基づき集約化を進め、産業保健活動の支援サービスができる限り低下することのないよう努めており、平成24年度も、昨年度と同様に有益であった旨の評価が80%を下回ることがないよう目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	① 平成24年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,300回とする。 ② 平成24年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件とする。 ③ 平成24年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより176万件以上とする。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	-						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、3,300回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、19,000件以上確保する。 ③ ホームページのアクセス件数を1,760,000件以上得る。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期 ① 1,068回 ② 10,736件 ③ 499,421件	平成24年度第二四半期 ① 1,607回 ② 13,586件 ③ 501,611件	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、産業保健推進センターの集約を進めながらも、「その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。」等として、S評価(中期計画を大幅に上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (勤労者予防医療センターの運営)				事業番号 (24年度)	9-7			
					事業番号 (23年度)	9-7			
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)				担当係	機構調整第一係			
実施主体	(独)労働者健康福祉機構				事業開始年度	平成16年度			
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	就業構造や職場環境の変化に伴い、作業関連疾患が増加する中で、予防医療の観点からの取組を強化し、職場における勤労者の健康確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	勤労者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 ・作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する勤労者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
実施体制	勤労者予防医療センター(全国9センター):54人(平成24年4月1日現在)								
20年度予算額(千円)	10,666,270	21年度予算額(千円)	10,694,150	22年度予算額(千円)	9,476,959	23年度予算額(千円)	9,048,644	24年度予算額(千円)	8,229,838
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額※行政経費を除く(千円)	10,666,270	21年度決算額※行政経費を除く(千円)	10,694,150	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	9,476,959	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	9,048,644	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	100.0	21年度予算執行率(%)	100.0	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	近年、過重労働による健康障害、メタボリックシンドローム等を要因とする過労死、職場生活でのストレスによるメンタルヘルス不調等新たな勤労者の健康問題が社会問題化している。こうした健康問題への対応にあたって、相談、指導、医療等の重要性はますます高まってきている。今後も勤労者の健康確保の観点から予防医療の一層の推進が必要であり、この事業は不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。			アウトカム指標	○	① 有用であった旨の評価:91.1%(前年度実績:92.7%) ※「有用であった」旨の回答(2,332件)/回答者数(2,561件)		
	アウトプット指標	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③ 講習会を延べ人数:17,000人以上 ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上			アウトプット指標	○	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,277人(前年度実績:155,643人) ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:29,209人以上(前年度実績:25,077人) ③ 講習会を延べ人数:25,250人以上(前年度実績:17,155人) ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:6,331人以上(前年度実績:4,789人)		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導・相談の質の向上、勤労者等の利便性の向上、利用者に対する満足度調査の結果のフィードバックについて、以下の取組等を行ったことが、指導・相談件数の増加及び高い満足度の確保につながった。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会においては予防医療に関する社会の方向性等を把握に努め、また、予防関連学会等では最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用した。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックした。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について平日の時間外や、土、日、祝日にも実施し、さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行った。また、時間の都合で勤労者予防医療センターに来られない勤労女性妊婦に対して、出張母親教室を実施した。さらに、電子メール・手紙等で指導・相談等を実施した。 (4) 利用者満足度調査を実施し、2,332人(回答者の91.1%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。この満足度調査で把握した利用者の意見を分析し、利用者のニーズに合わせた指導メニューや検査内容、利用しやすい実施時間への変更等の迅速な対応を行った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法については、引き続き今後も積極的に実施していく。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会では予防医療に関する社会の方向性等の把握に努め、また、予防関連学会等では最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用する。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックする。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯にも指導・相談等を行うとともに、出張による個別指導・講習会についても企業等の希望に合わせた時間帯に実施する。また、来所が困難な勤労者に対しては、電話や電子メールを利用した指導を行うとともに、ホームページ上での情報提供についても積極的に推進する。 (4) 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持促進に関するニーズ調査については、その結果について評価・分析を行い、企業のニーズに応じたテーマでの講習会の開催や時間外及び出張による指導や講習を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上に実施する。 ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上に実施する。 ③メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上に実施する。			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						① 32,377人 ② 7,192人 ③ 4,040人	① 35,870人 ② 7,644人 ③ 7,420人	① 48,814人 ② 7,141人 ③ 8,170人	① 35,216人 ② 7,232人 ③ 5,620人
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は、以下のとおり。 労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 <アウトカム指標> 指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。 <アウトプット指標> 勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ760,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ110,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ12,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ20,000人以上に実施する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<アウトカム指標> アウトカム指標の満足度調査については、前中期目標の70%以上を達成したことを踏まえ、中期目標においては、利用者のさらなる満足度を得るため、80%以上に上方修正したことから、中期目標の目標設定値に沿ったもの(平成23年度と同水準)。 <アウトプット指標> 過労死予防対策の個別又は集団指導、勤労者心の電話相談及び勤労女性の生活指導については、指導実務者の労働時間により指導件数の実施可能件数により設定した。しかしながら、指導スタッフの配置人数は現状維持で、実施時間等は時間外、休日にも指導を行うことから、各指導の実施可能件数が限界に達したため、平成24年度計画数については平成23年度と同水準とした(下記参照)。						
24年度目標(アウトプット指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は、以下のとおり。 労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上に実施する。 ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上に実施する。 ③メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上に実施する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期 ①35,294人 ② 7,134人 ③ 3,500人	平成24年度 第二四半期 ①41,621人 ② 7,116人 ③ 5,740人	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「目標数値を全て達成し、高い利用者満足度を得ていることは評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費						事業番号 (24年度)	10	
							事業番号 (23年度)	10	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1.2.3.7.8.9号)						担当係	機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。							
	対象 (誰／何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施している。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構において実施							
20年度予算額 (千円)	8,832,391	21年度予算額 (千円)	2,746,548	22年度予算額 (千円)	1,186,644	23年度予算額 (千円)	3,194,106	24年度予算額 (千円)	2,662,245
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	8,832,119	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,438,572	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,185,800	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,174,822	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	52.4	22年度 予算執行率(%)	99.9	23年度 予算執行率(%)	99.4		
事業／制度の必要性	<p>労働者の業務上の疾病等の療養や、職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスベスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通じて、職業生活の中断を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。</p> <p>このため、臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>								
23年度目標	アウトカム指標	23年度実績	○	①「契約監視委員会」を3回(9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。					
	×		—						
23年度目標	アウトプット指標	23年度実績	○	計画に基づき適切な施設整備を実施した。					
	×		—						
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	契約監視委員会で締結した契約の事後点検及び調達予定案件の事前点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度目標を達成できたことから、今後も契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。						
中期的な目標	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	中期目標に基づき、既存の施設等の耐用年数、使用頻度等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を立て、これに基づき契約を進めていることから、こうした計画の適正な実施を図る。						
24年度目標(アウトプット指標)	平成24年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	平成23年度当初予算では、対中期計画で16%を削減し、また、平成24年度予算においても、更に対中期計画比で10%の削減を図っている。老朽化の著しい箇所や使用に耐えない物等が多いため、これ以上の削減は困難である。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、人事、施設・設備に関する計画について、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (24年度)	11
								事業番号 (23年度)	12
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)附則第8条)							担当係	法規係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和43年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずることなどで、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とする者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額104,290円、最低保障額56,600円) ②常時監視を要し、随時介護を要する者(最高限度額78,220円、最低保障額42,450円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額52,150円、最低保障額28,300円) ※いずれも平成24年度の月額							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
20年度予算額 (千円)	13,954	21年度予算額 (千円)	12,990	22年度予算額 (千円)	12,173	23年度予算額 (千円)	11,778	24年度予算額 (千円)	10,680
うち行政経費	70	うち行政経費	70	うち行政経費	67	うち行政経費	64	うち行政経費	61
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,408	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,615	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,609	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	9,100	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	89.4	21年度 予算執行率(%)	89.9	22年度 予算執行率(%)	87.2	23年度 予算執行率(%)	82.8		
事業／制度の必要性	労災保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことが規定されている。この事業は、当該規定に基づき、平成8年の介護(補償)給付の創設に伴い廃止された「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の受給者であった者に対して、経過措置として同法に基づく介護料を引き続き支給するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	1か月以内に決定した割合は100%であった。 (平成23年度支給人数26人)	
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から決定まで迅速・適正に処理したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災就労保育援護経費		事業番号 (24年度)	12					
			事業番号 (23年度)	13					
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)				担当係	法規係			
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署				事業開始年度	昭和45年			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童…12,000円(一人月額)							
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
20年度予算額 (千円)	2,738,952	21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740	24年度予算額 (千円)	2,963,372
うち行政経費	11,312	うち行政経費	11,298	うち行政経費	10,746	うち行政経費	7,205	うち行政経費	7,254
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,712,749	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,719,058	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	2,849,955	※予算執行率は行政経費を考慮していない ※予算額、事務費及び決算額については、労災就労援護経費、労災就労保育援護経費を合算したものの	
20年度 予算執行率(%)	98.7	21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	94.5	23年度 予算執行率(%)	98.5		
事業/制度の 必要性	労災保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を行うことが規定されている。本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学資等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないよう、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	23年 度実 績	アウト カム 指 標	○	1か月以内に決定した割合は82.19%であった。 (申請件数:143件、1ヶ月以内に決定した件数:119件)			
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウト プット 指 標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就労保育援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災就学援護経費		事業番号 (24年度)	13					
			事業番号 (23年度)	14					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)				担当係	法規係			
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署				事業開始年度	昭和45年			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。 ・小学生…12,000円(一人月額) ・中学生…16,000円(一人月額) ・高校生等…18,000円(一人月額) ・大学生等…39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)							
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
20年度予算額 (千円)	2,758,952	21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740	24年度予算額 (千円)	2,963,372
うち行政経費	11,312	うち行政経費	11,298	うち行政経費	10,746	うち行政経費	7,205	うち行政経費	7,254
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,712,749	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,719,058	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,849,955	※予算執行率は行政経費を考慮していない ※予算額、事務費及び決算額については、労災就学援護経費、労災就労保育援護経費を合算したものの	
20年度 予算執行率(%)	98.7	21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	94.5	23年度 予算執行率(%)	98.5		
事業/制度の 必要性	労災保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を行うことが規定されている。本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学資等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないよう、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
23年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			23年度 実績	アウトカム 指標	○	1か月以内に決定した割合は83.9%であった。 (申請件数:1,107件、1か月以内に決定した件数:927件)	
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット 指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就学援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災保険相談員設置費							事業番号 (24年度)	14
								事業番号 (23年度)	15
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)							担当係	総務係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働基準監督署等に労災保険相談員等(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	公募により採用した労災保険相談員等により、被災労働者、事業主等に対し、労災保険に係る相談業務等を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の迅速・適正な実施のため、以下の事務を行う。 (1)労災保険の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導 (2)労災保険の特別加入に関する相談及び指導 (3)業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導 (4)労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導 (5)その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力							
	実施体制	労働基準監督署等に配置し、事業を実施する。							
20年度予算額 (千円)	846,649	21年度予算額 (千円)	845,381	22年度予算額 (千円)	852,915	23年度予算額 (千円)	913,636	24年度予算額 (千円)	788,946
うち行政経費	846,649	うち行政経費	845,381	うち行政経費	852,915	うち行政経費	913,636	うち行政経費	788,946
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-		
事業／制度の必要性	全国の労働基準監督署へは、被災労働者のほか、一般の労働者や事業主からも労災保険の各種認定基準や保険給付等手続、社会復帰促進等事業等についての問い合わせが日々寄せられており、こうした相談等については、職員や労災保険相談員等が対応している。一方で、職員は、多数の労災請求に対する調査・認定作業をも行っていることから、相談に対する対応を始め、労災保険に係る業務を迅速・適正かつ円滑に運営するために労災保険相談員は必要不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	23年度実績	アウトカム指標	○	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの2.5%であった。			
	アウトプット指標	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。なお、配付するFAQに掲載する相談例は100件以上とする。		アウトプット指標	○	-			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】各労働基準監督署において、労災保険相談員等が相談者に対し適切に対応したことが考えられる。 【アウトプット指標】実際の相談例を踏まえ、実用性の高い充実したFAQとすることを念頭に作業した結果、年度内に配付することができなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	FAQを早急に配布すること等を通じて、引き続き労災保険相談員の対応の水準をさらに向上させる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				0%	2%	4%	4%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	B			予算額又は手法等を見直す					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。						
中期的な目標	-						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働基準監督署利用者の満足度を測るため、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものである。すでに相当程度高い水準の目標設定となっていることから、前年度に引き続き5%と設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切な相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な業務の在り方を検討する。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				3%	1%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	労災ケアサポート事業経費						事業番号 (24年度)	15	
							事業番号 (23年度)	16	
事業の別	被災労働者支援事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉第一係	
実施主体	財団法人労災サポートセンター						事業開始年度	昭和52年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	在宅で介護、看護等が必要な重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師による訪問支援を実施すること等で、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援等を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を必要とする労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成							
	実施体制	全国7ブロック毎に、統括する常勤職員を配置し、事業を実施する。							
20年度予算額 (千円)	1,598,304	21年度予算額 (千円)	1,443,230	22年度予算額 (千円)	854,127	23年度予算額 (千円)	699,131	24年度予算額 (千円)	633,767
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	28	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,506,962	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,387,064	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	854,092	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	662,046	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	94.3	21年度 予算執行率(%)	96.1	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	94.7		
事業/制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対して、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに付随して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の支援等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上(又は通勤による災害)の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。 また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、医師・看護師による専門的な支援が必要である。 22万2千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された労働者と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負い、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じている。こうした労災年金受給者の生命・生活維持に必要な支援を図ることは、国の責務と考えている。								
23年度目標	アウトカム指標	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	有用であった旨の評価: 96.5% ※11,541(有用の評価) / 11,962(総回答数) ※利用者数 13,335人 うちアンケート実施者 7,943人 うちアンケート回答者 6,120人 総回答数 11,962件 うち有用であった旨の評価 11,541件	
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。				アウトプット指標	○	訪問支援の件数: 13,282件	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	重度被災労働者等が必要な介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等の専門スタッフによる訪問支援等が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な不可欠な支援等を適切に実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価の目標(90%以上)を、四半期毎にモニタリングする。			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
		アウトプット指標 訪問支援の目標件数(1万1千1百件以上)を、四半期毎にモニタリングする。				アウトカム指標 仕様書においてアンケート実施対象期間としない。	アウトカム指標 95.1%	アウトカム指標 97.4%	アウトカム指標 97.4%
上記モニタリングの指標を設定できない理由					アウトプット指標 訪問支援実施件数 2,886件	アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,401件	アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,655件	アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,340件	
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	<p>全国に点在する労災年金受給者(主として65歳未満の重度被災労働者)及びその家族に対して、全国7ブロック毎に次の業務を実施する。</p> <p>① 介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を必要とする労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	この事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を実施するため、実施方法の見直し等事務・事業の効率化を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>受益者であるこの事業の利用者からの「有用」性を指標とした。</p> <p>なお、この事業については、23年度実績を踏まえるとともに、重度被災労働者に対し、多岐にわたる支援等を行うことを考慮しつつ、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、目標値を90%と設定したものである。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	<p>調達方法について、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を行うというサービスの特性から、より効果的・効率的なサービス提供の観点から、他の高い専門性と信頼性を有する事業主体の参入可能性を高めるための検討を行う。</p>						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価の目標(90%以上)を、四半期毎にモニタリングする。</p> <p>アウトプット指標 訪問支援の目標件数(1万1千1百件以上)を、四半期毎にモニタリングする。</p>	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				アウトカム指標 95.8%	アウトカム指標 96.6%		
				アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,353件	アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,456件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由							
その他特記事項							

事業名	休業補償特別援護経費							事業番号 (24年度)	16	
								事業番号 (23年度)	18	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	業務係	
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和57年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	休業待期3日間の休業補償を受けられない者の援護を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	遅発性疾病に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において、申請に基づき休業補償3日分に相当する額を支給する。								
20年度予算額 (千円)	600	21年度予算額 (千円)	567	22年度予算額 (千円)	492	23年度予算額 (千円)	1,917	24年度予算額 (千円)	2,149	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,437	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	981	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,119	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,081	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	239.5	21年度 予算執行率(%)	173.0	22年度 予算執行率(%)	430.7	23年度 予算執行率(%)	108.6			
事業／制度の 必要性	この事業は、遅発性疾病に罹患した被災労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									
23年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			23年度 実績	アウトカム 指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は95.7%であった。 (申請件数:93件、1か月以内に決定した件数:89件)		
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット 指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。		
23年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。						
その他特記事項							

事業名	長期家族介護者に対する援護経費		事業番号 (24年度)	17					
			事業番号 (23年度)	19					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	企画調整係					
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署		事業開始年度	平成7年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。							
	対象 (誰/何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局、労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	16,000	21年度予算額 (千円)	12,000	22年度予算額 (千円)	24,000	23年度予算額 (千円)	49,000	24年度予算額 (千円)	51,000
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	18,000	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	36,000	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,000	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	26,000	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	112.5	21年度 予算執行率(%)	300.0	22年度 予算執行率(%)	112.5	23年度 予算執行率(%)	53.1%		
事業／制度の必要性	重度被災労働者の遺族の生活を援護するために社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	23年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は80.8%であった。(申請件数:26件、1か月以内に決定した件数:21件)			
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から決定まで迅速・適正に処理したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	迅速・適正な処理を実現するため、疑義が生じた場合には速やかに本省に確認するよう指示すると共に、本省では都道府県労働局からの疑義照会に速やかに回答する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。						
中期的な目標							
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「長期家族介護支援金」については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり請求から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係							
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
25年度重点施策との関係							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災特別介護施設設置費				事業番号 (24年度)	18				
					事業番号 (23年度)	20				
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)				担当係	年金福祉第一係				
実施主体	国土交通省、都道府県労働局				事業開始年度	平成元年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input checked="" type="checkbox"/> その他(国土交通省に支出委任)									
事業／制度概要	目的 (何のため)	労災特別介護施設は、高齢化の進展等により在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者のための介護施設として、平成4年より順次開所され、現在、全国で8か所設置されているが、開所以来10年から20年余り経過し、各施設において経年劣化が進行している。 こうした施設の不備をそのまま放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図るため、施設の特別修繕を行う。								
	対象 (誰／何を対象に)	特別修繕が必要な労災特別介護施設(北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本の計8施設)。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕。								
	実施体制	労災特別介護施設の特別修繕は、国土交通省に支出委任している。								
20年度予算額 (千円)	161,653	21年度予算額 (千円)	159,129	22年度予算額 (千円)	152,129	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	442,720 (291,278)	24年度予算額 (千円)	88,747	
うち行政経費	161,653	うち行政経費	159,129	うち行政経費	152,129	うち行政経費	442,720	うち行政経費	88,747	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—			
事業／制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害又は通勤による災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。 また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。 労働災害により被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、社会復帰促進等事業として、労災特別介護施設を設置・運営し、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものである。 よって、今後も労災特別介護施設を運営するに当たっては、経年劣化に対応するための施設の特別修繕が必要となる。									
23年度目標	アウトカム指標	蓄熱槽及び配管更新工事実施後、工事実施前の保守点検回数(月当たり平均5回)を工事実施後、月平均3回以下とする。	23年度実績	アウトカム指標	○	工事を終了した空調設備について、現時点で保守点検の必要は生じていない。				
	アウトプット指標	労災特別介護施設(愛媛施設)の蓄熱槽及び配管更新工事に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を迅速に実施する。		アウトプット指標	○	予算の範囲内で一般競争入札により適切に業者を選定した。				
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	蓄熱槽等空調設備の故障原因分析、及び対処方法に基づく設計業者の空調設備機器の設計に時間を要したことから、工事の開始が遅れたが、工事を終了した空調設備により入居者の生命・健康の確保に必要な冷暖房を円滑に稼働させることができていることから、一定の目標を達成したと言える。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	入居者の生命・健康の確保に必要な改修を引き続き実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	契約が適切になされているか、工期までに適切に工事が実施されているか、支出委任先の四国地方整備局に確認をする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期			
				調達事務の進捗状況の確認を行った。	調達事務の進捗状況の確認を行い、10月11日に入札となる公示がされていることを確認した。	平成23年12月9日に受注者と契約締結を行ったことを確認した。	工事の進捗状況の確認を行った。			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	B			予算額又は手法等の見直し						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。						
中期的な目標	経年劣化が進む労災特別介護施設の特別修繕を計画的に実施する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	高齢重度被災労働者の傷病・傷害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するために、その前提として、施設設置者である国は、入居者の生命、身体等に重大な影響を及ぼさぬよう適切な施設・設備環境を整備する必要があることから、特に緊急性の高い施設・設備の修繕を実施することを目標設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	労災特別介護施設のナースコール更新工事(北海道施設、広島施設)及び昇降浴槽更新工事(広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、施設運営を適切にできるよう計画的な予算要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備のため、四半期ごとの効果測定を行うことにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	労災特別介護支援経費						事業番号 (24年度)	19	
							事業番号 (23年度)	21	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉第一係	
実施主体	財団法人労災サポートセンター						事業開始年度	平成元年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者(原則として60歳以上)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者(原則として60歳以上)。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するための施設運営							
	実施体制	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)で、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。							
20年度予算額 (千円)	2,837,444	21年度予算額 (千円)	2,524,534	22年度予算額 (千円)	2,269,423	23年度予算額 (千円)	2,115,887	24年度予算額 (千円)	1,959,195
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,694,402	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,482,273	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,269,416	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,112,125	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	95.0	21年度 予算執行率(%)	98.3	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	99.8		
事業/制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害又は通勤による災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。 また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいことなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられ、さらに、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。 そのため、労働災害により被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、社会復帰促進等事業として労災特別介護施設を設置・運営し、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供している。								
23年度目標	アウトカム指標	本事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	有用であった旨の評価94.9% ※12,940(有用の評価)/13,641(総回答数) ※利用者 712人 うちアンケート実施者 552人 うちアンケート回答者 526人 総回答数 13,641件 うち有用であった旨の評価 12,940件	
	アウトプット指標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。				アウトプット指標	○	入居者数(年平均)720名 入居率 90%	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、労災傷病による傷病・障害の特性に応じた心身両面にわたる適切で専門的な介護を、安定的に実施することとする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	入居率の達成目標(90%以上)に関して、その達成の状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				90.2% 平均721.7人	90.0% 平均720.0人	90.3% 平均722.3人	89.5% 平均716.0人		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	この事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	高齢重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を実施するため、事務・事業の効率化を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	受給者であるサービス利用者の「有用」性を指標とした。本事業については、23年度実績を踏まえるとともに、施設の入居者から年1回、定期的に調査を行うことにより、事業の有用性について、一定の高い水準を担保することを意図して、目標値を90%と設定したものである。						
24年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	調達方法について、重度被災労働者に対する施設介護サービスを提供するという特性から、より効果的・効率的なサービス提供の観点から、他の高い専門性と信頼性を有する事業主体の参入可能性を高めるための検討を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	入居率の達成目標(90%以上)に関して、その達成の状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				89.8% 平均718人	89.5% 平均716人		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費 (平成23年度限りで廃止)		事業番号 (24年度)	20						
			事業番号 (23年度)	22						
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	福祉係						
実施主体	(財)労災保険情報センター		事業開始年度	昭和63年						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(財)労災保険情報センター) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／制度概要	目的 (何のため)	国が行う労災認定や労災診療費の支払についての行政決定に関する一連の業務を迅速かつ適正に行うため。								
	対象 (誰/何を対象に)	(財)労災保険情報センター(企画競争による選定を受けて。平成23年度)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払を確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託。								
	実施体制	(財)労災保険情報センター本部及び全国47地方事務所								
20年度予算額 (千円)	3,534,218	21年度予算額 (千円)	3,346,782	22年度予算額 (千円)	3,250,731	23年度予算額 (千円)	1,551,848	24年度予算額 (千円)	—	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,221,219	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,331,412	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,219,524	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	1,551,824	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	91.1	21年度 予算執行率(%)	99.5	22年度 予算執行率(%)	99.0	23年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	行政刷新会議WGによる事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分けの指摘等を踏まえ、労災レセプト点検事務等の効果的・効率的実施の観点から、平成23年度中にこの事業を廃止し、国が直接労災レセプト点検業務等を行うこととした。									
23年度目標	アウトカム指標	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	労働局において妥当とされた件数の割合、99.9% ※ 労働局において妥当とされた件数(151,119件)/受託者による疑義指摘件数(151,121件)		
	アウトプット指標	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。				アウトプット指標	○	労働局への成果物の提出期限を確実に遵守した割合、100%		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者の各地方事務所において医師を講師とした「医学的知識の習得研修」など各種研修を実施したことにより、職員の審査点検業務に係る能力及び意識を高いレベルで維持できたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度限りの事業である。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期ごとに(財)労災保険情報センターから労働局へ審査点検後のレセプト及び疑義付箋等が期日までに提出されている割合	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期			
				100%	100%	—	—			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			平成23年度限りで廃止						

24年度事業概要	—						
24年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	—						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費								事業番号 (24年度)	21
									事業番号 (23年度)	23
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)								担当係	福祉係
実施主体	(財)労災保険情報センター(23年度交付先)								事業開始年度	平成元年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／制度概要	目的 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災指定医療機関制度の維持、充実を図るため。								
	対象 (誰／何を対象に)	労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所(労災指定医療機関)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助。								
	実施体制	(財)労災保険情報センターと貸付契約を締結している労災指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。								
20年度予算額 (千円)	7,821,739	21年度予算額 (千円)	5,541,774	22年度予算額 (千円)	3,322,040	23年度予算額 (千円)	4,095,241	24年度予算額 (千円)	2,921,686	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,821,739	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,541,774	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,322,040	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,095,241	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災指定医療機関を確保・維持することで、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
23年度目標	アウトカム指標	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。(平成23年3月末現在 39,184機関)			23年度実績	アウトカム指標	○	労災指定医療機関数、39,412機関(平成23年9月末現在)		
	アウトプット指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット指標	○	受け付けた貸付請求で、当月末までに支払われた件数、100%		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な事務処理が行われ、貸付請求が請求月末に100%支払われ、また、そのことが労災指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期			
				100%	100%	100%	100%			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。(平成23年9月末現在 39,412機関)						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	(財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災指定医療機関制度の維持及び充実を図る。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				100%	100%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	労災援護金等経費		事業番号 (24年度)	22					
			事業番号 (23年度)	24					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	福祉係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	平成16年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局で、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
20年度予算額 (千円)	19,043	21年度予算額 (千円)	17,479	22年度予算額 (千円)	17,508	23年度予算額 (千円)	16,316	24年度予算額 (千円)	10,011
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,387	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,886	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,412	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	12,175	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	80.8	21年度 予算執行率(%)	90.9	22年度 予算執行率(%)	42.3	23年度 予算執行率(%)	74.6		
事業／制度の必要性	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用等を支給することで、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
23年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする	23年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合、100% (申請件数:39件、1か月以内に決定した件数:39件)			
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達に基づき、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう、都道府県労働局へ指導する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—		左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1か月以内での支給決定を目標として設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	石綿関連疾病診断技術研修事業		事業番号 (24年度)		23					
			事業番号 (23年度)		25					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)				担当係		職業病認定対策 室職業病認定業 務第二係			
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(23年度委託先)				事業開始年度		平成18年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:未定) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／制度概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患の診断や石綿ばく露に関する所見についてはその判断が困難な場合が多く、診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え石綿ばく露等についても知識が必要であることから、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることを目的に、医療関係者に対し石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を委託して実施することで、医療関係者による労災請求の勧奨等を通じて被災労働者の援護を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	上記医療関係者に対し、受託者が以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について								
	実施体制	受託者は、研修プログラム検討委員会を設置し研修プログラムの選定・作成を行った上で、全国複数の地域で研修を実施する。								
20年度予算額 (千円)	28,766	21年度予算額 (千円)	35,211	22年度予算額 (千円)	23,120	23年度予算額 (千円)	22,798	24年度予算額 (千円)	22,301	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	28	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	23,977	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,698	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,124	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	21,802	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	83.4	21年度 予算執行率(%)	92.9	22年度 予算執行率(%)	82.8	23年度 予算執行率(%)	95.6			
事業／制度の必要性	石綿関連疾患の診断や石綿ばく露に関する所見についてはその判断が困難な場合が多く、診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療関係者に対し石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要がある。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について									
23年度目標	アウトカム指標	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検査方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人)			23年度実績	○	受講者からの「有意義であった」旨の回答率、82.2% (受講者948人、アンケート実施607人、有意義であった旨の回答499人)			
	アウトプット指標	全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。				○	計31回、延べ948人を対象に研修を実施			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者が石綿関連疾患の診断に係る指導的人材及び効果的な研修資料を確保、活用できたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	研修内容について最新の医学的知見等を反映したものになるよう改善を図る。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は研修を実施するものであるが、毎四半期コンスタントに行うものではないため、モニタリング評価に馴染まない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)						
中期的な目標	研修内容について最新の医学的知見等を反映したものになるよう改善を図りながら、事業を継続実施し、石綿関連疾患に係る全国的な診断体制を確立する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	24年度も引き続き医療従事者に対する石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることが重要であるため、前年度と同様の規模で事業を継続実施し、少なくとも前年度と同水準の成果を得よう努力する。						
24年度目標(アウトプット指標)	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は研修を実施するものであるが、毎四半期コンスタントに行うものではないため、モニタリング評価に馴染まない。						
その他特記事項	アウトカム指標、アウトプット指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	業務上疾病に関する医学的知見の収集							事業番号 (24年度)	24	
								事業番号 (23年度)	26	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	職業病認定対策室職業病認定業務第一係	
実施主体	(株)三菱総合研究所(23年度委託先)							事業開始年度	平成21年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:未定) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	労災請求事案の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を踏まえ、疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、国内外の医学文献を収集することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	総合評価落札方式で選定した業者に委託することにより、業務上疾病に関する医学的知見を収集する。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)対象疾病に関する国内外の医学文献を収集する。 (2)医学専門家による医学文献検討委員会を組織し、収集した文献のレビューを行う。 (3)上記(2)のレビュー結果を報告書としてとりまとめる。								
	実施体制	委託先業者に対象疾病に関する豊富な知識・研究実績を有する5名以上の医学専門家で構成する医学文献検討委員会を設置								
20年度予算額 (千円)	-	21年度予算額 (千円)	15,743	22年度予算額 (千円)	15,595	23年度予算額 (千円)	15,507	24年度予算額 (千円)	15,783	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	28	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,449	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,631	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	12,175	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率(%)	92	22年度 予算執行率(%)	43	23年度 予算執行率(%)	79			
事業/制度の必要性	労災請求事案の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を収集し、疾病の発生と業務との関連を明らかにすることが不可欠である。このため、本事業は、対象とする疾病を年度ごとに選定し、継続して実施している。									
23年度目標	アウトカム指標	医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定に資する基礎資料を得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	化学物質等による疾病及び受動喫煙による疾病に関する医学的知見を適切に収集し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができた。		
	アウトプット指標	収集文献数 1,500文献				アウトプット指標	○	収集文献数 3,142文献		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者が、医学的知見を収集・評価するための人材及び有益な資料を確保、活用できたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、高い専門能力を有する受託者の選定に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、契約期間内に医学文献を収集し、報告書を作成するものであり、四半期単位でのモニタリング評価に馴染まないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

24年度事業概要	放射線被ばくによる疾病について、これまでに得られている医学的知見を収集・分析し、業務上疾病の認定に資する情報(ばく露量と疾病発生との関係等)を整理する。						
24年度目標(アウトカム指標)	有用な医学的知見を収集し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	迅速・適正な労災認定のための基礎資料を集積する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	放射線被ばくによる疾病について、迅速・適正な労災認定に当たって必要となる情報を整理する必要があることから、有用な医学的知見を収集し、報告書を取りまとめることを目標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	収集文献数 1,200文献						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	事業廃止(予算科目の見直しに伴い、(項)業務取扱費へ組替要求を行う。)						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、契約期間内に医学文献を収集し、報告書を作成するものであり、四半期単位でのモニタリング評価定に馴染まないため。						
その他特記事項	—						

事業名	石綿確定診断等事業						事業番号 (24年度)	25	
							事業番号 (23年度)	27	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	補償課職業病認定対策室職業病認定業務第二係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(23年度委託先)						事業開始年度	平成21年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患の労災認定に不可欠な石綿関連疾患であることの確定診断や医学的所見の有無の確認等について、委託事業として高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家が石綿関連疾患の確定診断等を実施することで、迅速・適正な労災認定を行い、被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	受託者が、労働基準監督署からの依頼等に基づき石綿関連疾患に関する複数の専門家による確定診断委員会を開催し、医学的資料を基に確定診断等を実施。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の診断等を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測							
	実施体制	受託者が石綿関連疾患に係る高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の医学専門家による確定診断委員会を設置							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	25,316	22年度予算額 (千円)	25,344	23年度予算額 (千円)	17,685	24年度予算額 (千円)	17,423
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	28	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	8,996	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	13,005	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,559	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	35.5	22年度 予算執行率(%)	51.4	23年度 予算執行率(%)	54.1		
事業/制度の必要性	石綿関連疾患の労災保険請求等について迅速・適正な給付等を行うため、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」で以下の診断等を実施し、依頼元である労働基準監督署に対し意見書等を提出する必要がある。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測								
23年度目標	アウトカム指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものについて、100%疾患を確定する。			23年度実績	アウトカム指標	○	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断委員会にて疾患を確定した。	
	アウトプット指標	労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。				アウトプット指標	○	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断委員会にて確定診断を実施した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者が、石綿関連疾患の適切な確定診断等を行うための人材を確保、活用できたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、高い専門能力を有する受託者の選定に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼に対して、疾患を確定した割合	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				94.3%	126.1%	40.5%	151.4%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。						
中期的な目標	確定診断等の依頼を受けた全ての事案について確実に疾患の確定等を行うため、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に委託し、効率的・効果的な実施に努める。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	この事業は労働基準監督署からの依頼を受けて実施するものであり、的確な確定診断等を行い意見書を作成することが重要であるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署あて回答する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	確定診断等の依頼を受けている事案の件数に対し、確定診断等を行い完結処理を行った件数の割合	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				165%	95%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項							

事業名	労働安全衛生等事務費							事業番号 (24年度)	26
								事業番号 (23年度)	28
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要がある、労働安全衛生対策推進のために監督指導等を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を購入するものである。(事務費) 適切に労働安全衛生対策を推進するため、必要な消耗品等を購入することにより、労働者の安全及び衛生の確保を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	安全衛生業務に従事する職員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	職員が適切に労働安全衛生対策を推進するために、書籍やコピー用紙等必要な消耗品等を購入する。							
	実施体制	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	482,843	21年度予算額 (千円)	451,969	22年度予算額 (千円)	460,079	23年度予算額 (千円)	301,119	24年度予算額 (千円)	228,616
うち行政経費	482,843	うち行政経費	451,969	うち行政経費	460,079	うち行政経費	301,119	うち行政経費	228,616
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	必要な消耗品等を購入することにより、適切正に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な経費である。								
23年度目標	アウトカム指標	労働安全衛生対策のための監督指導等に必要な消耗品等を購入し、同対策を着実に推進することにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。		23年度実績	アウトカム指標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況 平成14年度～平成18年度合計616,204人 平成19年度～平成23年度合計565,473人)		
	アウトプット指標	監督署の業務において労働安全衛生対策の推進を実施するに当たり必要な消耗品である書籍やコピー用紙等を購入する。			アウトプット指標	○	監督署の業務において労働安全衛生対策の推進を実施するにあたり必要な消耗品である書籍やコピー用紙等を購入した。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	必要な消耗品等を購入し、監督指導を行い、適正に労働安全衛生対策を推進したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適正な労働安全衛生対策に取り組む。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				死亡者数 259人 死傷者数 28,233人	死亡者数 246人 死傷者数 30,788人	死亡者数 261人 死傷者数 29,323人	死亡者数 271人 死傷者数 30,753人 ※第4四半期のみ速報値		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、節約を図った前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合の理由)	消耗品等の購入経費であるため、「アウトカム指標」の設定は馴染まないものであるが、消耗品等を効率的に使用することにより、コスト削減を図り、これを予算に反映させることを指標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	アウトカム指標、アウトプット指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	安全衛生関係等調査研究費						事業番号 (24年度)	27	
							事業番号 (23年度)	29	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画・法規係	
実施主体	民間団体						事業開始年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社インテージ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	業務委託契約や請負契約に基づいて自営業者として就業する請負自営業者が、勤務実態は労働者と類似しているにもかかわらず、契約上は委託契約や請負契約であることを理由に、労働基準関係法令の適用を受けず、安全管理等の面で保護に欠けるおそれがあることが懸念される。このため、請負自営業者の労働者性に関する実態等を把握するため、その契約内容や就労実態について把握する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主や労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握するため、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。							
	実施体制	民間調査機関で実施。							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	12,912	23年度予算額 (千円)	8,048	24年度予算額 (千円)	8,052
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,500	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	6,814	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	81.3	23年度 予算執行率(%)	84.7		
事業/制度の必要性	業務委託契約や請負契約に基づいて就業する請負自営業者について、労働者として保護すべきである者にもかかわらず、労働基準法や労働安全衛生法等、労働基準関係法令が適用されていない場合、安全衛生をはじめ保護に欠けるおそれがあり、その契約内容や就労実態について把握する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握する。			アウトカム指標	○	「営業・販売」、「理容・美容」、「軽貨物運送業」の職種に対し、契約内容や就労実態について調査し、報告書としてとりまとめた。		
	アウトプット指標	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について実態を把握し、調査結果を報告書としてとりまとめる。 ・アンケート調査 5,000事業場(予定) ・ヒアリング調査 15事業場(予定)			アウトプット指標	○	5,919の対象(2,500の事業者、3,394の個人にアンケート調査、13の事業場、12の個人にヒアリング調査)に対して、契約内容や就労実態について調査を行い、報告書としてとりまとめた。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	求人サイト等から調査対象を抽出するなど、幅広く調査対象となる事業場の情報を収集したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	この調査で、特定の職種の契約内容や就労実態について調査結果をとりまとめたが、他の職種についても、労働者性に関わる問題がないか、調査対象とする職種を精査し、調査を継続する必要がある。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査研究は一年度単位で行うものであり、成果物(報告書)についても一年の調査研究のとりまとめとして作成するため、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	雇用類似の関係にある請自営業者の契約内容や就労実態について、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。						
24年度目標(アウトカム指標)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握する。						
中期的な目標	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に係る問題点について把握する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	業務委託契約や請負契約に基づいて就業する請負自営業者について、労働者として保護すべきである者にもかかわらず、労働基準法や労働安全衛生法等、労働基準関係法令が適用されていない場合、労働衛生をはじめ保護に欠けるおそれがあり、その契約内容や就労実態について把握する必要があるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について実態を把握し、調査結果を報告書としてとりまとめる。 ・アンケート調査 5,000事業場(予定) ・ヒアリング調査 30事業場(予定)						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査研究は一年度単位で行うものであり、成果物(報告書)についても一年の調査研究のとりまとめとして作成するため、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (危険性・有害性等の調査等普及促進事業) 【24年度重点目標管理事業】					事業番号 (24年度)	28-1				
						事業番号 (23年度)	30				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	物流・サービス産業・マネジメント班				
実施主体	民間業者等					事業開始年度	平成19年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()										
事業／制度概要	目的 (何のため)	多様化する事業場内の危険性・有害性の要因に対応して労働災害の防止を図るためには、職場での労働災害発生のリスクを事前に摘み取ることが必要であることから、事業場での「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)」の実施促進を図るための事業を行う。									
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: (平成22年度) 企画競争方式による随意契約、(平成23年度) 競争最低価格方式による一般競争入札 事業内容: (平成22年度) 企業外専門家による安全衛生診断事業等を行う。 (平成23年度) 全国の中小零細規模事業場集団を対象としたリスクアセスメント研修事業を行う。									
	実施体制	(H22年度) 社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 (H23年度) 株式会社インターリスク総研 (H24年度) 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会									
20年度予算額 (千円)	152,586	21年度予算額 (千円)	241,342	22年度予算額 (千円)	93,794	23年度予算額 (千円)	81,457	24年度予算額 (千円)	88,968		
うち行政経費	7,099	うち行政経費	7,035	うち行政経費	7,050	うち行政経費	7,025	うち行政経費	7,396		
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	168,463	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	149,193	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	86,605	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	69,825	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
20年度 予算執行率(%)	115.8	21年度 予算執行率(%)	63.7	22年度 予算執行率(%)	99.8	23年度 予算執行率(%)	93.8				
事業／制度の必要性	第11次労働災害防止計画(平成20年度からの5カ年計画)で、期間中の目標としてリスクアセスメントの実施率を着実に向上させることとされ、現状の実施率(38.1%)を踏まえると引き続き事業を実施する必要がある。										
23年度目標	アウトカム指標	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	座学研修: 95.3% (有益であったと回答した参加者(1,540人) / 研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(1,616人)) 実践研修: 96.7% (有益であったと回答した参加者(1,245人) / 研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(1,287人))			
	アウトプット指標	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、2000名以上を参加させる。				アウトプット指標	○	座学研修1,689名、実践研修1,395名の延べ3,084名が参加した。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標) 研修会の実施によって、リスクアセスメントの継続的取組の必要性について事業者が理解を深めることができたためと考える。 (アウトプット指標) リスクアセスメントに係る研修会を適切に実施できたためと考える。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであり、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

24年度事業概要	中小零細規模事業場では、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウやこれを担う人材が十分ではないため、中小零細規模事業場でのリスクアセスメントが円滑に導入・実施されるよう、支援を行うことによって、中小零細規模事業場での労働安全衛生水準の向上を図る。						
24年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	23年度に引き続き24年度も費用対効果も踏まえ、研修(集団指導)形式で実施することとしたところである。他の研修実施事業での目標設定値を参考として、80%とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、2000名以上を参加させる。						
24年度重点施策との関係	「安全から元気を起こす戦略」の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	25年度も継続して実施						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (安全プロジェクト推進事業) 【24年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	28-2	
							事業番号 (23年度)	-	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務係	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成24年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	企業は労働安全衛生関係法令の遵守や民事上の安全配慮義務を果たす必要があるが、景気や企業競争のしわ寄せによって安全軽視につながるがないよう、社会全体がステークホルダーとなって、企業の安全への取組を注視するとともに、安全への取組に意欲のある企業が評価される環境を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	民間企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容: ① 賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び自社の労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。 ② プロジェクトの活動として、プロジェクトメンバーが実践している創意工夫された安全活動や自社の安全教育設備を外部に開放するなど地域の企業への協力を行っている事例を紹介し、中小企業での安全活動を支援する。							
	実施体制	富士通株式会社							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	—	24年度予算額 (千円)	22,487
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	0
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	企業の安全への取組を注視するとともに、安全への取組に意欲のある企業が評価される環境を整備することで、社会問題になりつつある、景気や厳しい企業競争のしわ寄せが企業あるいはその取引先での安全の軽視につながって労働災害を誘発するという事態を防止するとともに、現場の安全力の維持・向上を図っていく必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	—			23年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			平成24年度新規事業					

24年度事業概要	①「あんぜんプロジェクト」及び「職場のあんぜんサイト」ホームページの更新・保守 ②「あんぜんプロジェクト」ホームページ上での安全活動に関するコンクールの実施 ③安全衛生需要等調査の実施 ④「安全から元気を起こす戦略」に関する催事の事務局業務 ⑤「安全から元気を起こす戦略」に関する総合的な周知・広報の実施						
24年度目標(アウトカム指標)	①ホームページのアクセス数を1,100万件以上確保する。 ②安全衛生需要等調査を実施し、事業者等から「調査が有用であった」旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	ホームページのアクセス数を着実に増加させ、労働災害防止のための情報の普及を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①事業の周知と広報の効果を検証するためホームページアクセス数を目標に設定した。 ②国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するため有用度80%以上を目標に設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	「安全プロジェクト」ホームページ上での安全活動に関するコンクールの応募事例の掲載を300件以上とする。						
24年度重点施策との関係	「安全から元気を起こす戦略」の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	本事業の趣旨・目的は「安全から元気を起こす戦略」の「戦略1 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり」に合致することから、平成25年度概算要求ではアンケートの結果等を基に、費用対効果に留意しつつも、一層コンテンツの充実を図るべく要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページのアクセス数1,100万件以上	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				3,098,246件	3,085,414件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業) 【24年度重点目標管理事業】							事業番号 (24年度)	28-3
								事業番号 (23年度)	31
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者(とくに中小規模)及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: 企画競争方式による随意契約 事業内容: インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。							
	実施体制	株式会社インタリスク総研							
20年度予算額 (千円)	440,402	21年度予算額 (千円)	428,976	22年度予算額 (千円)	339,894	23年度予算額 (千円)	75,366	24年度予算額 (千円)	51,712
うち行政経費	3,070	うち行政経費	2,146	うち行政経費	2,147	うち行政経費	0	うち行政経費	0
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	437,332	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	476,765	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	375,290	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	48,189	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	111.7	22年度 予算執行率(%)	111.1	23年度 予算執行率(%)	63.9%		
事業/制度の必要性	各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための、情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。								
23年度目標	アウトカム指標	①サイトへアクセスした企業への抽出調査によって、企業の安全衛生対策に役立ったとする割合を90%以上とする。 ②充実した情報提供等によって、ホームページへのアクセス件数を2千万件以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	-	
	アウトプット指標	上記①～②によりホームページ上のコンテンツの一層の充実を図る。「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加する。				アウトプット指標	○	「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	サイトの周知・広報が不足したこと、初年度ということもあって、適切なアクセス数が見積もれなかったことが考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	「リスクアセスメント実施支援ツール」のコンテンツは引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの内容を一層充実させるよう今後改善を図りたい。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページアクセス件数の合計	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				682,672件	2,782,516件	2,545,146件	2,984,262件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

24年度事業概要	<p>実施方法:委託事業 調達方法:①一般競争入札②一般競争入札</p> <p>① 災害事例等作成事業(労働者死傷病報告、災害調査復命書をもとに災害要因の分析等を行うとともに、その分析結果等については事業者が活用しやすい形に加工して公開し事業場での安全衛生活動に活用できるようにする) ② 労働災害情報コンテンツの一元管理(上記①、②で作成したコンテンツを厚生労働省ホームページに掲載し、保守・管理を行う。)</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	ホームページへのアクセス数を1,100万件以上とする。						
中期的な目標	ホームページのアクセス数を着実に増加させ、労働災害防止のための情報の普及を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業の周知と広報の効果を検証するためホームページアクセス数を目標に設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	各種労働災害データベースの作成(500件)						
24年度重点施策との関係	「安全から元気を起こす戦略」の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	本事業の趣旨・目的は「安全から元気を起こす戦略」における「戦略2 企業の安全活動の活性化を支援」に合致することから、平成25年度概算要求においては、「安全から元気を起こす戦略の推進経費」に組替えた上で、アンケートの結果等を踏まえ、費用対効果に留意しつつも、よりコンテンツの充実を図るべく要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページへのアクセス件数(1,100万件) ②各種労働災害データベースの作成(500件)	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期 ①3,098,246 ②50件	平成24年度第二四半期 ①3,085,414 ②200件	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (次代の安全の中核を担う人材育成事業) 【24年度重点目標管理事業】		事業番号 (24年度)	28-4					
			事業番号 (23年度)	-					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	物流・サービス産業・マネジメント班					
実施主体	民間業者等		事業開始年度	平成24年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 株式会社労働調査会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	企業の若い世代は自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかと懸念が指摘されていることから、次代の安全の中核を担う人材の育成が急務となっている。 このため、安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信によって、人材育成のための各種支援策を展開することで、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: 総合評価落札方式による一般競争入札 事業内容: 安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信を行う。							
	実施体制	株式会社労働調査会							
20年度予算額 (千円)	-	21年度予算額 (千円)	-	22年度予算額 (千円)	-	23年度予算額 (千円)	-	24年度予算額 (千円)	12,211
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	0
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-		
事業／制度の必要性	新成長戦略の改革工程表にある「労働災害発生件数を3割減」を達成するために、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進することで中長期的に労働災害の防止を図ることが必要不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	-	23年度実績	アウトカム指標	○	-			
	アウトプット指標	-		アウトプット指標	○	-			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	-			平成24年度新規事業					

24年度事業概要	安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信によって人材育成のための各種支援策を展開することで、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。						
24年度目標(アウトカム指標)	メールマガジンの総配信件数:50000件以上						
中期的な目標	職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	企業の若い世代は自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかと懸念が指摘されていることから、より多くの職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等に対して広く安全衛生に関する情報を周知する必要があるため、メールマガジンの総配信件数を目標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	好事例集作成に際し、安全衛生に係る人材育成等についてのヒアリング調査を行った事業場数:50事業場						
24年度重点施策との関係	「安全から元気を起こす戦略」の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	事業廃止						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メールマガジンの総配信件数50,000件以上	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【モニタリングの指標について】 契約締結日は平成24年9月24日であり、第3四半期と第4四半期で目標数値を達成する予定。						

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (化学物質の危険有害性情報の伝達の促進) (平成23年度は「化学物質管理の支援体制の整備」事業) 【24年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	28-5				
					事業番号 (23年度)	41				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	業務係				
実施主体	中央労働災害防止協会				事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	化学物質の自主的管理を促進し、また国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。								
	対象 (誰/何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかになっておらず、有害性を明らかにする必要がある。								
	実施体制	一般競争(総合評価落札方式)を経て選定された委託先(注)(中央労働災害防止協会)が事業を実施。 (注)ナノマテリアルの吸入ばく露試験については、公募を経て決定された委託先。								
20年度予算額 (千円)	405,049	21年度予算額 (千円)	699,756	22年度予算額 (千円)	402,392	23年度予算額 (千円)	100,259	24年度予算額 (千円)	62,049	
うち行政経費	3,156	うち行政経費	7,916	うち行政経費	8,331	うち行政経費	0	うち行政経費	0	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	356,540	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	675,290	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	376,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	90,580	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	89%	21年度 予算執行率(%)	97.6	22年度 予算執行率(%)	96	23年度 予算執行率(%)	90%			
事業/制度の必要性	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかになっておらず、有害性を明らかにする必要がある。									
23年度目標	アウトカム指標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○ ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合は98%となった。 × ①モデルMSDSのホームページアクセス数は119万件にとどまった。			
	アウトプット指標	①200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21.12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。				アウトプット指標	○ ①201の化学物質についてGHS分類を行った。 ○ ②5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を実施済み。また、有害物ばく露作業報告があり、測定方法の検討が終了した8物質について初期リスク評価を実施。 × ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行った。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【達成できた理由】 計画的に事業を行ったため。 【達成できなかった理由】 ホームページについては平成23年度の調査より、これまで中央労働災害防止協会に委託して運営していたものを厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に移行した最初の年であり、サイトの知名度が十分ではなかったことからアクセス数が少なくなったと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	化学物質のGHS分類については引き続き事業を行う。 「モデルMSDS」のコンテンツは、引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの周知を一層徹底させるよう今後改善を図りたい。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページアクセス数(GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報関連)			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
						101,866	372,952	343,312	370,415	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-									
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						

24年度事業概要	化学物質の自主的管理を促進するため、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う。						
24年度目標(アウトカム指標)	モデルMSDS関係のホームページアクセス数を前年度で2割以上増加させる。						
中期的な目標	ホームページのアクセス数を着実に増加させ、労働災害防止のための情報の普及を図る。事業場における化学物質のリスクアセスメントの実施率を向上させる。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業場において、化学物質のリスクアセスメント等の自主管理を実施する際、MSDSにより化学物質の有害性等を調べる必要があるため、モデルMSDSのアクセス数は事業場における化学物質のリスクアセスメントの実施状況の指標となる。						
24年度目標(アウトプット指標)	160の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。						
24年度重点施策との関係	「安全から元気を起こす戦略」の推進、職場における化学物質管理の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	化学物質は、外見からは物質を区別したり性状や取扱い上の留意点を把握して適切に管理することが困難であるため、不適切な取扱いによる労働災害も相次いでおり、また、大阪の印刷工場における胆管がん事案を契機に未規制化学物質への対応が求められている。このため、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援により、化学物質による労働者の健康障害防止対策を進めるべく要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページアクセス数(GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報関連)	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				408,804	432,940		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	災害事例の労働災害防止活動への活用促進等事業 【23年度限りの経費】							事業番号 (24年度)	29
								事業番号 (23年度)	31
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務班
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成13年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者(とくに中小規模)及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 事業内容:インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。							
	実施体制	株式会社インタリスク総研							
20年度予算額 (千円)	440,402	21年度予算額 (千円)	428,976	22年度予算額 (千円)	339,894	23年度予算額 (千円)	24,774	24年度予算額 (千円)	0
うち行政経費	3,070	うち行政経費	2,146	うち行政経費	2,147	うち行政経費	0	うち行政経費	0
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	437,332	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	476,765	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	375,290	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	7,280	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	111.7	22年度 予算執行率(%)	111.1	23年度 予算執行率(%)	29.4%		
事業/制度の必要性	労働災害防止対策の推進を図るためには、各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底・充実等が不可欠であるが、中小企業をはじめとする各事業者が独自にこれらの適切な情報・安全衛生教材を収集・開発すること等は困難かつ不効率であること等から、多くの事業者にとって不可欠な情報の収集・提供等が必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	①サイトへアクセスした企業への抽出調査によって、企業の安全衛生対策に役立ったとする割合を90%以上とする。 ②充実した情報提供等によって、ホームページへのアクセス件数を2千万件以上とする。			23年度実績	○	-		
	アウトプット指標	上記①～②によりホームページ上のコンテンツの一層の充実を図る。「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加する。				○	「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加した。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	サイトの周知・広報が不足したことと、初年度ということもあって、適切なアクセス数が見積もれなかったことが考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	「リスクアセスメント実施支援ツール」のコンテンツは引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの内容を一層充実させるよう今後改善を図りたい。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページアクセス件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				682,672件	2,782,516件	2,545,146件	2,984,262件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	C			平成23年度限りの事業					

24年度事業概要	—							
24年度目標(アウトカム指標)	—							
中期的な目標	—							
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—							
24年度目標(アウトプット指標)	—							
24年度重点施策との関係	—							
25年度要求に向けた事業の方向性	—							
25年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	—							

(労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	安全衛生啓発指導等経費		事業番号 (24年度)	30-1					
			事業番号 (23年度)	32					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	管理係					
実施主体	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署		事業開始年度						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者と労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 							
	実施体制	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署が実施。							
20年度予算額 (千円)	138,005	21年度予算額 (千円)	86,254	22年度予算額 (千円)	84,333	23年度予算額 (千円)	228,559	24年度予算額 (千円)	89,708
うち行政経費	138,005	うち行政経費	86,254	うち行政経費	84,333	うち行政経費	81,946	うち行政経費	89,708
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	災害防止の指導を行うに当たって、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要となることから、当該経費は指導の手段の確保にあたって必要な経費である。 また、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
23年度目標	アウトカム指標	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。	23年度実績	アウトカム指標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況:平成14年度～平成18年度合計616,204人、平成19年度～平成23年度合計565,473人)			
	アウトプット指標	①計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布する。 ②安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。		アウトプット指標	○	①計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布した。 ②安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施した。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、適切に労働安全衛生対策を推進したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課	引き続き実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度 第1四半期	平成23年度 第2四半期	平成23年度 第3四半期	平成23年度 第4四半期		
				死亡者数 259人 死傷者数 28,233人	死亡者数 246人 死傷者数 30,788人	死亡者数 261人 死傷者数 29,323人	死亡者数 30,753人 死亡者 271人 ※第4四半期のみ速報値		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 労働現場や労働安全衛生に知見を持つ専門家で構成する会議(都道府県労働局安全衛生労使専門家会議)を開催し、地域における労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取する。 						
24年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を安全衛生施策に反映させる。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	都道府県労働局が推進する安全衛生施策について、地域の実情や現場実態を踏まえたより効果的、効率的なものとするため、上記目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であることから、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	アウトカム指標、アウトプット指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)				事業番号 (24年度)	30-2				
					事業番号 (23年度)	32				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)				担当係	業務係				
実施主体	民間業者等				事業開始年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業者と労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 ・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 ・優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 								
	実施体制	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署が実施。								
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	146,613	24年度予算額 (千円)	103,395	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	146,613	うち行政経費	0	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必要性	災害防止の指導を行うに当たって、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要となることから、当該経費は指導の手段の確保にあたって必要な経費である。 また、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。									
23年度目標	アウトカム指標	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。			23年度実績	アウトカム指標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況:平成14年度～平成18年度合計616,204人、平成19年度～平成23年度合計565,473人)		
	アウトプット指標	①計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布する。 ②安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。				アウトプット指標	○	①計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布した。 ②安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施した。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、適切に労働安全衛生対策を推進したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第1四半期	平成23年度第2四半期	平成23年度第3四半期	平成23年度第4四半期			
				死亡者数 259人 死傷者数 28,233人	死亡者数 246人 死傷者数 30,788人	死亡者数 261人 死傷者数 29,323人	死亡者数 30,753人 死亡者 271人 ※第4四半期のみ速報値			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	技能講習機関から引渡し等された技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理し、本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。						
24年度目標(アウトカム指標)	技能講習修了証明書発行業務での帳票の引き受け数を電子データ・紙データ合わせて100万件以上受領する。						
中期的な目標	現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止する。 技能講習修了者がいつでも修了証明書の発行を受け、不利益を受けないようデータ環境整備する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	技能講習修了者のデータ入力と技能講習修了証明書の交付の基になるデータの収集を目標に設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	技能講習修了者のデータを80万件以上入力する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	24年度同様継続して実施し、技能講習修了者がいつでも修了証明書の発行を受け、不利益を受けないようデータ環境整備する。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①技能講習修了証明書発行業務での帳票の引き受け数100万件以上 ②技能講習修了者のデータ入力を80万件以上	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				①208,039件 ②210,174件	①171,994件 ②170,869件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費								事業番号 (24年度)	31
									事業番号 (23年度)	33
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）								担当係	独法班
実施主体	本省労働基準局安全衛生部								事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案される必要があるため。								
	対象 (誰／何を対象に)	職員								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	化学物質による人への健康影響に関してガイドライン作成する、リスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。								
	実施体制	本省労働基準局安全衛生部								
20年度予算額 (千円)	2,210	21年度予算額 (千円)	2,280	22年度予算額 (千円)	2,248	23年度予算額 (千円)	10,275	24年度予算額 (千円)	9,715	
うち行政経費	2,210	うち行政経費	2,280	うち行政経費	2,248	うち行政経費	3,660	うち行政経費	4,924	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	4,922	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	74.4			
事業／制度の 必要性	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向に基づいて立案される必要がある。国際的動向への的確な対応を図っていくことは、日本での労働災害の防止の推進に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
23年度 目標	アウトカム 指標	OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等によって公表する。			23年度 実績	アウトカム 指標	○	平成24年2月29日～3月1日に開催された労働安全衛生マネジメントシステムASEAN+3ダイアログの議事概要等について厚生労働省HPIに掲載		
	アウトプット 指標	OECD等の国際会議に年1回以上参加する。				アウトプット 指標	○	平成24年2月29日～3月1日に開催された労働安全衛生マネジメントシステムASEAN+3ダイアログに職員を派遣した		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	必要な出張等業務を確実に実施できた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	会議日程が不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

24年度事業概要	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案される必要があり、化学物質による人への健康影響に関して国際協調活動を行っているOECD等に職員を出張させるための経費である。 また、日本国企業の進出数が急増している中国と、労働安全衛生シンポジウムを開催し、日中間の安全衛生技術交流を通じて、両国の労働安全衛生向上を図る経費である。						
24年度目標(アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。 ②労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。						
中期的な目標	国際的動向に基づき確かな安全衛生対策の立案等や国際協力等による関係国との強調による安全衛生対策の推進を行い、日本での労働災害の防止の推進を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①職員の旅費であるため、政策効果としての指標を定めることが困難である。 ②日中間の労働安全衛生対策の情報交流を活性化させるため、シンポジウムの招待専門家等も含め、100名以上の参加者数を目指す。						
24年度目標(アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	会議日程が不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進						事業番号 (24年度)	32	
							事業番号 (23年度)	34	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務第一係、業務第二係、電離放射線労働者健康対策室	
実施主体	①本省及び労働局 ②本省、民間業者等及び健康診断実施機関						事業開始年度	不明	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 日本電気株式会社、公益社団法人全国労働衛生団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	①技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。 ②東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理のため。							
	対象 (誰/何を対象に)	①事業場 ②事業場、東電福島第一原発で緊急作業に従事した者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 ②東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築や、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導の実施。							
	実施体制	①国において実施 ②データベースの構築は日本電気株式会社に委託して実施。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導は公益社団法人全国労働衛生団体連合会に委託して実施。							
20年度予算額 (千円)	13,321	21年度予算額 (千円)	7,460	22年度予算額 (千円)	6,706	23年度予算額 (千円)	333,309	24年度予算額 (千円)	604,270
うち行政経費	13,321	うち行政経費	7,460	うち行政経費	6,706	うち行政経費	109,246	うち行政経費	205,911
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	21,019	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	9.3		
事業/制度の必要性	①技術革新の進展に伴う新しい職業病の発生等に対処するための施策立案に必要である。 ②原子力災害対策本部で決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」により、東電福島第一原発作業員に対する健康管理の強化・管理体制の確認が掲げられており、必要性である。								
23年度 目標	アウトカム 指標	検討会の結論を政策に反映させる。			アウトカム 指標	○	①「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」で、除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討が行われ、平成23年11月28日に検討会報告書が取りまとめられた。この報告書を受け、新たに労働安全衛生法に基づく委任省令として「除染電離則」を平成24年1月1日に制定した。 ②「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」で、緊急作業に従事した作業員の健康管理のため、データベースを構築するに当たって必要な項目及び健康診断等の離職後も含めた長期的な健康管理の在り方が検討された。検討会報告書は平成23年9月にとりまとめられ、この検討結果を受けて、同年10月11日に電離放射線障害防止規則を改正した。		
	アウトプット 指標	新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。			アウトプット 指標	○	①平成23年11月までに計4回、「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」を開催し、同年11月に検討会報告書を取りまとめた。その後、計4回の検討会を開催し、除染ガイドラインの策定についての検討、除染等業務以外の復旧・復興作業従事者の放射線障害防止について検討を行った。 ②平成23年度中に計4回、「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」を開催し、同年9月に検討会報告書を取りまとめた。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	東日本大震災による東電福島第一原発事故により生じた2つの問題点である、事故収束のための緊急作業従事者の長期的健康管理、除染等業務従事者に対する放射線障害防止のために、迅速に検討会を設置、開催し、省令改正及び新規規則の制定を達成につなげたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①除染等業務以外の復旧・復興作業が24年度から始まるため、こうした作業に従事する労働者の放射線障害防止対策 ②緊急作業に従事した労働者すべてについて被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、適切な健康管理を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等			平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	検討会を開催することが主な事業であるため、モニタリング指標の設定になじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	<p>①技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。特に除染等業務以外の復旧・復興作業従事者に対する放射線障害防止対策についての検討会を開催する。</p> <p>②データベースの構築及び運用。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導の実施。</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>①検討会で得られた結果を政策に反映する</p> <p>②緊急作業に従事した労働者について、被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該労働者の長期的健康管理に資する。</p>						
中期的な目標	緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果について、随時データベースに蓄積し、当該労働者の長期的な健康管理に資すること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①職業病の発生等に対処するために必要な検討会を開催し、政策に反映する必要があるため。</p> <p>②緊急作業に従事した労働者を確実にデータベースに入力することにより、長期的健康管理が適切に行えることとなる。緊急作業に従事した者の長期的健康管理は、当該者の個人の健康管理に資するためであり、その成果は数値評価になじまない。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	<p>①新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、職業病予防対策の推進を図る。</p> <p>②緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該者約2万人に対しデータベースに登録された旨を証する書面を送付する。</p>						
24年度重点施策との関係	<p>①東日本大震災復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底</p> <p>②東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策</p>						
25年度要求に向けた事業の方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度同規模の事業を展開していく。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>①検討会を開催することが主な内容である事業のため、モニタリングの指標の設定になじまない。</p> <p>②データベースへの入力、事業者から提出された情報をその都度入力するものであること、データベースに登録された旨を証する書面の送付は、年間を通じて実施するものではないことから四半期単位での集計になじまない。</p>						
その他特記事項							

事業名	じん肺等対策事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (24年度)	33					
			事業番号 (23年度)	35					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	じん肺班、環境改善室環境改善係					
実施主体	特殊健康診断実施機関		事業開始年度	昭和47年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:特殊健康診断実施機関)) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的(何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施すること、②呼吸用保護具の性能を確保すること、③個人サンプラーを用いた濃度測定の有効性の検討をすること、還流式の局所排気装置の有効性及び性能の要件の検討をすること。							
	対象(誰/何を対象に)	①健康管理手帳所持者②流通過程にある防じんマスク及び防毒マスク③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などを対象とする。							
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合には、厚生労働省で必要な措置をする。 ③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を行う。局所排気装置等の還流方式の実証的研究として、最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行うとともに、局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空気中濃度との関係に関する研究を行う。							
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②公益社団法人産業安全技術協会に委託して実施。 ③中央労働災害防止協会に委託して実施。							
20年度予算額(千円)	1,074,951	21年度予算額(千円)	1,232,324	22年度予算額(千円)	1,187,116	23年度予算額(千円)	1,415,644	24年度予算額(千円)	1,428,809
うち行政経費	—	うち行政経費	247,827	うち行政経費	217,842	うち行政経費	273,033	うち行政経費	219,517
20年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,074,951	21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	984,497	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	957,919	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,360,239	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	100	21年度予算執行率(%)	100	22年度予算執行率(%)	98.8	23年度予算執行率(%)	119		
事業/制度の必要性	①都道府県労働局は、労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事し離職した労働者のうち、一定の要件を満たすものに対し、健康管理手帳を交付している。この手帳を交付された者は、都道府県労働局が契約する健康診断委託医療機関において、年2回(じん肺は1回)健康診断を受診することができる。当該制度は、労働安全衛生法に基づくものであり、また、長期間にわたって確実に実施していく必要があることから、社会復帰促進事業として実施する必要がある。 ②防じんマスク及び防毒マスク(以下「呼吸用保護具」という。)については、労働者の健康障害を防止する観点から、労働安全衛生法に基づき、型式検定を行い、呼吸用保護具に関する規格を具備していることを確認している。型式検定合格品が市場に流通する際にも、検定時の規格を具備している必要があることから、市場に流通するものの中から買取りを行い、性能の確保を行う買取試験を実施するものである。 ③現在、作業環境測定は作業環境測定基準で測定方法が定められているが、一部、個人サンプラーによる測定方法が有用である旨の知見もあるため、今後のより適切な作業環境測定に向け、個人サンプラーによる測定方法の実証的研究を行う。また、現在は局所排気装置の排気口は屋外へ設けることが義務づけられているが、リスクに応じた規制への見直しの要請等もあり、清浄化した空気を還流させることの有用性などについて実証的研究を行う。								
23年度目標	アウトカム指標	①離職後健診の実施率(健康管理手帳所持者の健康診断受診率)を53.7%以上にする。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。		23年度実績	アウトカム指標	○	①54.8% ②100%		
	アウトプット指標	①石綿健康管理手帳の新規交付件数を3,177件以上とする。			アウトプット指標	○	—		
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課	①今後、石綿健康管理手帳の所持者は増加を続けることが見込まれるが、新規交付数自体は減少することが予想されるため、目標の設定方法を見直す必要がある。 ②現在、市場に流通があり、買取りできる呼吸用保護具の中で、これまでの買取試験の実績も踏まえて買取対象を決定したためと考えらる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	買取り試験を実施した型式数			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						0	82	0	0
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

24年度事業概要	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。</p> <p>②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。</p> <p>③各種作業内容及び作業場所における個人サンブラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、当該測定方法のあり方などについて一定の取りまとめを行う。また、作業環境測定結果の評価指標として定められている管理濃度について、同じ物質でも状態の違いなどにより生体への影響も異なってくるため、当該状態を踏まえての測定方法などの検討に向け、新たな知見も踏まえた実証的研究を行う。</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。						
中期的な目標	市場に流通している呼吸用保護具について、型式検定の有効期間内に1回以上の買取試験を実施する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	呼吸用保護具の型式検定の有効期間は5年間であるところ、1回以上の買取試験により性能を確認するため。						
24年度目標(アウトプット指標)	①健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率以上とする。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	<p>①については、石綿取扱業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることは必須であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、25年度以降も継続して事業を行う。</p> <p>②については、引き続き効率的に事業を行う。なお、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定の対象する旨の改正労働安全衛生法案が成立した場合には、電動ファン付き呼吸用保護具も買い取り試験の対象とする。</p> <p>③については、24年度に取りまとめた内容を基に実際の労働現場で広く検証を行うとともに、実施者の資格要件等、個人サンブラーを用いた測定方法の導入に係る最終ステップに向けて検証を行う。また、最近の技術革新により、簡易測定機器でも精度良く測定出来る方法が開発されてきており、今後の作業環境測定手法の新たな導入も見据え、これら機器の有効性等を検証する。</p>						
25年度重点施策との関係	2(3)④石綿ばく露防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①買取試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				0	71		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	地域産業保健事業						事業番号 (24年度)	34		
							事業番号 (23年度)	36		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健班		
実施主体	都道府県医師会等						事業開始年度	平成5年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 都道府県医師会等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	50人未満の労働者を使用する小規模事業場における労働者の健康を確保するため。								
	対象 (誰/何を対象に)	労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	47都道府県に地域産業保健センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、主に50人未満の労働者を使用する事業者及び労働者に対する支援として、健康相談窓口の開催、個別訪問による産業保健指導を実施。								
	実施体制	都道府県医師会等に委託して実施								
20年度予算額 (千円)	2,202,477	21年度予算額 (千円)	2,389,244	22年度予算額 (千円)	2,389,239	23年度予算額 (千円) (うち本事業分)	3064696 (2,032,449)	24年度予算額 (千円)	2,125,083	
うち行政経費	13,637	うち行政経費	13,637	うち行政経費	13,663	うち行政経費	9,788	うち行政経費	9,063	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,157,244	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,328,259	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,228,518	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 (うち本事業分)	2,909,389 (1,905,631)	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	97.9	21年度 予算執行率(%)	98.0	22年度 予算執行率(%)	93.8	23年度 予算執行率(%)	94.9			
事業/制度の必要性	小規模事業場における労働者の健康確保のため、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康診断実施後の措置等を行う。									
23年度目標	アウトカム指標	健康相談の年間利用人数を、85,129人(22年度目標の労働者と事業者の合計)以上とする。		23年度実績	アウトカム指標	○	83,895人			
	アウトプット指標	事業場訪問実施回数を10,127回(22年度実績)以上とする。			アウトプット指標	○	9,958回			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	この事業は、従来監督署単位だった契約単位を平成22年度から都道府県単位に変更しており、依然として、受託者における混乱があり、平成23年度においても一部の地域で事業の実施が計画通りに進まなかった。また、平成23年度は本事業の予算額が減額されている(補正予算は「被災労働者に対する緊急健康診断事業」に充当されており、当該事業以外の平成23年度の事業の実質予算額は、22年度より減少)。アウトプット指標については、利用者のニーズに応じ、事業場を訪問せずに、事業場周辺の医療機関で相談を実施する例が増えていることも影響している。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	昨年度の事業予算額は前年度比85.1%であり、事業の実施に制約があったが、利用者のニーズに即した事業の実施に努め、アウトカム指標の98.6%、アウトプット指標の98.3%を達成している。そこで、今後は、医師会等への事業内容の丁寧な説明に努め、円滑な事業の実施を図るとともに、地域特性や事業形態を考慮して、より利用者のニーズに即した活動が実施されるよう、関係機関等との連携を強化しながら事業の推進を図る。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は健康診断後の事後措置等に重点を置いており、事業場によって健康診断の実施時期が異なるため、四半期ごとの効果測定になじまないため。									
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						

24年度事業概要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談等を行う。						
24年度目標(アウトカム指標)	健康相談の年間利用人数を、23年度実績(83,895人)に予算の増を勘案した値(87,825人)以上とする。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合の理由)	小規模事業場における労働衛生対策を推進させるため、身近な地域の医療機関の周知を図ること等により、地域産業保健センターの活用を促進し、これまで以上の利用者数を旨す。アウトプット指標については、事業場を訪問せずに、事業場周辺の医療機関において相談を実施する実態を踏まえ、医療機関等における健康相談等を含めた目標とする。						
24年度目標(アウトプット指標)	事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を23年度実績(28,862回)に予算の増を勘案した値(30,178人)以上とする。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生していること、精神障害による労災認定件数が増加傾向にあることから、小規模事業場に焦点を当てた本事業の実施推進の必要性は高まっている。平成25年度概算要求においては、利用者のニーズに即して、産業保健活動の実施場所を限定せずに広く実施することを推進するとともに、労働者に対するメンタル相談等の活動を強化する。また、受託者である医師会等における混乱があり、事業が円滑に実施出来ない地域があったことから、医師会等に対する説明を十分に行い、連携を図り、事業を促進していく。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は健康診断後の事後措置等に重点を置いており、事業場によって健康診断の実施時期が異なるため、四半期ごとの効果測定になじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	外部専門機関の整備・育成等事業 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	35	
							事業番号 (23年度)	38	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健班	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 株式会社メディカルトラスト) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)による産業保健活動に転換していくことが必要である。本事業では、外部専門機関開設に向けた支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	一定規模以上の医療機関及び郡市区医師会等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	・調査事業: 一定規模以上の医療機関や郡市区医師会等を対象として、外部専門機関としての事業実施意向の有無等を調査 ・研修事業: 調査事業の結果を踏まえ、医療機関等が外部専門機関として業務を開始する際及び運営する際に必要な事項について、研修を実施。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施。							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	8,719	24年度予算額 (千円)	18,702
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	16,613
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,327	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	26.7		
事業/制度の必要性	外部専門機関の養成にあたっては、地域の医療資源を効率的に活用する観点から、多数の専門職を擁する医療機関や郡市区医師会等に対して、その意向を十分に踏まえ、産業保健活動への参画を促進することが必要である。また、外部専門機関による産業保健活動で一定以上の質が担保されるよう、研修により、外部専門機関に必要な要件を周知する機会を設ける必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	研修事業参加者の81%が「有意義であった」及び「どちらかといえば有意義だった」と回答。	
	アウトプット指標	外部専門機関の養成のための研修会を1回以上行う。				アウトプット指標	○	研修会を1回開催。(82名が参加)	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	産業保健の専門家等で構成された事業実施委員会を開催し、専門家による検討等を踏まえて、研修事業を企画・準備したことから、参加者のニーズに合致した内容の研修が、計画通りに実施されたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	この事業の充実を図るため、今後とも現場の課題やニーズを踏まえた事業を実施していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	研修会の回数			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						0	0	0	1
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	外部専門機関開設に向けた支援として研修事業を実施。また、外部専門機関に対し、意見聴取を行い、外部専門機関による産業保健活動を定着させるために必要な支援について検証する。									
24年度目標(アウトカム指標)	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。									
中期的な目標	—									
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	職場におけるメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、24年度の研修事業においては、外部専門機関の養成を図ることが必要である。 したがって、24年度の研修事業においては、全国規模で、外部専門機関としての事業を検討中の医療機関等に対し、外部専門機関として事業を開始する際に必要な情報提供が行われたか評価することが適当である。									
24年度目標(アウトプット指標)	外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関及び外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して、7回以上行う。									
24年度重点施策との関係	職場でのメンタルヘルス対策の推進									
25年度要求に向けた事業の方向性	外部専門機関を養成するとともに、外部専門機関による産業保健活動の質を担保するための研修事業等を継続して行う。									
25年度重点施策との関係	2(3)⑥職場でのメンタルヘルス対策の推進									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	研修の実施等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。									
その他特記事項										

事業名	職場における受動喫煙対策事業 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	36			
					事業番号 (23年度)	39			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	環境改善室測定技術係			
実施主体	(1)及び(3) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 (2) 民間業者等				事業開始年度	平成23年度			
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等:①東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ②柴田科学株式会社) ■補助金【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接】(補助先:事業場 実施主体:国) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他(
事業/制度概要	目的 (何のため)	受動喫煙による健康への影響は明らかだが、病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における取組を促進し、受動喫煙による影響から労働者の健康を保護することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙防止対策について、周知啓発用資料の作成や局又は監督署単位での事業場に対する説明会を開催する。また、関係業界団体、労使及び学識経験者により、受動喫煙防止対策のロードマップや業種別の取組等について議論を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による電話相談窓口を開設するとともに、必要に応じて実地指導を行う。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。 (3)補助金 飲食業、宿泊業等であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)は、受託事業者に委託して実施する。							
20年度予算額(千円)	—	21年度予算額(千円)	—	22年度予算額(千円)	—	23年度予算額(千円)	431,504	24年度予算額(千円)	740,224
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	47,113	うち行政経費	38,648
20年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	69,834	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	—	21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	18.2		
事業/制度の必要性	受動喫煙による健康への悪影響については、国内外の調査・研究により科学的に明らかであるとともに、労働者が職場に長時間拘束されること、労働者が職場の受動喫煙防止対策の有無によって職場を選択することが困難であるといった特性からも、労働者の健康を保護するため、事業場における受動喫煙防止対策の取組を適切に推進するための支援が求められている。 このような背景から、平成22年12月に労働政策審議会建議により、「原則として、職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策を行うことを事業者が義務付けることが適当。また、国は事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべき。」といった、受動喫煙防止対策の抜本的強化を内容とする今後の労働安全衛生対策の方向性が示されたところである。これに基づき、職場における受動喫煙防止対策の義務付けを行うこと等を内容とした、労働安全衛生法の一部改正法案を国会に提出しているところであり、建議の内容を踏まえて、事業者を支援するために行う本事業はいずれも重要であり、必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	実地指導を行った事業場から80%以上「役に立った」旨の回答を受ける。			アウトカム指標	○	29件の実地指導のうち、実地指導後にアンケートを16件回収したが、指導内容に「非常に満足している」又は「満足している」と回答した事業者の割合は100%であった。		
	アウトプット指標	(1)47都道府県それぞれにおいて、1回以上、説明会を開催する。 (2)①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を1か月あたり11件以上行う。 ②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件以上(47都道府県×5件)以上とする。 (3)助成金について、平成23年度予算(281,625千円)の9割以上の利用がなされるようにする。			23年度実績	○	—		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	この事業は平成22年12月の労働政策審議会で建議された事業場における全面禁煙又は空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)への対応として事業者を財政的又は技術的に支援することを目的として開始されたものであるが、現在、法改正の審議中であり、受動喫煙防止措置は事業者の義務となることはなかったことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、事業開始初年度で、かつ、10月からの開始(事業期間6月)であったが、本事業が主に対象とする中小企業に対して、事業の認知度が十分でなかった点や、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点も関係している。 この他、特に受動喫煙防止対策助成金については、対象業種が飲食店、料理店及び旅館業に限られているほか、受動喫煙防止対策に関する費用の確保や計画の策定そのものに時間を要すること、助成率が1/4と低いことなどが、申請が低調に推移した理由と考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	この事業の内容や、受動喫煙防止対策の必要性について、特に中小企業事業主を中心に改めて十分に周知を行うことや、事業場の経営者、安全衛生管理者等に対し、受動喫煙による健康への影響という本質的な点から対策が求められていることについて教育指導を実施することにも注力するとともに、受動喫煙防止対策の強化を望む労働者の意見が多いという実態など、受動喫煙防止に関する周辺情報も併せて提供し、受動喫煙防止対策の推進を図ることが今後の課題と考えられる。また、実地指導を行った事業場からのアンケートの回収を徹底し、事業内容の改善に活用する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を1か月あたり11件以上行う。 ②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件以上(47都道府県×5件)以上とする。			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	①2.2件/日 3.7件/月 ②4.3件/月	①1.8件/日 4.8件/月 ②13件/月
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

24年度事業概要	平成23年度と同様であるが、受動喫煙防止対策に関する事業場の取組の進捗状況を把握するため、アンケートによる実態調査を追加で実施する。また、受動喫煙防止対策に関する委託事業については、専門家による技術的事項及び測定機器の取扱方法について、事業場団体等の求めに応じた集団指導にも対応する。						
24年度目標(アウトカム指標)	平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。						
中期的な目標	2020年(平成32年)までに受動喫煙のない職場を実現する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業の一連の内容の実施により、受動喫煙防止対策の必要性に関する周知啓発を図るとともに、対策に取り組む事業場を支援し、受動喫煙による健康への悪影響から労働者を保護することに寄与するとともに、平成19年に実施した労働者健康状況調査において、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を実施している事業所の割合は46%であったことから、当該調査から5年を経過し、中期的な目標達成のための過程として妥当と考えられるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	(1)各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。 (2)①専門家による電話相談受付件数及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。						
24年度重点施策との関係	職場での受動喫煙防止対策の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	現在国会に提出している労働安全衛生法改正案の審議の状況を踏まえた上で詳細を検討することが必要となるが、方向性としては、労働者の健康の保護の観点から、事業場における受動喫煙防止対策の取組を推進することが求められており、平成24年度に実施している支援事業はいずれも事業場が受動喫煙防止対策に取り組むために必要不可欠なものである。受動喫煙防止対策の重要性の浸透及び支援事業の実施に関する事業場の認知が十分でなかったことを踏まえ、改正法の施行時等あらゆる機会を捉えて、より一層の周知啓発に努めるとともに、事業場における受動喫煙防止対策をさらに推進する観点から、事業相互の連携、事業規模や内容の見直し及び改善を検討しつつ、引き続き平成25年度も要求を行う。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑦職場での受動喫煙防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による電話相談受付及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				①電話相談:20件/月(▼44%) 実地指導:23件/月(▼52%) ②28件/月(△115%)	①電話相談:17件/月(▼52%) 実地指導:33件/月(▼31%) ②18件/月(△38%)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	有害物質安全対策費		事業番号 (23年度)	37					
			事業番号 (22年度)	40					
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）				担当係	じん肺班、環境改善室、業務係			
実施主体	厚生労働省				事業開始年度	昭和63年			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] （補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	①新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ②有害性調査機関							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	○新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。							
	実施体制	厚生労働省本省による直接実施							
20年度予算額 (千円)	5,130	21年度予算額 (千円)	4,642	22年度予算額 (千円)	117,211	23年度予算額 (千円)	283,983 (169,754)	24年度予算額 (千円)	111,311
うち行政経費	5,130	うち行政経費	4,642	うち行政経費	117,211	うち行政経費	283,983	うち行政経費	111,311
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う必要がある。 また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察が不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。			23年度実績	アウトカム指標	○	平成23年11月29日付け局長通知を発出した。	
	アウトプット指標	本年度実施予定の有害性調査機関(実施時期が決まっている4機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。				アウトプット指標	○	100%実施した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に業務を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に業務を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				1回(6月)	1回(9月)	1回(12月)	1回(3月)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。						
24年度目標(アウトカム指標)	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	強い変異原性を持つ化学物質について指針(通達)を発出し、健康障害の防止を図っているが、そのことにより化学物質による健康障害がどれだけ減少したかを示すことは困難である。						
24年度目標(アウトプット指標)	本年度実施予定の有害性調査機関(実施時期が決まっている2機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出することで、健康障害防止に資する。また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察を計画的に実施していく。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				1回(6月)	1回(9月)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	化学物質管理の支援体制の整備 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	38	
							事業番号 (23年度)	41	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務係	
実施主体	中央労働災害防止協会						事業開始年度	平成12年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	化学物質の自主的管理を促進し、また国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。							
	対象 (誰/何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにならず、有害性を明らかにする必要がある。							
	実施体制	一般競争(総合評価落札方式)を経て選定された委託先(注)(中央労働災害防止協会)が事業を実施。 (注)ナノマテリアルの吸入ばく露試験については、公募を経て決定された委託先。							
20年度予算額 (千円)	405,049	21年度予算額 (千円)	699,756	22年度予算額 (千円)	402,392	23年度予算額 (千円)	333,872	24年度予算額 (千円)	391,808
うち行政経費	3,156	うち行政経費	7,916	うち行政経費	8,331	うち行政経費	19,283	うち行政経費	19,810
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	356,540	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	675,290	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	376,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	286,258	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	89%	21年度 予算執行率(%)	97.6	22年度 予算執行率(%)	96	23年度 予算執行率(%)	91%		
事業/制度の必要性	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにならず、有害性を明らかにする必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合は98%だった。	
	アウトプット指標	① 200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21.12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物質ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。				アウトプット指標	○	①201の化学物質についてGHS分類を行った。 ②5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を実施済み。また、有害物質ばく露作業報告があり、測定方法の検討が終了した8物質について初期リスク評価を実施。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行った。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【達成できた理由】 計画的に事業を行ったため。 【達成できなかった理由】 ホームページについては平成23年度の調査より、これまで中央労働災害防止協会に委託して運営していたものを厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に移行した最初の年であり、サイトの知名度が十分ではなかったことからアクセス数が少なくなったと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	化学物質のGHS分類については引き続き事業を行う。 「モデルMSDS」のコンテンツは、引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの周知を一層徹底させるよう今後改善を図りたい。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページアクセス数(GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報関連)			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
						101,866	372,952	343,312	370,415
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

24年度事業概要	①化学物質に係るばく露実態調査及び有害性評価書の作成を行い、専門家により規制が必要とされたものについて特定化学物質障害予防規則の改正等を行う。 ②ナノマテリアルの有害性を明らかにする。									
24年度目標(アウトカム指標)	①有害性評価を行った物質について、専門家により規制が必要とされたものについて特別則の改正等を行う。									
中期的な目標	化学物質に係るばく露実態調査を計画的に行い、必要な規制の見直しを行う。									
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	有害性評価の結果を具体的に活用することにより、事業場における化学物質管理の適正化に寄与する。									
24年度目標(アウトプット指標)	①平成23年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H23.12改正)に定める14物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ②長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露本試験を開始する。									
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理の推進									
25年度要求に向けた事業の方向性	近年、ナノマテリアルのような従来の枠組みではとらえきれない未規制の物質も台頭してきている。さらに、先般の大阪の胆管がん事案を契機に未規制化学物質への対応が強く求められている。 このため、国によるリスク評価に基づき、リスクの高い化学物質に対しては規制強化を迅速に実施することにより、化学物質による労働者の健康障害防止対策を進めることとする(既存化学物質評価10力年計画)。									
25年度重点施策との関係	2(3)⑤職場での化学物質対策の強化									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	アウトカムとして挙げている特別規則の改正は、四半期毎の業績としての評価にはそぐわないため。									
その他特記事項	アウトカム指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。									

事業名	化学物質の有害性調査等事業 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (24年度)	39
								事業番号 (23年度)	42
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター)							事業開始年度	平成12年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	化学物質による職業がんの防止を図るため、実験動物を用いる発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。							
	対象 (誰／何を対象に)	化学物質を取り扱う労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。							
	実施体制	公募を経て決定された委託先(中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター))が実施。							
20年度予算額 (千円)	914,196	21年度予算額 (千円)	913,297	22年度予算額 (千円)	845,968	23年度予算額 (千円)	850,725	24年度予算額 (千円)	825,481
うち行政経費	1,126	うち行政経費	1,124	うち行政経費	1,057	うち行政経費	1,026	うち行政経費	829
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	913,070	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	912,173	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	844,775	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	816,780	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	99.7	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	96%		
事業／制度の必要性	労働安全衛生法第57条の5の規定により、国は自ら化学物質の有害性の調査を実施するよう努めるものとされている。								
23年度目標	アウトカム指標	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。			23年度実績	アウトカム指標	○	「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」を公示した(平成23年10月28日公示、平成24年1月28日適用)	
	アウトプット指標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成23年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。				アウトプット指標	○	試験は予定通り終了しており、「職場のあんぜんサイト」への掲載準備中。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業計画通り実施できたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画通り実施していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	化学物質による職業がんの防止を図るため、実験動物を用いる発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。						
24年度目標(アウトカム指標)	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。						
中期的な目標	委託物質に係る発がん性試験の結果を毎年度2物質ずつを公表していく。(平成26年度まで)						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に係る有害性試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表することが、化学物質政策に係る安心感を高めることに寄与する。						
24年度目標(アウトプット指標)	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成23年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。						
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	本事業は既存化学物質評価10年計画において化学物質の発がん性が疑われるものに対して発がん性の有無、その強さを最終的に判断するための「吸入によるがん原性試験」を実施するための事業として位置づけており、且つ成果目標も達成しているため今後とも継続して実施していく予定。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑤職場での化学物質対策の強化						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (24年度)	40
								事業番号 (23年度)	43
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	業務係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
	実施体制	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置く。							
20年度予算額 (千円)	109,164	21年度予算額 (千円)	146,763	22年度予算額 (千円)	198,469	23年度予算額 (千円)	271,559 (27,715)	24年度予算額 (千円)	246,622
うち行政経費	109,164	うち行政経費	146,763	うち行政経費	198,469	うち行政経費	271,559	うち行政経費	246,622
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	アスベストに関する健康管理対策及びばく露防止対策は喫緊の課題であり、労働局における健康管理手帳の交付申請の受理・審査・交付手続き等及び監督署での石綿を含有した建築物の解体等に関する計画届・作業届の点検等を的確に実施していく必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	石綿健康管理手帳の交付総数を対前年より増加させる。			23年度実績	アウトカム指標	○		
	アウトプット指標	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。				アウトプット指標	○	47局すべてで90%以上の目標を達成できた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標に設定した石綿健康管理手帳の新規交付件数は目標を下回った。これは、これまで行ってきた制度の周知が一定程度行き渡ったためと考える。 石綿の製造等が段階的に禁止され、平成24年3月には全面的に禁止された。これに伴い石綿の取扱作業を行う労働者は長期的に減少する傾向にあると考えられ、新たに交付要件に該当する労働者も減少すると考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今後、石綿健康管理手帳の所持者は増加が続くことが見込まれるが、新規交付数自体は減少することが予想されるため、目標の設定方法を検討する必要がある。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事に係る発注を見通すことは困難であり、モニタリング指標の設定は困難である。								
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

24年度事業概要	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。						
24年度目標(アウトカム指標)	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	石綿の除去作業等に係る計画届や作業届は年間約1万件程届け出されるが、石綿届出等点検指導員による適切な届出審査、書面指導を行うことで、審査後、効率的かつ必要な件数について、行政官による実地調査等を行うことができるようになるため、上記の目標にしたもの。						
24年度目標(アウトプット指標)	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。						
24年度重点施策との関係	アスベスト対策						
25年度要求に向けた事業の方向性	石綿障害防止総合相談員は引き続き現行の配置により事業を実施する。なお、今後は、1970～80年代に建てられた石綿が含まれている建築物の解体作業が増加し、作業に従事する労働者も増加すると見込まれるため、石綿届出等点検指導員を適切に配置しニーズに応じていくこととした。						
25年度重点施策との関係	2(3)④石綿ばく露防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事に係る発注を見通すことは困難であり、モニタリング指標の設定は困難である。						
その他特記事項	—						

事業名	労働衛生指導医設置経費		事業番号 (24年度)	41					
			事業番号 (23年度)	44					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	じん肺班					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和43年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	都道府県労働局長							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5条に基づく作業環境測定実施の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時的健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。							
	実施体制	全国で計57名の労働衛生指導医を設置。							
20年度予算額 (千円)	6,442	21年度予算額 (千円)	6,442	22年度予算額 (千円)	4,815	23年度予算額 (千円)	4,815	24年度予算額 (千円)	4,815
うち行政経費	6,442	うち行政経費	6,442	うち行政経費	4,815	うち行政経費	4,815	うち行政経費	4,815
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求めるための経費であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	全労働局において労働衛生指導医を設置する。	23年度実績	アウトカム指標	○	平成24年6月1日現在、労働衛生指導医が空席となっている局はない。			
	アウトプット指標	労働衛生指導医の選任手続を適切に行う。		アウトプット指標	○	昨年度中に任期の切れた労働衛生指導医の後任の任命手続は、全て適切に行われた。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切な労働衛生指導医の選任が行われるようにしていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングによる評価はなじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	労働衛生指導医は、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5条に基づく作業環境測定実施の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、都道府県労働局長の求めに応じて意見を述べる。						
24年度目標(アウトカム指標)	全労働局において労働衛生指導医を設置する。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について事業者に意見を述べるものであるから、その効果について数値で評価することが困難であるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	今後も、労働衛生指導医の選任が適切に行われるよう、都道府県労働局と本省が連携して管理していく。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、指標による評価はなじまない。						
その他特記事項							

事業名	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	42	
							事業番号 (23年度)	45	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	資金時間室 政策係 特定分野労働条件対策係	
実施主体	労働基準監督署・東京海上日動リスクコンサルティング株式会社						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げたことで、時間外労働の削減、生産性向上等に取り組み、労働時間の短縮等につながった企業の事例を収集して、例示的に示し、中小事業主に情報提供することにより、中小企業における長時間労働の抑制を支援する。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業の事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①特別条項付き時間外労働協定に定められた割増賃金率の集計 ②中小企業における割増賃金率引上げに伴う労働時間短縮等に向けた取組の好事例の収集・周知 ・検討委員会の開催 ・アンケート調査の実施 ・ヒアリング調査による好事例の収集(運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種を対象) ・好事例集の作成、配布 ③ 時間外労働協定の適正化に係る窓口指導等長時間労働抑制対策を推進する。							
	実施体制	【上記①②について】 当該事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東京海上日動リスクコンサルティングが実施。 【上記③について】 労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	271,461	24年度予算額 (千円)	210,239
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	241,820	うち行政経費	8,826
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	16,995	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	57.3		
事業／制度の必要性	①②長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保すること等を目的として、月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率を25%以上から50%以上に引き上げる等内容とする改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されたところである。ただし、この割増賃金率の引上げについては、中小事業主に対して猶予措置が設けられ、改正労働基準法の施行から3年経過後に見直しの検討を行うこととされている。 また、法とあわせて改正された限度基準告示(平成10年労働省告示第154号)においては、定められた限度時間を超える時間外労働を行う場合に、その時間外労働に対する割増賃金率を法定を超える率とするよう労使で努めることが求められている。 そこで、限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げたことで、時間外労働の削減、生産性向上等に取り組み、労働時間の短縮等につながった企業の事例(以下「好事例」という。)を収集して、例示的に示すこととし、中小事業主に情報提供することにより、中小企業における長時間労働の抑制を支援する。また、改正限度基準告示の施行後における限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の設定状況等を調査、集計する。 ③時間外労働協定の適正化を図り、長時間労働の抑制を図る必要があるため。								
23年度目標	アウトカム指標	全国の、運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種の事業主を中心として、作成した好事例集(13万部を予定)をすべて配布する。			23年度実績	アウトカム指標	○	作成した好事例集については、各都道府県労働局、各労働基準監督署に送付しており、窓口指導や集団指導等の際に、関係機	
	アウトプット指標	①アンケート調査の有効回答率を前年度以上とする。(平成22年度は27.6%)。②過重労働解消用パンフレットを160,000部作成する。			アウトプット指標	○	①アンケート調査の有効回答率は29.7%であった。②過重労働解消用のパンフレットを160,000部作成した。		—
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業実施団体が事業実施計画に基づき適切な事業運営を行ったため。計画通りの業務処理を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アウトカム指標及びアウトプット指標①に対応する事業については、平成23年度限りの事業アウトプット②については、引き続き要求する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)上記モニタリングの指標を設定できない理由	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
	平成23年度末に成果物の納入を受けるものであるため、四半期ごとのモニタリングになじまない。また、年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	時間外労働協定の適正化に係る窓口指導等長時間労働抑制対策を推進する。						
24年度目標(アウトカム指標)	非農林業雇用者全体に対する週60時間以上の就業時間の者の割合について減少傾向を維持する。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成22年4月1日に施行された改正労働基準法の目的である長時間労働の抑制を図るため。						
24年度目標(アウトプット指標)	過重労働解消用のパンフレットを80,000部作成する。						
24年度重点施策との関係	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						
25年度要求に向けた事業の方向性	平成24年度目標が達成できなかった場合は新たな施策を検討する。						
25年度重点施策との関係	2(2)①過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し ・長時間労働の抑制に向けた労使の自主的な取組の支援について、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種への対応の重点化を図りつつ、その充実を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	メンタルヘルス対策等事業 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	43	
							事業番号 (23年度)	46	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	健康班	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的(何のため)	職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図ることを目的としている。							
	対象(誰/何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者等							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援センターによる支援、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。							
	実施体制	24年度は(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会に委託して実施。							
20年度予算額(千円)	1,097,031	21年度予算額(千円)	1,421,072	22年度予算額(千円)	1,039,506	23年度予算額(千円)	1,514,579 (25,527)	24年度予算額(千円)	1,491,481
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額※行政経費を除く(千円)	901,850	21年度決算額※行政経費を除く(千円)	1,190,652	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	855,310	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	1,441,680	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	82.2	21年度予算執行率(%)	83.8	22年度予算執行率(%)	82.3	23年度予算執行率(%)	95.2		
事業/制度の必要性	職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は年々増加している。また、自殺者は14年連続3万人を突破しており、このうち約3割が労働者となっている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50.4%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「必要性を感じない」(42.2%)、「専門スタッフがいない」(35.5%)、「取り組み方がわからない」(31.0%)が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえたメンタルヘルスの専門家による個別訪問支援やメンタルヘルス対策に関する情報提供等が必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	①92.7% ②97.7%	
	アウトプット指標	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数を21,600事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数400,000件以上とする。				アウトプット指標	○	①25,779件 ②642,956件	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	○メンタルヘルス対策支援センター事業については、都道府県労働局や労働基準監督署がメンタルヘルス対策の取組みが進んでいない事業場に対しメンタルヘルス対策支援センターの利用勧奨を積極的に行ったことでセンターの支援を希望する事業場数が予想を上回ったこと、平成23年度から新たに職場復帰支援プログラムの作成支援を開始したことでサービスの幅が広がったこと、平成23年12月に全事業者にメンタルヘルス対策の2次予防であるストレスチェックと面接指導等の実施を義務付ける労働安全衛生法の改正法案を国会に提出したことによりメンタルヘルス対策に関する関心がより一層高まったことから目標を上回ることができたと考えられる。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、専門家に定期的に議論していただき、利用者のニーズに合致したコンテンツを作成し、公開したことから目標を上回ることができたと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	○労働安全衛生法の改正法案が成立し、施行された場合には、事業者からの相談や支援要請の増加が見込まれるため、行政事業レビューの公開プロセスの結果を踏まえ、支援の重点化や効率化を図ることが必要である。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、アクセス件数が目標を大きく上回っており、掲載内容の一層の充実、サーバーの強化等を図る必要がある。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス対策支援センター事業における相談実績			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						5,183件	7,184件	5,630件	6,816件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援センターによる支援、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。						
24年度目標(アウトカム指標)	①メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援を受けた事業場について、メンタルヘルスに関する措置を導入又は導入予定としている事業場の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。						
中期的な目標	○メンタルヘルスに関する措置を受けられる事業場割合を平成32年までに100%とする。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①平成32年までにメンタルヘルスに関する措置を受けられる事業場割合を100%とする中期的な目標を達成するため目標を90%以上とした。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から事業達成の目標を90%以上とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ23,510事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数600,000件以上とする。						
24年度重点施策との関係	職場におけるメンタルヘルス対策の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、メンタルヘルス対策支援センターでの窓口相談を予約制とすることや訪問支援を重点化すること等により、事業の効率的な実施を図る。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑥職場でのメンタルヘルス対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス対策支援センター事業における相談実績	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				5,764件	7,617件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業							事業番号 (24年度)	44
								事業番号 (23年度)	47
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29号第1項第3号)							担当係	環境改善室測定技術係
実施主体	中央労働災害防止協会							事業開始年度	平成11年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、さらに自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため更に1年間の支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	団体、構成事業場、関係団体等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を団体以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行う。							
	実施体制	中央労働災害防止協会に委託して実施							
20年度予算額 (千円)	602,240	21年度予算額 (千円)	570,787	22年度予算額 (千円)	431,953	23年度予算額 (千円)	216,401	24年度予算額 (千円)	104,937
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	602,240	21年度決算額 ※行政経費を除く	570,787	22年度決算額 ※行政経費を除く	406,940	23年度決算額 ※行政経費を除く	196,987	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	94.2	23年度 予算執行率(%)	91.0		
事業/制度の必要性	第11次労働災害防止計画では、5年後の労働災害による死傷者数を15%以上減少させるという目標を掲げている。本事業は、全体の労働災害発生件数の確実な減少に大きく寄与しようとするものである。小規模事業場に対しては、自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるが、本事業でも労働災害の減少に一定の成果が見られており、一定の役割を果たしたと考えられることから、最後に支援を開始した平成22年度団体における3年間の支援が終了する平成24年度をもって、事業を終了することとしている。								
23年度目標	アウトカム指標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上とする。			23年度実績	○	平成23年度で事業終了となる平成21年度団体の労働災害の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において37.4%であった。 ※平成21年度団体の平成20年度(本事業参加前年)における労働災害発生件数は99件であり、平成23年度における労働災害発生件数は62件であった((99-62)/99 = 37.4%)。		
	アウトプット指標	構成事業場会議の実施率を100%とする。				○	平成23年度事業における構成事業場会議の実施率は100%であった。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①及び②ともに適切に事業が実施されるとともに、支援を行った団体及び構成事業場において安全衛生活動の取組が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	労働災害発生件数減少率について、平成23年度(平成21年度支援開始団体)については目標を達成できたものの、平成24年度(平成22年度支援開始団体)についても目標を達成できるよう引き続き必要な支援を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業では、アウトカム指標でもある労働災害発生件数の減少率が最も重要な指標であるが、当該指標は年度単位で評価すべき指標であり、3か月という短期間で評価することは適当ではない。また、アウトプット指標である構成事業場会議の開催率についても、年間を通して開催するものであり、3か月ごとの評価を行う意義はほとんどないものと考えられる。また、これ以外に3か月という短期間で評価するための有益な指標は存在しないため。								
評価	A			平成24年度限りの事業					

24年度事業概要	事業内容は平成23年度と同様であるが、この事業は平成24年度で終了することとし、平成22年度を最後に以後は新規団体の追加を行っていないため、参加団体は支援3年目の団体のみであり、支援1年目及び2年目団体を対象として行う内容(安全衛生診断等)は実施しない。						
24年度目標(アウトカム指標)	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。						
中期的な目標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合)	平成23年度で事業終了となる平成21年度団体の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において37.4%であり、目標は達成できたものの、過去の事業実績を鑑みると労働災害発生減少率30%を達成できない年度もあり、30%の目標は妥当と考えられることから、引き続き労働災害発生件数減少率30%を目標とする。						
24年度目標(アウトプット指標)	各団体ごとの支援期間中における経営者安全衛生講習会開催率を100%とする。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	この事業は平成24年度をもって事業を終了することとしており、平成25年度要求は行わない。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業では、アウトカム指標でもある労働災害発生件数の減少率が最も重要な指標であるが、1年という期間で評価すべき指標であり、3か月という短期間で評価することは適当でない。また、アウトプット指標である構成事業場会議の開催率についても、年間を通して開催するものであり、短期間での評価はあまり意味がないものとする。これ以外の指標で、かつ3か月という短期間で評価すべき有益な指標は特になし。						
その他特記事項	-						

事業名	新規起業事業場就業環境整備事業						事業番号 (24年度)	45	
							事業番号 (23年度)	49	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29号第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	(社)全国労働基準関係団体連合会						事業開始年度	平成19年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(社)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	<p>労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	新規起業事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。							
	実施体制	47都道府県にコーディネーター52人と同指導員149人を配置。							
20年度予算額 (千円)	143,763	21年度予算額 (千円)	108,822	22年度予算額 (千円)	92,901	23年度予算額 (千円)	81,410	24年度予算額 (千円)	80,357
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	129,892	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	102,926	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	85,391	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	79,538	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	90.4	21年度 予算執行率(%)	94.6	22年度 予算執行率(%)	91.9	23年度 予算執行率(%)	97.7		
事業/制度の必要性	<p>新規起業事業場においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握を始めとした望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところである。</p> <p>このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言等を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。</p>								
23年度目標	アウトカム指標	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	1年以内に就業環境の整備が図られた割合:97.1% (1年以内に就業環境の整備が図られたと回答した事業場(440)/個別指導事業場数(453))	
	アウトプット指標	個別指導事業場数を400社以上とする。				アウトプット指標	○	個別指導事業場数:453件	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導員の齊一的な指導レベルの担保と向上を図り、企業が整備環境を図れるよう懇切丁寧な指導を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎の個別指導事業場の件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				23	99	199	132		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。						
中期的な目標	受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後のできるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましい。						
24年度目標(アウトプット指標)	個別指導事業場数を400社以上とする。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営のさらなる効率化に努める。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎の個別指導事業場の件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				19	103		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	働きやすい職場環境形成事業 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	46	
							事業番号 (23年度)	50	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	賃金時間室 政策係	
実施主体	本省						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備(労使を含めた国民的な気運の醸成)を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	労働者、事業主等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	①職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議(以下「円卓会議」という。)を起ち上げ、円卓会議の下にワーキング・グループ(以下「WG」という。)を設置。 ②円卓会議を開催し、WGで取りまとめられた報告を基に、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(以下「提言」という。)の取りまとめを行った。							
	実施 体制	本省							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	53,038	24年度予算額 (千円)	71,680
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	6,418	うち行政経費	4,741
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必 要性	職場のいじめ・嫌がらせ問題については、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談も増加し、地方自治体で当該問題への指針を策定する等の動きがみられるなど、社会的な問題として顕在化してきている。このため、当該問題の防止・解決に向けた環境整備(労使を含めた社会的な気運の醸成)を図る必要がある。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。			23年 度実 績	アウト カム 指標	○	回答者全員から、当該会議の検討結果が「役に立つ」旨の回答をいただいた。 ※設問は「会議の検討結果について、問題の予防・解決に①役に立つ、②どちらかと言えば役に立つ、③役立たない」の選択肢形式	
	アウトプット 指標	会議において議論の取りまとめを行う。				アウト プット 指標	○	平成24年3月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な会議運営を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度は、上記の提言を踏まえ、周知広報及び実態把握に取り組む。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	平成23年度事業の内容は、会議を開催し、年度内に職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた議論の取りまとめを目指すものであり、四半期毎のモニタリングを行うことが困難であるため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度実施の円卓会議において取りまとめられた提言を基に、①国民的な気運の醸成を図るための周知・広報（パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの構築）、②企業における職場のいじめ・嫌がらせの実態把握を実施する。						
24年度目標（アウトカム指標）	①充実した情報提供等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防・解決のための取組状況等を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方（アウトカム指標設定困難な場合はその理由）	①職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた国民的な気運の醸成を図る上で、ポータルサイトへのアクセス数が指標となる。目標件数については、新規のホームページであることを考慮して設定している。 ②職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた労使の取組を支援するに当たり、企業内の発生状況、予防・解決のための取組状況等を把握しておく必要があるため。						
24年度目標（アウトプット指標）	①ポータルサイトのコンテンツについて、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料の提供のほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例の紹介など、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業アンケート調査を約1万5千箇所（予定）、労働者Web調査を約1万人（予定）実施する。						
24年度重点施策との関係	5「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現（4）良質な労働環境の確保 ⑤職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備						
25年度要求に向けた事業の方向性	平成25年度においては、引き続き周知・広報を実施するとともに、労使が対策を進める際に活用できる参考資料の作成について検討する。						
25年度重点施策との関係	2(4)④ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	ポータルサイトへのアクセス件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①周知広報事業については、ポータルサイトの立上げを平成24年10月1日に予定しているため、第一四半期及び第二四半期については、事業実績等をモニタリングできない。 ②実態把握事業については、平成24年11月末に成果物（報告書）の納入を受けるものであり、四半期ごとのモニタリングになじまない。						
その他特記事項							

事業名	建設業等における労働災害防止対策費 (1) 墜落・転落災害等防止対策事業(建設業、造船業) (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	47			
					事業番号 (23年度)	51			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	建設安全対策室			
実施主体	民間業者等				事業開始年度	平成23年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:建設業労働災害防止協会等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	(1) 建設業での死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止を図るため、研修、現場に対する指導・支援により、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図るとともに、建設業と並び死傷災害に占める墜落・転落災害の割合が増加傾向にある造船業について、足場からの墜落防止措置の徹底等により、造船業での労働災害防止対策の徹底を図る。 (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、被災地3県に安全衛生に関する諸問題に対する拠点・窓口となるプラットホームを開設し、工事現場巡回指導、安全衛生相談等の復旧・復興工事における安全衛生確保のための支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与する。							
	対象 (誰/何を対象に)	(1) ①中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事、橋梁補修・塗装工事を施工する工事業者 ②造船業者 (2) 復旧・復興工事に従事する中小事業者、未熟練労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:(1)総合評価落札方式による一般競争入札、(2)企画競争方式による随意契約 事業内容: (1)①足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援の実施 ②造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等の実施 (2)①安全衛生に関する諸問題に対する窓口となるプラットホームの設置(岩手、宮城、福島) ②復旧工事現場に対する巡回指導の実施 ③安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種相談、助言の実施 ④建設工事に不慣れな未熟練労働者に対する安全衛生教育を充実させるための支援の実施							
	実施体制	(平成23年度) (1)①佐藤工業(株)、②全国造船安全衛生対策推進本部 (2)建設業労働災害防止協会 (平成24年度) (1)①一般財団法人建設業振興基金、②全国造船安全衛生対策推進本部 (2)建設業労働災害防止協会							
20年度予算額(千円)	593,019	21年度予算額(千円)	539,015	22年度予算額(千円)	455,682	23年度予算額(うち修正予算額)	317,205 (227,728)	24年度予算額(千円)	377,965
うち行政経費	16,686	うち行政経費	16,686	うち行政経費	16,589	うち行政経費	14,968	うち行政経費	15,544
20年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	549,971	21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	507,144	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	374,521	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	188,461	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	95.4	21年度予算執行率(%)	97.1	22年度予算執行率(%)	85.3	23年度予算執行率(%)	62.4		
事業/制度の必要性	(1) 建設業で発生する労働災害の中でも死亡災害の約4割を占め、依然、高い水準で発生している墜落・転落災害への防止対策に重点を置くこととして事業を見直し、研修、現場に対する指導・支援によって手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及を図るとともに、建設業と並び休業災害に占める墜落・転落災害の割合が増加傾向にある造船業で、足場からの墜落防止措置の徹底を図るとともに安全衛生対策の基盤づくりを早急に行い、造船業での労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。 (2) 復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧される。実際に、平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年において944人の方が死傷し、40人の方が亡くなられたという事態となり、その後も復旧工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要したところである。このような事態を未然に防ぎ、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため、本事業を実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	23年度実績	○	(1)①採用する旨(条件付き採用を含む)回答 95% ②改善措置を講じた事業場(予定を含む)90% ③改善措置を講じた事業場(予定を含む)96% (2)役に立ったとの回答 96.1%					
	×								
23年度目標	アウトプット指標	23年度実績	○	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会の実施(62名) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施(7回)					
	×		(1)②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援(208現場) ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施(6回) (2)安全衛生指導の経験者による復旧工事現場に対する安全衛生巡回指導(1049回)						
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトプット指標の(1)②に関して、現場に対する指導・支援の経験のない団体が受託し、事業の準備に時間を要したため、指導・支援する現場数が指標に達しなかった。 アウトプット指標(1)③に関して、ニーズを踏まえて(1)④の目標を上回ってリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施したためである。 アウトプット指標(2)に関して、福島県について、放射性物質の影響のため復旧工事現場数が少なかったことから、宮城県での巡回指導をその分強化したが、目標にわずかに届かなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	建設業における手すり先行工法の普及のための現場に対する指導・支援については、平成23年度の実績に基づき、平成24年度の手すり先行工法の普及のための現場に対する指導・支援の対象数を見直し(325現場から200現場に削減)、予算の削減をしている。また、橋梁補修・塗装工事における「り足場」からの「墜落・転落」が大幅に増加していることから、新たに橋梁補修・塗装工事における「り足場」の組立・解体等における安全対策を強化するための事業を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 ③統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施状況 ④リスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成23年度第1四半期	平成23年度第2四半期	平成23年度第3四半期	平成23年度第4四半期			
			-	①3回 ②81事業場 ③2回 ④3回	①1回 ②111事業場 ③2回 ④3回	①1回 ②27事業場 ③2回 ④1回			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	B		予算額又は手法等を見直し						

24年度事業概要	<p>(1)建設工事等足場の設置を必要とする現場に対して、足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の指導・支援を行うとともに、橋梁補修・塗装工事における安全な「つり足場」の組立・解体等作業の普及のため、統括管理研修会の実施、つり足場の組立・解体作業の標準マニュアルの作成、つり足場の組立・解体作業を行う現場に対する調査・診断等を行い、作業計画の作成支援を行う。</p> <p>造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。</p> <p>(2)岩手、宮城、福島県の3県に復旧・復興工事の安全衛生対策に関する支援を行う拠点（プラントホーム）を設置し、専門家による①安全衛生教育への支援、②安全衛生相談、③巡回指導等を実施する。</p>																															
24年度目標(アウトカム指標)	<p>(1)①手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>②橋梁補修・塗装工事の元方事業者に対する統括管理研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。</p> <p>③統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。</p> <p>④リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場で、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。</p> <p>(2)建設業への新規参入者に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>																															
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に建設業も含めた全産業での労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。																															
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を徹底していく観点から平成24年度の目標(1)①については、平成23年度と同様の目標とした。目標(1)②については、平成24年度から新たに実施する橋梁補修・塗装工事対策に関するものであるが、その数値については、目標(1)③及び(1)④を参考に設定した。また、造船業対策に関する目標(1)③及び(1)④については、平成23年度と同様の目標とした。東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の目標(2)については、平成23年度と同様の目標とした。																															
24年度目標(アウトプット指標)	<p>(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。</p> <p>②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場)</p> <p>③橋梁の補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断を行う。(50現場)</p> <p>④造船業での統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(6回)</p> <p>⑤造船業でのリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(7回)</p> <p>(2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1150回)</p>																															
24年度重点施策との関係	(2)のみ「1 震災復興・円高対応のための雇用対策」の「(8) 東日本大震災復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底」に位置付けられている。																															
25年度要求に向けた事業の方向性	<p>(1)引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、墜落・転落災害防止対策の更なる定着を図る上で必要な要求を行う。</p> <p>(2)東日本大震災に係る復旧・復興工事における安全衛生確保を徹底する上で必要な要求を行う。</p>																															
25年度重点施策との関係	2(3)①業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進 5③復興工事に従事する労働者の安全確保																															
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>(1)①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況</p> <p>②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況</p> <p>③「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断状況</p> <p>④統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施状況</p> <p>⑤リスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施状況</p> <p>(2)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況</p>	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度 第1四半期</th> <th>平成24年度 第2四半期</th> <th>平成24年度 第3四半期</th> <th>平成24年度 第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)①-</td> <td>(1)①3回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-</td> <td>②69事業場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③-</td> <td>③2事業場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④-</td> <td>④1回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤-</td> <td>⑤3回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)172事業場</td> <td>(2)494事業場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成24年度 第1四半期	平成24年度 第2四半期	平成24年度 第3四半期	平成24年度 第4四半期	(1)①-	(1)①3回			②-	②69事業場			③-	③2事業場			④-	④1回			⑤-	⑤3回			(2)172事業場	(2)494事業場		
平成24年度 第1四半期	平成24年度 第2四半期	平成24年度 第3四半期	平成24年度 第4四半期																													
(1)①-	(1)①3回																															
②-	②69事業場																															
③-	③2事業場																															
④-	④1回																															
⑤-	⑤3回																															
(2)172事業場	(2)494事業場																															
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-																															
その他特記事項	-																															

事業名	交通労働災害防止対策の推進事業 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	48	
							事業番号 (23年度)	52	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成7年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	交通労働災害と荷役作業時の墜落・転落災害の防止							
	対象 (誰/何を対象に)	①交通労働災害等の発生リスクが高い陸上貨物運送事業者 ②荷主(製造業等)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札(総合評価落札方式)による契約 ①交通労働災害等の発生リスクが高い陸上貨物運送事業場に対して、高年齢労働者に配慮した交通労働災害防止のためのマニュアルを作成するとともに、同マニュアル等を活用した研修会を開催する。 ②荷主(製造業等)に対して、荷役作業時におけるトラック運転手の墜落・転落防止対策を図るため、教材を作成し、同教材を活用した研修会を開催する。							
	実施体制	①陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社							
20年度予算額 (千円)	57,681	21年度予算額 (千円)	49,466	22年度予算額 (千円)	22,308	23年度予算額 (千円)	5,482	24年度予算額 (千円)	38,224
うち行政経費	8,397	うち行政経費	7,171	うち行政経費	6,682	うち行政経費	5,482	うち行政経費	5,384
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	49,281	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	40,497	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,596	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	95.7	22年度 予算執行率(%)	99.8	23年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	第11次労働災害防止計画において、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図るとともに、墜落・転落災害防止の強化を図ることとされている。								
23年度目標	アウトカム指標	交通事故による死亡災害(陸上貨物運送事業)の発生件数を対前年で減少させる。			23年度実績	アウトカム指標	○	平成23年は64人で、対前年24人減少している。	
	アウトプット指標	平成22年度までの事業成果を活用しつつ、行政による集団指導等を実施する。				アウトプット指標	○	平成22年度の事業で作成した荷役設備マニュアルから荷主向けにアレンジしたパンフレットを作成して、行政で荷主関係団体46団体77人を集め、集団指導を行った。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	交通労働災害及び荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策の必要性について事業者の理解を深める機会となっていたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業内容を精査し、引き続き実施。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害の発生件数の対前年比減	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				6月末時点 △11件	9月末時点 △27件	12月末時点 △28件	3月末時点 △24件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	①高年齢労働者に配慮した交通労働災害防止マニュアルを作成し、これを活用して研修会を開催する。 ②荷主向けトラック運転手の墜落・転落防止のための教材を作成し、これを活用して研修会を開催する。						
24年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	交通事故による死亡災害を2020年までに3割削減する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	陸上貨物運送事業での交通事故による死亡災害は増減を繰り返しており、確実な減少を図るため、上記の目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	交通労働災害防止に関する研修会、荷役作業時における墜落防止のための設備等導入についての研修会を開催し、それぞれ300名以上を参加させる。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	行政経費について継続して要求するとともに、交通事故による死亡災害や荷役作業中の事故の減少を図るべく、運転手に疲労を蓄積させないような走行管理や荷主に対する荷役安全設備のための支援を内容とする事業の要求を検討中。						
25年度重点施策との関係	2(3)①業種の特性に於いた労働災害防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害の発生件数の対前年比減	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期 6月末時点+4件	平成24年度第二四半期 9月末時点+23件	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	就業形態の多様化等に応じた労働災害防止対策の推進事業 (23年度限りの経費)						事業番号 (24年度)	49	
							事業番号 (23年度)	53	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	物流・サービス産業・マネジメント班	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成21年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	①製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の防止を図り、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理の促進を図るため。 ②非正規労働者を多数雇用する小売業における安全衛生対策の推進を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	①製造業の元方事業者・関係請負人 ②非正規労働者を雇用する事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:①企画競争方式による随意契約、②総合評価落札方式による一般競争入札 事業内容: ①混在作業における総合的な安全衛生管理マニュアルを作成するとともに、製造業の元方事業者・関係請負人に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する(対象:自動車製造業)。 ②アンケート及びヒアリングによる調査を実施し、非正規労働者に係る安全衛生管理の実態把握を行い、これをマニュアルとしてとりまとめたものを活用し、講習会を開催する(対象:商業(小売業))。							
	実施体制	①(平成22年度、平成23年度ともに)中央労働災害防止協会 ②(平成22年度)東京日動海上リスクコンサルティング、(平成23年度)三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	23,976	22年度予算額 (千円)	30,723	23年度予算額 (千円)	30,305	24年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	21,623	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,435	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	22,264	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	90.2	22年度 予算執行率(%)	82.8	23年度 予算執行率(%)	73.5		
事業／制度の必要性	就業形態の多様化に伴い派遣労働者等を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るために必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	①研修会の参加者について、自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、非正規労働者を含む事業場の安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。			23年度実績	○	①94.9% (有益であったと回答した参加者(614人)／研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(646人)) ②89.2% (有益であったと回答した参加者(66人)／研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(74人))		
	アウトプット指標	①自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。				○	①研修会を14回開催し、計685名が参加した。 ②総合的な安全衛生管理に関するマニュアルに25事業場からの事例収集を踏まえた好事例を盛り込んでいる。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標) ① 研修会の実施により、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底の必要性について事業者が理解を深めることができたため。 ② 研修会の実施により、派遣労働者を含めた労働者の安全衛生管理の必要性について事業者が理解を深めることができたため。 (アウトプット指標) ① 調査対象である製造事業場に対して、ヒアリング調査、アンケート調査の趣旨を適切に伝えることができたため、調査への協力が得られたため。 ② マニュアル普及研修会を適切に実施できたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業内容①、②ともに平成23年度までに成果が得られたので、平成23年度末をもって事業を廃止することとする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであり、四半期ごとに評価していくことが困難である。								
評価	A			平成23年度限りの経費					

24年度事業概要	-						
24年度目標(アウトカム指標)	-						
中期的な目標	-						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	-						
24年度目標(アウトプット指標)	-						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	-						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業		事業番号 (24年度)	50					
			事業番号 (23年度)	55					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	建設安全対策室、物理班					
実施主体	民間事業者等		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社森林環境リアイズ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	林業における労働者の労働災害、振動障害防止のため							
	対象 (誰/何を対象に)	(平成23年度)林業事業者及び高性能林業機械運転業務従事者 (平成24年度)林業事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:(平成23年度)企画競争方式による随意契約、(平成24年度)総合評価落札方式による一般競争入札 事業内容: (1)集材系、伐木系、架線系の3区分の高性能林業機械についての教育手法の開発 (2)教育を全国各地で円滑に実施するための講師の養成							
	実施体制	(平成23年度)社団法人林業機械化協会 (平成24年度)株式会社森林環境リアイズ							
20年度予算額 (千円)	75,009	21年度予算額 (千円)	97,406	22年度予算額 (千円)	93,436	23年度予算額 (千円)	27,921	24年度予算額 (千円)	18,184
うち行政経費	10,381	うち行政経費	10,186	うち行政経費	10,182	うち行政経費	8,503	うち行政経費	6,709
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	62,315	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	80,771	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,019	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	16,003	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	96.4	21年度 予算執行率(%)	92.6	22年度 予算執行率(%)	10.6	23年度 予算執行率(%)	82.4		
事業/制度の必要性	高性能林業機械は、林業現場への導入が進んでいるが、油圧ショベル、ブルドーザー等の車両系建設機械をベースとして開発され、当該機械と同様の危険性を有するにも関わらず、労働安全衛生関係法令上は教育等の実施が義務付けられていないため、 (1)集材系、伐木系、架線系の3区分の機械についての教育手法の開発 (2)教育を全国各地で円滑に実施するための講師の養成 の実施により、当該機械の安全衛生教育の充実を図る。								
23年度目標	アウトカム指標	開発された教育プログラムを、高性能林業機械運転業務従事者への教育に係る試行実施の結果、「有益であった」とする回答の割合を80%以上とする。		23年度実績	アウトカム指標	○	有益であったとする回答(96%)		
	アウトプット指標	①高性能林業機械に係る教育の試行を全国3カ所で計45名以上に対して実施する。 ②高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修を40名以上に対して実施する。		アウトプット指標	○	①高性能林業機械に係る教育の試行(全国3カ所、計48名) ②高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修対象者(175名)			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	この事業に対する全国素材生産業共同組合連合会など主要な林業関係団体の協力を得られたことが、事業の効果的な実施につながり、目標を達成できたと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	高性能林業機械についての教育手法の開発に関する事業については、目標が達成されるとともに、十分な成果が得られたことから、23年度限りで終了することとする。一方、林業では、災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、他業種から林業に新たに参入する者が増加しており、その者による災害が目立つことから、平成24年度から新たに林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として安全衛生専門家による支援等を実施するための事業を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修の実施状況 ②高性能林業機械運転業務従事者教育普及会議の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成23年度第1四半期	平成23年度第2四半期	平成23年度第3四半期	平成23年度第4四半期		
				①ー ②ー	①ー ②第1回	①ー ②第2回	①1回175名 ②第3回、第4回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、①林業に参入する労働者に対して実施される安全衛生教育への支援、②林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援等を実施する。						
24年度目標(アウトカム指標)	新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援が「有益であった」との回答の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に林業を含む全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	他の研修事業における目標設定値を参考として、80%を目標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施(47事業場) ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施(47事業場)						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	林野庁が策定した「森林林業再生プラン」の推進などによる林業雇用の拡大などから林業に新規に参入する労働者は更に増加することが考えられることから、平成25年度においても継続を予定している。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施 ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【モニタリングの指標について】 契約締結日は24年8月29日であり、第3四半期と第4四半期で目標数値を達成する予定。						

事業名	機械等の災害防止対策費						事業番号 (24年度)	51	
							事業番号 (23年度)	56	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機械班	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署						事業開始年度	不明	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	危険性・有害性のある機械設備等について、その導入段階で予め危険性・有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)について、事業場内における自主的な安全衛生活動の促進を図るため、機械設置届等に係る審査及び実地調査等を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることを目的としており、機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要の指導援助を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 国(都道府県労働局、労働基準監督署)による直轄事業 ①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導							
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	15,847	21年度予算額 (千円)	14,336	22年度予算額 (千円)	14,139	23年度予算額 (千円)	11,252	24年度予算額 (千円)	10,521
うち行政経費	15,847	うち行政経費	14,336	うち行政経費	14,139	うち行政経費	11,252	うち行政経費	10,521
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業／制度の必要性	機械等の労働災害の防止に資することから実施することが必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	機械災害を対前年比で減少させる。			23年度実績	アウトカム指標	○	平成23年の機械災害による死亡者数は387人(前年は462人)であり、16.2%減少した。	
	アウトプット指標	機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要の指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施する。				アウトプット指標	○	機械等設置届(動力プレス、軌道装置等)2,192件を受理し、そのうち432件に対して実地調査を行い、現地確認するとともに、必要な指導を行った。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に実地調査等を実施したためと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	継続して事業を実施。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、機械等設置届の受理時等に必要の指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施するものである。事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	23年度事業と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	機械災害を対前年比で減少させる。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合)	機械災害は、単年度では様々な要因により増減するが、指の切断など重篤な機械災害を減少させる必要があるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要な指導援助を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	従前の事業実施方針に基づき引き続き着実に実施する。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、機械等設置届の受理時等に必要な指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施するものである。事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	特別安全衛生指導等経費						事業番号 (24年度)	52	
							事業番号 (23年度)	57	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)						担当係	物流・サービス産業・マネジメント班、建設安全対策室	
実施主体	国、労働局、労働基準監督署						事業開始年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	アスベストやじん肺等職業性疾患の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾患及び振動障害の予防のため監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。 また、労働災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 国(都道府県労働局、労働基準監督署)による直轄事業 ・災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告により把握している労働災害を対象にその発生原因を多角的体系的に検討するとともに、毎年災害が多発している特定の業務についての特定災害の原因を総合的に調査する。 ・重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときは、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を中心とした総合科学調査団を派遣し、災害原因の徹底的究明を行う。 ・技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について専門職員による災害防止の指導を行う。 ・有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施する。							
	実施体制	国、労働局、労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	85,628	24年度予算額 (千円)	43,754
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	85,628	うち行政経費	43,754
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業／制度の必要性	職業性疾患の予防のための監督指導等を実施するために必要な経費である。								
23年度目標	アウトカム指標	監督指導等を実施することにより、職業性疾患の減少傾向を維持する。			23年度実績	アウトカム指標	○	職業性疾患は過去5年間でも減少傾向にあり、23年も前年比で332人減少している。	
	アウトプット指標	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。				アウトプット指標	○	重篤な労働災害、専門家による原因究明が必要な災害等について、学識経験者を中心とした調査等を39回実施した。(例: 岡山海底トンネル水没事故等)	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	専門家による原因究明により、同種災害の防止に貢献していると考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課	引き続き実施することとする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	職業性疾患は、じん肺やがん原性物質による疾病など、遅発性の疾病を含むものであることから、監督指導等を実施した効果が四半期という短期間で把握できるものではないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	監督指導等を実施することにより、職業性疾病の発生件数を過去5年間の平均以下とする。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	職業性疾病の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、趨勢的に減少傾向を維持していることから、今後も職業性疾病件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き着実に実施する方向で検討。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	職業性疾病は、じん肺やがん原性物質による疾病など、遅発性の疾病を含むものであることから、監督指導等を実施した効果が四半期という短期間で把握できるものではないため。						
その他特記事項	アウトカム指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	53	
							事業番号 (23年度)	58	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働条件対策係	
実施主体	労働局・労働基準監督署						事業開始年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	特定分野の労働者についての当該労働者を使用する事業場。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。							
	実施体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人相談コーナー(25の労働局及び12の労働基準監督署)派遣労働者専門指導員を配置した23の労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	115,466	24年度予算額 (千円)	108,031
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	115,466	うち行政経費	108,031
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業／制度の必要性	特定分野の労働者に係る労働災害の防止を図る必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	・外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。			23年度実績	アウトカム指標	○	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数が前年度に比べ約7.0%増加した。	
	アウトプット指標	・外国人労働者のためにホームページに労働基準関係法令の4か国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)での解説を掲載する。 ・外国人相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。				アウトプット指標	○	外国人相談コーナーの広報を兼ねた労働基準関係法令に関する解説の4か国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)によるパンフレットを9,800部以上作成するとともに、厚生労働省ホームページへも掲載した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	外国人相談コーナーの広報を兼ねた労働基準関係法令に関する解説の外国語によるパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載により、外国人労働者への労働基準関係法令や外国人相談コーナーの周知が進んだことにより、相談件数の増加につながった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、外国人労働者への労働基準関係法令や外国人相談コーナーの周知を進め、外国人労働者についての労働災害の防止等を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が労働する地域や職種は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっているため、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年度より増やす。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外国人相談コーナー広報用リーフレットの配布等を行い、より多くの外国人労働者に同コーナーを利用していただき、もって、労働災害の防止等を図る。						
24年度目標(アウトプット指標)	外国人相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。						
24年度重点施策との関係	外国人労働者、特に技能実習生についての労働条件の確保						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、特定分野の労働者に係る労働災害の防止等を図るため、外国人労働者労働条件相談員・派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行うとともに、自動車運転者労働時間等コンサルタント(仮称)による業界団体未加入事業者への法令等の周知・相談を行う。						
25年度重点施策との関係	<p>2(2)⑥バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令等の周知等を行う。 <p>6③外国人労働者の労働条件の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例の外国語による情報提供を行うなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。 						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が労働する地域や職種は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっているため、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化						事業番号 (24年度)	54	
							事業番号 (23年度)	59	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	国、労働局、労働基準監督署						事業開始年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働安全衛生管理等についての自主点検表を作成し事業主に配布・回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせるとともに、問題のある事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生等に関する自主点検表を作成・印刷し、事業主に送付する。							
	実施体制	国、労働局、労働基準監督署							
20年度予算額 (千円)	12,786	21年度予算額 (千円)	7,269	22年度予算額 (千円)	5,137	23年度予算額 (千円)	5,137	24年度予算額 (千円)	5,051
うち行政経費	12,786	うち行政経費	7,269	うち行政経費	5,137	うち行政経費	5,137	うち行政経費	5,051
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業/制度の必要性	事業主に労働安全衛生管理等に関する自主的な改善を促すために必要な経費である。								
23年度目標	アウトカム指標	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的な改善を促し、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。			23年度実績	アウトカム指標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況 平成14年度～平成18年度合計616,204人 平成19年度～平成23年度合計565,473人)	
	アウトプット指標	自主点検表を70,000部作成し、事業主に送付する。				アウトプット指標	○	作成・送付した自主点検表:70,150部	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業主が自主点検表を活用することにより、労働安全衛生管理等に関して自主的な改善を図ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業主に対し、労働安全衛生管理に係る自主的な改善を図らせるよう、引き続き取り組む。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
				死亡者数 259人 死傷者数 28,233人	死亡者数 246人 死傷者数 30,788人	死亡者数 261人 死傷者数 29,323人	死亡者数 271人 死傷者数 30,753人 ※第4四半期のみ速報値		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様。						
24年度目標(アウトカム指標)	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、今年度も事業主の労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。</p> <p><参考:過去5年間の労働災害発生状況> 平成19年121,356人、平成20年119,291人、平成21年105,718人、平成22年107,759人、平成23年111,349人</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	休業4日以上死傷災害が2年連続で増加している状況を踏まえ、自主点検表を、昨年度より39,350部増刷し(109,500部作成)、事業主に送付する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				死亡者数 215人 死傷者数 26,818人 ※速報値	死亡者数 219人 死傷者数 19,912人 ※速報値		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	アウトプット指標について、事業評価の実態に即したものに変更した。						

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (24年度)	55	
							事業番号 (23年度)	60	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画調整係	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署						事業開始年度	平成13年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	健康保険不支給決定者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1) 全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2) パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3) 建設業者に対する集団指導 (4) 事業場及び医療機関に対する調査							
	実施体制	労働基準局労災補償部労災管理課							
20年度予算額 (千円)	83,498	21年度予算額 (千円)	72,027	22年度予算額 (千円)	55,657	23年度予算額 (千円)	47,750	24年度予算額 (千円)	46,996
うち行政経費	83,498	うち行政経費	72,027	うち行政経費	55,657	うち行政経費	47,750	うち行政経費	46,996
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業/制度の必要性	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われないだけでなく、同種災害の発生防止対策が阻害されるおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれがあることから社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。			23年度実績	アウトカム指標	○	年間を通して、2,763件の請求勧奨を実施した。	
	アウトプット指標	労災保険給付請求を勧奨するパンフレット47,000部を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付する。				アウトプット指標	○	労災保険給付請求を勧奨するパンフレット47,100部を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付するとともにHPに掲載した。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	全国健康保険協会からの情報提供を受け、請求勧奨を確実に実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、健康保険不支給対象者への請求勧奨を実施すると共に、労災かくし防止に関する施策を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
				632件	692件	756件	683件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様。						
24年度目標(アウトカム指標)	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労災隠しの防止の観点から、健康保険不支給決定者のうち、労災保険制度の適用事業に使用される者ではない等の理由により明らかに労災保険給付の対象とならない者を除き、労災保険の請求の可能性のある者全員について、労災保険の請求勧奨を行うこととした。						
24年度目標(アウトプット指標)	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、労災かくしに関する相談窓口を充実させ、健康保険不支給決定者に対しての労災保険の請求勧奨を徹底するとともに、ポスター等による労災かくし防止に向けた周知・啓発を図る。また、労災補償担当部署と監督・安全衛生部所との連携を図ることとする。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				833件	786件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (24年度)	56
								事業番号 (23年度)	61
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	特定分野 労働条件対策 係、 労働条件改善係
実施主体	都道府県労働局及び業務委託先(株式会社日通総合研究所)							事業開始年度	平成20年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社日通総合研究所)) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。							
	対象 (誰/何を 対象に)	トラック、バス、タクシー運転者を使用する事業場及びその荷主となる事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	①「自動車運転者時間管理等指導員」の配置やパンフレットの作成等により、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等について、一般労働者との比較を含めて調査研究を行い、今後の施策の在り方を検討する際に参考となる資料を作成する。							
	実施 体制	①は都道府県労働局等において実施。 ②は委託事業として、一般競争入札による受託者・株式会社日通総合研究所が実施。							
20年度予算額 (千円)	35,012	21年度予算額 (千円)	68,097	22年度予算額 (千円)	32,898	23年度予算額 (千円)	120,313	24年度予算額 (千円)	97,189
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	97,042	うち行政経費	76,648
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	33,403	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,530	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,276	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,025	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	95.4	21年度 予算執行率 (%)	80.1	22年度 予算執行率 (%)	82.9	23年度 予算執行率 (%)	47.4		
事業/制度の必 要性	トラック、バス等の自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、全産業労働者との格差が縮小しない状況にあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が他業種より高く、運輸業に係る過労死の労災認定件数も全産業の中で最も多い状況にあるため、業務の特性を踏まえた特別な対策を取り組む必要がある。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	①自動車運転者時間管理等指導員に個別訪問された事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②EUを中心とした先進国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。			23年 度実 績	アウトカム 指標	○	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問を行った事業者の98.6%から「訪問が有益であった」との回答を得た。 ②EU5か国(イギリス・ドイツ・オランダ・フランス・スペイン)における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を実施し、その結果を報告書にまとめた。	
	アウトプット 指標	自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数を2,000事業場以上とする。				アウトプット 指標	○	—	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	労働時間等の労務管理が不十分な企業に対して、労働基準法や最低賃金法、改善基準告示等に基づく労務管理等を丁寧に指導・助言したことにより、各事業者に自動車運転者の労働時間等の改善の意義を理解していただけたが、東日本大震災の影響や制度開始初年度であったことにより、自動車運転者時間管理等指導員の活動が目標に達しなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	自動車運転者時間管理等指導員の個別訪問が目標に達しなかったものの、98.6%の事業者から、指導員による個別訪問が有益であったとの回答を得たことから、予算額を見直した上で、引き続き、自動車運転者管理等指導員を配置し、労務管理等の指導・助言を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①地域ごとに繁忙期がことなるため、四半期ごとに定量的に効果測定できるものではない。 ②年間を通じて行う事業のため、四半期ごとに定量的に効果測定できるものではない。								
評価	B			予算額又は手法等を見直す					

24年度事業概要	①自動車運転者時間管理等指導員を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。 ②荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。						
24年度目標(アウトカム指標)	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問する事業者は、平成23年度に個別訪問した事業者と異なる事業者を予定していることから、引き続き80%とした。 ②自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場から「訪問が有益であった」と回答を得る割合の目標を80%以上としているため、同程度の目標を設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。						
24年度重点施策との関係	自動車運転者の長時間労働抑制						
25年度要求に向けた事業の方向性	必要性を精査した上で、所要の予算計上を行う。						
25年度重点施策との関係	2(2)⑥バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制 ・運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令等の講習を行う。また、地方運輸支局との都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善に係る情報・意見交換を行う。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	自動車運転者が労働する地域により繁忙期が異なっており、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	家内労働安全衛生管理費							事業番号 (24年度)	57
								事業番号 (23年度)	62
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	家内労働係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和49年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため							
	対象 (誰/何を対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局が産業医等による健康相談を実施する。							
	実施体制	都道府県労働局							
20年度予算額 (千円)	24,789	21年度予算額 (千円)	23,559	22年度予算額 (千円)	23,577	23年度予算額 (千円)	20,953	24年度予算額 (千円)	17,905
うち行政経費	24,789	うち行政経費	23,559	うち行政経費	23,577	うち行政経費	20,953	うち行政経費	17,905
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率 (%)	-	22年度 予算執行率 (%)	-	23年度 予算執行率 (%)	-		
事業/制度の必要性	家内労働者の安全の確保及び健康を保持し、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病を早期に発見し予防するために、家内労働安全衛生指導員による家内労働者及び委託者への指導、家内労働者に対する健康相談の実施が必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	95.7% ※指導に対し改善の意向ありと回答した委託者及び家内労働者554名/家内労働安全衛生指導員が個別指導を実施した結果、要改善事項があった委託者及び家内労働者579名	
	アウトプット指標	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,000人以上とする。				アウトプット指標	○	-	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	特定の地域において、訪問指導対象が減少したことから、アウトプット指標は目標件数を下回った。家内労働安全衛生指導員による訪問指導が適切に行われた結果、アウトカム指標については目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	管内状況を勘案しつつ、危険有害業務従事者数に応じて、計画的に訪問指導を行うこととする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。 ・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。						
中期的な目標	家内労働者の安全の確保及び健康の保持、職業性疾病の早期発見及び予防が図られること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	家内労働安全衛生指導員の指導の効果として計ることのできる目標として、改善の意向を確認することとし、その割合を目標としたもの。水準については、前年度までの実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を880人以上とする。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、家内労働安全衛生指導員による粘り強い訪問指導を行うとともに、広報を通じた家内労働者に対する働きかけを強化することにより、家内労働者の安全衛生意識を高めることが必要である。						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。 ・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。 						
その他特記事項	-						

事業名	女性労働者健康管理等対策費						事業番号 (24年度)	58	
							事業番号 (23年度)	63	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	一般事業主行動 計画指導官	
実施主体	民間団体						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	女性労働者の職場進出が進み、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、労働災害の予防等を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主及び女性労働者、産業保険スタッフ等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	委託事業の受託者を公募により募集(働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業:企画競争、母性健康管理研修等事業:一般競争入札(最低価格落札方式)) 具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。さらに、産業保健スタッフ及び企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施し、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。							
	実施 体制	委託事業については、一般競争入札により受託者を決定の上、事業実施。 直接実施部分については、各都道府県労働局で実施している。							
20年度予算額 (千円)	64,469	21年度予算額 (千円)	53,283	22年度予算額 (千円)	63,349	23年度予算額 (千円)	57,953	24年度予算額 (千円)	50,134
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	21,062	うち行政経費	16,183	うち行政経費	14,536
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	52,119	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	46,053	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	40,909	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定 額	27,453	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	80.8	21年度 予算執行率 (%)	86.4	22年度 予算執行率 (%)	64.6	23年度 予算執行率 (%)	65.7		
事業/制度の必 要性	妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、事業の実施が必要である。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を80%以上とする。			23年 度実 績	アウト カム指 標	○	96.7% ※研修受講後、母性健康管理の措置に関する取組が進んだ事業場数(118件)／アンケート回答者数(122件)	
	アウトプット 指標	母性健康管理サイトのアクセス数を460,000件とする。				アウト プット 指標	○	母性健康管理サイトのアクセス数 約56万件	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業を適切に実施し、標記研修において、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することができ、また、母性健康管理サイトにおいて、必要な情報を掲載し、サイトの存在を効果的に周知することができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成し、企業における母性健康管理体制の整備に効果を上げている。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

24年度事業概要	委託事業の受託者を一般競争入札(総合評価落札方式))により募集。受託者に対し事業費を支出。 具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。						
24年度目標(アウトカム指標)	メール相談者でアンケートに回答者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした人の割合60%						
中期的な目標	企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	メール相談の有用性について、過半数以上の満足度をもってアウトカム指標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	母性健康管理サイトのアクセス数を490,000件(携帯端末専用サイトへのアクセス数含む)とする。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため						
その他特記事項	-						

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費							事業番号 (24年度)	59
								事業番号 (23年度)	64
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	技能実習係
実施主体	(財)国際研修協力機構							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(財)国際研修協力機構) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	企画競争により委託先を選定し、以下の事業を行う。 ①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。							
	実施体制	企画競争により選定された委託先である(財)国際研修協力機構において事業を実施							
20年度予算額 (千円)	57,945	21年度予算額 (千円)	54,953	22年度予算額 (千円)	43,819	23年度予算額 (千円)	40,269	24年度予算額 (千円)	37,881
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	57,000	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	48,957	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	40,543	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,769	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	98.4	21年度 予算執行率 (%)	89.1	22年度 予算執行率 (%)	92.5	23年度 予算執行率 (%)	69.0		
事業／制度の必要性	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有している。これらのことから、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要であるとともに、業務災害や通勤災害が生じた場合は受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であるにとまらず、開発途上国との友好関係にも悪影響を与えかねず、開発途上国に対する実践的な技能移転を図るという制度の趣旨にも反することになるため、事故・疾病防止対策の強化が必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の全産業における全労働者の死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下			23年度実績	○	—		
	アウトプット指標	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上			アウトプット指標	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 555件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 101件		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成22年7月の制度改正によって入国1年目から労働関係法令が適用されることとなり、平成23年度は年度当初から入国1年目の未熟練の技能実習生による労災を含んでいるため、平成22年度の技能実習生の死傷者年千人率(2.2)より高い値になった。なお、平成23年度の技能実習生の労災のうち約50%が入国して1年未満の技能実習生による労災である。また、技能実習生の受入れ業種は製造業であって、休業4以上の労災が起りやすい業種であることから、技能実習生の死傷者年千人率は、サービス業などを含む全産業における全労働者の死傷者千人率よりも高い値になったと考えられる。なお、技能実習生の受入れ業種における全労働者の死傷者千人率と比較すると低い値になっている。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	効率的かつ効果的に事業を行うため、個別の巡回相談の対象を絞り、加えて、過去に本事業で作成した労働災害が多い職種等の事故・疾病防止に関するマニュアル等を活用して集団指導を実施することとする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

24年度事業概要	平成23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の技能実習生の受入れ業種における全労働者の死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下						
中期的な目標	組織体制の見直しや事務・事業の効率化を図り、技能実習生の事故・疾病防止対策の強化を図る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	技能実習生が、技能実習により修得した技能を活かすことが当制度の目的であり、この目的を達成するためには、技能実習生が我が国在留期間中に重篤な事故や疾病にあうことなく心身共に健全な状態で技能の修得を行うことが必要となる。この観点から、指標については、技能実習生の休業4日以上死傷者年千人率(技能実習生1,000人あたり1年間に発生する死傷者数)とし、同年(暦年)の技能実習生の受入れ業種における全労働者の休業4日以上死傷者年千人率以下の数値と比較することで、本事業の成果を図ることが適当である。						
24年度目標(アウトプット指標)	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	技能実習生の死亡事故(平成23年度:20名)を防ぐため、受入れ団体・企業への指導・啓発を強化し、引き続き事業を実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費【平成24年度まで経過措置】						事業番号 (24年度)	60	
							事業番号 (23年度)	65	
事業の別	安全衛生確保等事業						担当係	産業保健班	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成9年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接〕(補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援することにより、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事する労働者が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構(本部及び産業保健推進センター)において実施							
20年度予算額 (千円)	131,013	21年度予算額 (千円)	126,520	22年度予算額 (千円)	74,224	23年度予算額 (千円)	27,735	24年度予算額 (千円)	11,180
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	83,667	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	53,678	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,211	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	14,787	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	63.9	21年度 予算執行率 (%)	42.4	22年度 予算執行率 (%)	47.4	23年度 予算執行率 (%)	53.3		
事業／制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 労働者数50人未満の小規模事業場は、産業保健に精通した人材の確保が難しく、健康管理が難しいことから、産業医の選任を助成することにより、健康管理を支援する必要がある。 深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図る必要がある。 								
23年度目標	アウトカム指標	—			23年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			平成24年度までの経過措置					

24年度事業概要	—						
24年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	—						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	平成22年度限りで事業を廃止したが、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対しては、経過措置として引き続き3カ年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降新規の申請を受け付けていない)。						

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費								事業番号 (24年度)	61
									事業番号 (23年度)	66
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	業務第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する財政融資資金への償還に当たり、一時的に資金不足が発生する際に行った民間金融機関からの借入利息部分及び貸倒債権を償却するために必要な額。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金の債権回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。								
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構本部において実施								
20年度予算額 (千円)	99,926	21年度予算額 (千円)	228,017	22年度予算額 (千円)	94,893	23年度予算額 (千円)	184,756	24年度予算額 (千円)	206,024	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	99,926	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	228,017	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	94,893	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	184,756	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	100	21年度 予算執行率 (%)	100	22年度 予算執行率 (%)	100	23年度 予算執行率 (%)	100			
事業/制度の必要性	残存する貸付債権の債権管理業務を行う上で、民間金融機関からの借入利息及び貸倒償却を補填する必要がある。									
23年度目標	アウトカム指標	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額189百万円を回収する。			23年度実績	アウトカム指標	○	正常債権の回収額は226,963千円となり、目標額を上回った。		
	アウトプット指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。				アウトプット指標	○	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的手続を実施する等、適切な債権管理と回収に努めた。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書附則第4条第4項により、貸し付けられた資金にかかる債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。						
24年度目標(アウトカム指標)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額145百万円を回収する。						
中期的な目標	貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う業務であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。						
24年度目標(アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。						
その他特記事項							

事業名	労働災害防止対策費補助金経費		事業番号 (24年度)	62					
			事業番号 (23年度)	67					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働災害防止団体法第54条、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条 労働者災害補償保険法第29条第1)		担当係	団体監理係					
実施主体	労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会		事業開始年度	昭和39年度					
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行うもの。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、災害防止団体により以下の事業を行う。 ①調査研究事業②安全衛生啓発事業③安全衛生管理活動事業④労働災害防止活動事業							
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、船員災害防止協会							
20年度予算額 (千円)	2,490,615	21年度予算額 (千円)	2,721,654	22年度予算額 (千円)	2,047,329	23年度予算額 (千円)	1,843,709	24年度予算額 (千円)	1,516,444
うち行政経費		うち行政経費		うち行政経費		うち行政経費		うち行政経費	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,366,266	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,569,318	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,971,384	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,776,773	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	95.0	21年度 予算執行率 (%)	94.4	22年度 予算執行率 (%)	96.3	23年度 予算執行率 (%)	96.4		
事業/制度の必要性	事業主の行う労働災害防止活動、船舶所有者の行う船員災害防止活動は、生産活動に直接結びつくものではない上、企業間の横並び意識から他の企業を上回る安全衛生対策に取り組む事業主等は限られ、また、安全衛生分野の技術・ノウハウも個々の企業からすれば資産としての側面を有することから、労働災害防止及び船員災害防止につながる好事例であったとしても、事業主等が自主的に同業他社に公表し、業界や企業間で共有することは希な状況にある。 特定の企業や企業グループに偏らない中立かつ非営利の事業主団体である協会を組織させ、法令に定める最低基準を上回る安全衛生活動を行わせるとともに、事業主等の行うべき安全衛生に関する措置全般について、主に技術的な面からキメの細かい指導及び援助を行わせることとしたものである。 労働災害及び船員災害の防止を効率的に進めるためには、国の行う法令の履行確保のための監督指導に併せ、労働者の安全衛生についての責任を有する事業主、船員の安全衛生について責任を有する船舶所有者が行う自主的な災害防止活動が不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比して4%以上減少させる。		23年度実績	アウトカム指標	○	①実施回数:1,550回 ②死亡者数対22年比(23年死亡者数・震災以外) ・建設業 Δ6.3%(342人) ・陸上貨物運送事業 Δ16.2%(129人) ・林業 Δ35.6%(38人) ・港湾荷役業 100.0%(10人) ・鉱業 120.0%(11人)		
	アウトプット指標	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。			アウトプット指標	○	①参加人数:32,073人		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標:①労働災害防止団体の人員不足、景気低迷等による企業環境の悪化により指導を要請する事業場が減少したこと等から目標に達しなかった。 ②建設業、陸上貨物運送事業、林業について前年と比較して死亡者数は減少したが、港湾荷役業、鉱業については、墜落・転落等の死亡者数の増加により目標を達成できなかった。 アウトプット指標:景気の低迷等で企業が受講対象を絞っているものと思料され、また、震災の影響で年度当初の研修を中止せざるを得なかったこと等から目標を達成できなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	昨年度の社会復帰促進等事業に関する検討会で、アウトカム指標、アウトプット指標が事業効果を測定する適切な目標になっていないとの指摘を受けたため、各団体について、団体の活動の目標のあり方から事業の内容について総点検し、24年度の目標を設定することにする。 今後は、労働災害防止効果、ユーザー層からの評価について点検していくこととする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	労働災害防止団体における安全衛生管理活動の(個別事業場指導)回数			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
						282	363	560	345
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	C		アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						

24年度事業概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行うもの。						
24年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等事業場等のうち、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があった者の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等が、受講者に対して災害防止に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	省内事業仕分けの改革案に基づき、中小規模事業場に対する安全衛生対策事業への補助を前提とする。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期 ①3,475 ②11,576	平成24年度第二四半期 ①5,280 ②20,698	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	産業医学振興経費		事業番号 (24年度)	63					
			事業番号 (23年度)	68					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係	団体監理係				
実施主体	(公財)産業医学振興財団			事業開始年度	昭和53年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [<input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接] (補助先: 産業医科大学 実施主体: 産業医科大学) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する							
	対象 (誰/何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1 産業医科大学の運営に対する助成 2 産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 3 産業医の資質の向上を図る研修等の実施 4 産業医学に関する研究の促進 5 産業医学情報の提供							
	実施体制	—							
20年度予算額 (千円)	6,058,235	21年度予算額 (千円)	6,081,847	22年度予算額 (千円)	5,316,934	23年度予算額 (千円)	5,453,181	24年度予算額 (千円)	4,998,166
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,017,745	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,941,493	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,181,784	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	5,453,181	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	99.3	21年度 予算執行率 (%)	97.7	22年度 予算執行率 (%)	97.5	23年度 予算執行率 (%)	100		
事業/制度の必要性	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供を通じ、質の高い産業医を育成することが必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。	23年度実績	アウトカム指標	○	①産業医数: 22名増加 ②有用との回答: 93.3%			
	アウトプット指標			アウトプット指標	○	④研修参加者: 604人 ⑤参加者: 850名			
					×	③合格率順位: 23位			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①: 産業医の輩出及び定着促進、在学生の産業医への誘導に努め、教授会等において基本方針に基づき産業医への就職を強く要請したこと。 ②④: 過去のニーズを踏まえたカリキュラム改編等を実施してきており、広く産業医の生涯教育に役立つものにしてきたこと。 ③: これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施したが、結果的に成績下位者が不合格となったことが未達成の要因。 ⑤: 大学の他、東京でサテライトオープンキャンパスを実施し、講演内容の充実に努めたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	以下のとおり引き続き実施予定 ①: 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②④: 広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ⑤: 引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施する。 なお、③医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく「学習力育成委員会」で、低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。 ③産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。						
中期的な目標	①質の高い教育研究の体制を確立する。 ②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。 ③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。 ④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。 なお、「産業医数を毎年20名以上純増」は、産業医科大学が作成している中期目標・中期計画(計画期間:平成22年4月1日～平成28年3月31日)に規定している。						
24年度目標(アウトプット指標)	④医師国家試験の合格率については、95%以上とする。 ⑤産業医の資格取得希望者のための研修の受講者を550人以上とする。 ⑥企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の受講者を780人以上とする。 ⑦産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	従来の事業について継続して要求する方針であるが、運営の更なる効率化に努める。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない						
その他特記事項							

事業名	安全衛生施設整備費							事業番号 (24年度)	64
								事業番号 (23年度)	69
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	管理係
実施主体	本省							事業開始年度	昭和23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	特別修繕が必要な安全衛生施設 (日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。							
	実施体制	支出委任により国土交通省が実施。							
20年度予算額 (千円)	312,151	21年度予算額 (千円)	355,916	22年度予算額 (千円)	302,294	23年度予算額 (千円)	465,174 (119,461)	24年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	273,552
うち事務費	41,472	うち事務費	98,842	うち事務費	45,627	うち事務費	72,566	うち事務費	73,554
20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	187,139	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	278,459	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	259,356	23年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	331,741	※予算執行率は事務費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	69	21年度 予算執行率(%)	108	22年度 予算執行率(%)	101	23年度 予算執行率(%)	84		
事業／制度の必要性	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき国が設置しているものであり、今後も適切に施設を運営するに当たっては、経年劣化に耐用するための施設の特別修繕が必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。			23年度実績	アウトカム指標	○	吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、短期・長期吸入試験を円滑に実施した。	
	アウトプット指標	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。				アウトプット指標	○	予算の範囲内で工事を完了すべく国土交通省担当部局と調整し、支出委任を適切に行った。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施したことにより、化学物質の有害性等試験を円滑に実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第1四半期	平成23年度第2四半期	平成23年度第3四半期	平成23年度第4四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じるが必要であり、化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うため、吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施する。						
24年度目標(アウトプット指標)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度を調査した上で、施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	—						

事業名	労働基準行政情報システム管理運営費 (平成23年度限り)						事業番号 (24年度)	65	
							事業番号 (23年度)	70	
事業の別	安全衛生確保事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	システム調整係	
実施主体	本省						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	労働基準法等に基づく事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行うとともに、統計処理機能による行政課題の把握・分析、申請・届出等手続の電子化等による行政サービスの向上を図ることを目的とした労働基準行政情報システムの運用を行うものである。							
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が使用する労働基準行政情報システム							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労働基準行政情報システムの運用							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において、免許証作成の自動化・申告処理業務のシステム化等により、効率的な業務処理を行う。							
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	2,851,099	24年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	2,851,099	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	98.8		
事業/制度の必要性	監督・安全衛生等業務は労働災害の防止や労働者の安全及び衛生の確保を目的としており、労働基準行政情報システムは、事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行う監督・安全衛生等業務の業務支援システムであり、都道府県労働局及び労働基準監督署における監督・安全衛生等業務を処理するために必要不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	業務・システム最適化実施前の運用経費(59.9億円)と比較し、経費削減を図る。			23年度実績	アウトカム指標	○	平成23年度における運用経費は28.2億であり、最適化実施前と比較して、経費削減を図ることができた。	
	アウトプット指標	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については、全てのシステム稼働日において99.9%以上を確保する。				アウトプット指標	○	平成23年度におけるシステムの稼働率については、99.97%以上であり、目標の99.9%以上を確保することができた。	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、最適化実施前に設置していた局・署サーバの最適化実施後の本省集約化及び専用端末の汎用化により目標を達成している。 アウトプット指標については、障害発生時の業者間連絡体制の確認等障害緊急対応の事前確認を実施することにより目標を達成している。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定にはなじまない。								
評価	A			平成23年度限りの事業					

24年度事業概要	—						
24年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	—						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	平成24年度以降については、労働基準行政情報システム管理運営費は(項)労働安全衛生対策費ではなく(項)業務取扱費で予算措置されたことから、社会復帰促進等事業には該当しないものである。						

事業名	女性就業支援全国展開事業				事業番号 (24年度)	66				
					事業番号 (23年度)	72				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	政策係				
実施主体	民間団体				事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人 女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下「女性関連施設等」という)。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及びバックアップセミナーの実施 (2)情報提供事業 ・全国の女性関連施設等に対する事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 ・全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラムの開発・提供 ・展示の維持・管理・貸出 ・図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営 ・ホームページの作成・更新等の実施 ・全国の女性関連施設等のデータベースの構築								
	実施体制	企画競争方式により受託者を決定の上、事業実施。								
20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	95,264	24年度予算額 (千円)	83,152	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	47,667	うち行政経費	36,020	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,896	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	83.8			
事業/制度の必要性	急速な少子・高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要がある。 しかしながら、依然として妊娠・出産を機に約6割の女性が離職する等、女性の年齢階級別の労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いており、勤続年数等についても、大きな男女格差が存在する。また、女性労働者の約6割が職場の人間関係、仕事の質・量について強い不安、悩み、ストレスを有している実態があり、就業を継続する上での障害ともなっている。 平成22年6月に閣議決定された『新成長戦略(雇用・人材戦略)』においては、「女性のM字カーブの解消」に関して、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されたところである。 こうした中、女性関連施設等においては、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性の就業促進に係るノウハウ等を必ずしも十分に有していないところも多く、その提供等が求められているところである。 このため、全国の女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図れるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。									
23年度目標	アウトカム指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合80%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合80%以上			23年度実績	アウトカム指標	○	①98% ②100%		
	アウトプット指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回				アウトプット指標	○	②49件		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施されるよう、女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、相談対応や講師派遣等により知識やノウハウを提供する事業を適切に実施したため、高い評価が得られ、セミナーの開催回数の目標を達成できた。一方、「女性就業支援」に関する相談において、「働く女性の健康保持増進」に関する相談ができることについての周知が不十分であったことが相談件数未達成の要因であったと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業初年度であり、広報が行き届いていない部分もあった。引き続き、女性関連施設等に対し、広報を幅広く行い、事業の周知に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
						①145件 ②6回	①117件 ②8回	①164件 ②24回	①134件 ②11回	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	B			予算額又は手法等の見直し						

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上						
中期的な目標	女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目標とする。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。						
24年度目標(アウトプット指標)	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	事業の周知広報を強化するよう改善し、25年度においても24年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期 ①272件 ②7回	平成24年度第二四半期 ①168件 ②14回	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 「全国男女共同参画センター・女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性がその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。」「働く女性や働くことを希望する女性を支援する拠点において、支援プログラム・ノウハウ等を開発するとともに、それらを地方自治体やセンター等に提供するため、講師派遣、情報提供を行うほか、地方自治体やセンター等とのネットワークの強化を図り、活動の支援を行う。」						

事業名	短時間労働者健康管理啓発指導経費 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (24年度)	67
								事業番号 (23年度)	73
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	均等待遇係
実施主体	本省							事業開始年度	平成6年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	パートタイム労働者の健康管理を推進する。							
	対象 (誰/何を 対象に)	パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。							
	実施 体制	本省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課において、啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用均等室に送付する。							
20年度予算額 (千円)	10,312	21年度予算額 (千円)	10,085	22年度予算額 (千円)	5,403	23年度予算額 (千円)	4,472	24年度予算額 (千円)	7,932
うち行政経費	10,312	うち行政経費	10,085	うち行政経費	5,403	うち行政経費	4,472	うち行政経費	7,932
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業/制度の必 要性	パートタイム労働者に対する適切な健康管理の推進を事業主が図ることにより、当該労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるから、事業を実施することが必要である。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合90%以上			23年 度実 績	アウト カム指 標	○	助言に対する事業主からの是正割合、100%	
	アウトプット 指標	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 10,000件				アウト プット 指標	○	実施件数、10,647件	
23年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	パートタイム労働者を雇用する事業主に対し報告徴収を実施し、啓発用資料を用いて、パートタイム労働者に対する健康管理の推進を適切に助言したことから、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度実績を踏まえ、アウトカム指標を、都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上とする。 ・24年度に均等待遇・正社員化推進プランナーを雇用均等指導員(均等推進担当)に再編したことに伴い減員(116人→58人)となったことを踏まえて、アウトプット指標を、都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数5,000件とする。 								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	均等待遇・正社員化推進プランナーの事業所訪 問件数	左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
				1,942	2,857	2,732	2,165		
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	都道府県労働局雇用均等室で実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収において、事業主に対してパートタイム労働者の健康管理の推進に関するパートタイム労働指針第2については是正指導を実施し、これに対する年度内の改善の水準を目標とし、23年度の実績を踏まえて、95%以上に設定した。						
24年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 5,000件						
24年度重点施策との関係	「非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善」「パートタイム労働法に基づく指導」が記載されている。						
25年度要求に向けた事業の方向性	今後も適正に実施						
25年度重点施策との関係	「非正規雇用の労働者の雇用の安定・処遇の改善」「パートタイム労働法に基づいた的確な指導」が記載されている。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				1,337	1,907		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	短時間労働者均衡待遇推進事業費 【24年度重点目標管理事業】		事業番号 (24年度)	68						
			事業番号 (23年度)	74						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係	業務係					
実施主体	都道府県労働局			事業開始年度	平成19年度					
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業／制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働法の趣旨に基づき、正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理の推進を図ること。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業主								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において実施。								
20年度予算額 (千円)	368,063	21年度予算額 (千円)	379,522	22年度予算額 (千円)	335,627	23年度予算額 (千円)	292,157	24年度予算額 (千円)	203,142	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	21,876	うち行政経費	30,442	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	373,045	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	323,515	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	268,614	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	137,494	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	101.4	21年度 予算執行率 (%)	85.2	22年度 予算執行率 (%)	80.0	23年度 予算執行率 (%)	47.1			
事業／制度の必要性	パートタイム労働者及び有期契約労働者の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本において経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、パートタイム労働者及び有期契約労働者の職務や働き方に応じた、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理に係る取組を強力に推進していく必要があるため、事業主にインセンティブを与える奨励金制度が必要である。									
23年度目標	アウトカム指標	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合100%		
	アウトプット指標	奨励金支給件数 180件				アウトプット指標	○	—		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標である「奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合」については100%と目標達成できた。また、本事業は、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金を統合して平成23年4月から創設し、周知広報に力を入れたが、企業での制度の普及・浸透に時間がかかったため、アウトプット指標の目標は達成できなかった。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度のアウトカム指標については、平成23年度実績を踏まえ目標を高くし、奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を90%以上とする。また、平成23年度の支給実績を踏まえて要求額を精査する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	奨励金支給件数 (均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給は10月から)			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
						—	—	16件	37件	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	B			予算額又は手法等を見直し						

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を90%以上とする。						
中期的な目標	パートタイム労働法の趣旨に基づき、正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理の推進を図ること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業主の自主的取組を促進することが目的であるため、ユーザー評価を目標とし、目標値については、本事業に整理・統合する前に支給を行っていた短時間労働者均衡待遇推進等助成金の実績を踏まえ設定。						
24年度目標(アウトプット指標)	奨励金支給件数 348件						
24年度重点施策との関係	「均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、有期契約労働者及びパートタイム労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進」、「短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援」と記載されている。						
25年度要求に向けた事業の方向性	24年度限りで廃止。(25年度は経過措置分として要求)						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	奨励金支給件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				40件	52件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	就労条件総合調査費		事業番号 (24年度)	69					
			事業番号 (23年度)	75					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	就労条件係			
実施主体	厚生労働省大臣官房統計情報部				事業開始年度	平成12年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:民間事業者) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体: () <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	日本標準産業分類に基づく15大産業(平成19年11月改定)に属する常用労働者が30人以上の民営企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。							
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間委託に係る民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働本省において実施)。							
20年度予算額 (千円)	33,125	21年度予算額 (千円)	34,899	22年度予算額 (千円)	25,767	23年度予算額 (千円)	31,224	24年度予算額 (千円)	23,803
うち行政経費	33,125	うち行政経費	34,899	うち行政経費	25,767	うち行政経費	31,224	うち行政経費	23,803
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業/制度の必要性	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)を把握し、施策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであり、労災保険法第29条第1項第3号の「労働者の安全及び衛生の確保、…賃金の支払の確保を図るために必要な事業」に該当することから、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。			23年度実績	アウトカム指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。	
	アウトプット指標	主要産業における企業の労働時間制、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。			アウトプット指標	○	主要産業における企業の労働時間制、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、平成23年10月20日に概況を公表し、平成24年1月に報告書を刊行した。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	調査を確実に実施し、また、集計及び公表等を計画通りに実施したことによる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計及び公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	23年度事業と同じ						
24年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	労働時間制度、定年制等及び賃金制度等についての政策立案のための基礎資料を得る。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。						
24年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	25年度においても24年度と同様、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。						
その他特記事項	当事業は平成23年度から25年度までの3ヶ年の国庫債務負担行為である。						

事業名	雇用均等行政情報化推進経費							事業番号 (24年度)	70
								事業番号 (23年度)	76
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	社会参加支援係
実施主体	本省							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等、労働安全衛生に係る行政指導の記録や事業場台帳の基本情報についてのデータベース管理・分析等を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	都道府県労働局雇用均等室の職員が使用する雇用均等行政情報システム							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスを利用するとともに、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用。							
	実施体制	都道府県労働局雇用均等室において、労働安全衛生に係る相談・指導業務のシステム化等により、効率的な事務処理を行う。							
20年度予算額 (千円)	97,304	21年度予算額 (千円)	122,623	22年度予算額 (千円)	72,532	23年度予算額 (千円)	59,195	24年度予算額 (千円)	57,779
うち行政経費	97,304	うち行政経費	122,623	うち行政経費	72,532	うち行政経費	59,195	うち行政経費	57,779
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率 (%)	—	22年度 予算執行率 (%)	—	23年度 予算執行率 (%)	—		
事業／制度の必要性	労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等への対策にあたって、行政内部において迅速かつ正確な事務処理等のために使用するシステムの経費で、職場環境改善等に資するために必要不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間16百万円の経費削減、年間154.4人日分の業務処理時間の削減を図る。			23年度実績	アウトカム指標	○	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間36百万円(225.0%)の経費削減(雇用勘定分を含む)、年間154.4人日分の業務処理時間削減	
	アウトプット指標	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する				アウトプット指標	○	メンテナンス等によるシステムの停止を除くシステム稼働率100.0%	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	・アウトカム指標については、雇用均等業務の業務・システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成した。 ・アウトプット指標については、予定外のシステム停止がなかったため、目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定になじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	<p>端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づいて、相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」の運用を行う。また、企業への適切な指導を行うためには、行政機関の保有する企業情報を迅速かつ確実に整備していくことが必要不可欠であることから、当該情報が蓄積された均等システムを利用できるよう、汎用パソコンのセットアップ作業を行うことにより端末を増設する。</p>						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減を図る。</p>						
中期的な目標	-						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>雇用均等行政情報システムは、いずれも都道府県労働局雇用均等室の職員が使用するシステムであり、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図るものであるから、業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間との比較による削減目標を設定することとする。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	<p>メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。</p>						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	<p>平成25年度予算概算要求においては、「労働局総務情報システム」及び「事業場台帳管理システム」について、必要不可欠な経費を引き続き要求する。</p>						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定になじまない。</p>						
その他特記事項	-						

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費				事業番号 (24年度)	71				
					事業番号 (23年度)	77				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働保険特別会計法第4条第2項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項 第3号)				担当係	独法班				
実施主体	(独)労働安全衛生総合研究所 ※予算額、決算額は運営費交付金の額				事業開始年度	平成18年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全及び健康の確保に資するため、以下の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究								
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的側面から究明した上で、行政に報告している。								
	実施体制	2部・2センター・3研究領域(H24年4月1日現在、常勤役職員100人)								
20年度予算額 (千円)	1,696,722	21年度予算額 (千円)	1,736,995	22年度予算額 (千円)	1,471,599	23年度予算額 (千円)	1,560,323	24年度予算額 (千円)	1,537,996	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,696,722	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,736,995	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,471,599	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,560,323	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率	100.0	22年度 予算執行率	100.0	23年度 予算執行率	100.0			
事業/制度の必要性	安全衛生行政は、労働者の安全と健康を守るために、事業者が負うべき安全配慮義務のなかで最低限守るべき基準を設定し、罰則をもってその履行を担保することにより行われるが、その規制は労働者の安全と健康を確保出来る水準である必要がある一方で、安全衛生対策等は生産活動に直接結び付かないことから、過度な規制を行うことは事業活動を制約することにもなる。 労働現場の実態を見ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶えず新しいものになっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが求められている。 このようなことを考慮すれば、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が伴わない安全衛生行政はあり得ないものである。欧米先進国においても、同様の観点から安全衛生行政は国立の研究機関を有している。									
23年度目標	アウトカム指標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第二期中期目標を達成する。なお、平成23年度計画に対する数値目標は以下のとおり。 ・講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。			23年度実績	○	講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4.4回(速報値)、論文発表等については、4.6報(速報値)を達成した。			
	アウトプット指標	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。				○	プロジェクト研究課題13課題及び(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を計画のとおり実施した。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進捗管理を徹底した結果、目標を達成することができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、研究の進捗管理の徹底を図ることで、より大きな研究成果を上げていくこととしたい。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
						—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	目標として定めている講演・口頭発表等や論文発表等の数については時期によって増減するものであり、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

24年度事業概要	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)を踏まえ、産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究、産業現場における危険・有害性に関する研究、職場のリスク評価とリスク管理に関する研究を行う。						
24年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する。なお、平成24年度計画に対する数値目標は次の通り。「講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。」						
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)のとおり。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)が定められており、当該目標を達成するための単年度目標である。						
24年度目標(アウトプット指標)	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)が定められており、当該目標を達成するための研究を継続する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	目標として定めている講演・口頭発表等や論文発表等の数については時期によって増減するものであり、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「業務運営の更なる効率化に引き続き取り組む一方で、労働現場のニーズ・実態の把握に努め、それを適切に業務に反映し、行政の要請や東日本大震災のような緊急事態にも的確に対応するなど、調査研究及び労働災害の原因調査等を適切に実施し、さらに国内外への成果の発信や普及に努めるとともに、国内外の労働安全衛生機関との連携・共同研究を推進するなど、行政ミッション型研究所として高い水準の実績と成果を上げているものと評価できる」とされ、19の評価項目のうち、1項目でS評価、15項目でA評価、3項目でB評価を受けたところである。						

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費						事業番号 (24年度)	72	
							事業番号 (23年度)	78	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条 労働保険特別会計法第4条第2項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	独法班	
実施主体	独立行政法人労働安全衛生総合研究所						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営を図るため。							
	対象 (誰／何を 対象に)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の施設・設備							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画(平成23年度～27年度)で施設整備計画を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。							
	実施 体制	独立行政法人労働安全衛生総合研究所において実施							
20年度予算額 (千円)	250,620	21年度予算額 (千円)	248,476	22年度予算額 (千円)	230,868	23年度予算額 (千円)	210,868	24年度予算額 (千円)	56,076
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	234,675	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	114,526	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	230,708	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	178,694	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	93.6	21年度 予算執行率 (%)	46.1	22年度 予算執行率 (%)	100.0	23年度 予算執行率 (%)	84.7		
事業／制度の必 要性	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を図る必要がある。								
23年度目 標	アウトカム 指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。			23年度実 績	アウトカム 指標	○	①「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検及び適正化を実施した。② ホームページで公表した。	
	アウトプット 指標	23年度施設整備に関する計画の適確な実施を行う。			アウトプット 指標	○	整備計画に定めた①建物外壁補修・防水等工事、②吸収式冷温水機更新、③車両系機械災害防止研究施設改修、④液体攪拌帯電実験室改修を的確に実施した。		
23年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保などにより、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	引き続き、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を図っていくこととしたい。								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

24年度事業概要	①液体攪拌帯電実験室及び②中央監視装置の改修						
24年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。						
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画で施設整備計画(平成23年度～27年度)を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)を踏まえ、調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備に努める。						
24年度目標(アウトプット指標)	24年度施設整備に関する計画の適確な実施を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている」とされ、B評価を受けたところである。						

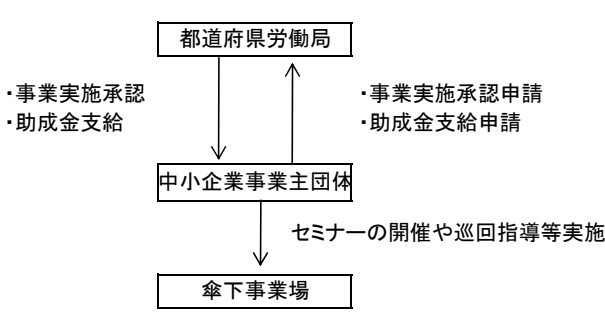
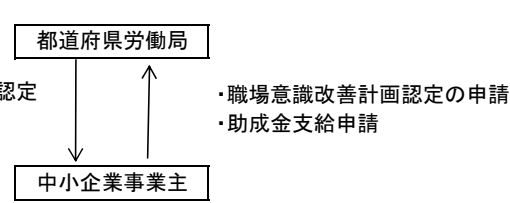
事業名	未払賃金立替払事務実施費						事業番号 (24年度)	73	
							事業番号 (23年度)	79	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	立替払事業係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	昭和51年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:独立行政法人労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(独)労働者健康福祉機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施 体制	独立行政法人労働者健康福祉機構が実施。							
20年度予算額 (千円)	17,687,961	21年度予算額 (千円)	26,343,551 (7,431,785)	22年度予算額 (千円)	20,756,036	23年度予算額 (千円)	34,731,247 (14,933,249)	24年度予算額 (千円)	23,171,751
うち行政経費		うち行政経費	541,053	うち行政経費	569,685	うち行政経費	1,149,902	うち行政経費	540,243
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	17,653,186	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,837,458	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,008,632	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	13,015,966	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	99.8	21年度 予算執行率 (%)	100.1	22年度 予算執行率 (%)	74.4	23年度 予算執行率 (%)	38.8		
事業/制度の 必要性	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している必要不可欠な事業である。								

23年度目標	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。	アウトカム指標	○	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均18.8日」となった。 ②独立行政法人労働者健康福祉機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を91.0%得た。		
	アウトプット指標	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、平成22年度に行った監督署職員に対するアンケート調査を参考にしたリーフレットの改訂等を行う。特に、東日本大震災に係る立替払については、関係機関との連携を図り、迅速に対応する。 ②賃金債権の回収を図るため、事業主等への求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。	アウトプット指標	○	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計51回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、札幌弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(7カ所、約1300名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・東日本大震災に係る立替払については、関係機関と連携を密にし、通常より迅速に立替払を実施した。 ②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全2,303事業所について迅速かつ確実な届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全82事業所へ268回の提出督促、弁済不履行の全61事業所へ201回の弁済督促を行った。 ・事実上の倒産事案については、東日本大震災の直接的な被害を受け求償時期を遅らせた事業主を除いた全3,293事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全5,129事業所へ債務承認書の提出督促を行い、弁済不履行になっている全266事業所について弁済督促を行った。		
23年度実績				×	—		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度の研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。 ②事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債務承認書の提出督促・弁済督促を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では債務承認書等の提出督促・弁済督促を行った結果、目標が達成できた。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
				20.4日	18.2日	18.1日	18.2日
上記モニタリングの指標を設定できない理由	・未払賃金額等の証明者に対してのアンケートについては、特定の期間において実施することとするため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
評価	A		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。				

24年度事業概要	23年度と同様。						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。</p> <p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。</p> <p>②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、平成23年度に行ったアンケートを調査を参考にして充実を図った未払賃金立替払制度のホームページ等について、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。</p>						
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・立替払の迅速化:請求受付日から支払日までの期間について、平均30日以内を維持すること。 ・立替払金の求償:適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>電力供給の制約や原油高の影響、欧州政府債務危機を巡る不確実性の高まり等により経済情勢が不透明になっていることから、企業倒産の増加の懸念が排除されず、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加の懸念も排除されないため、平成23年度計画と同様に「平均25日以内」とする。</p> <p>また、立替払債権の確実な回収を実施することにより中期目標を達成する。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	<p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図るとともに、平成23年度に行った破産管財人等に対するアンケート調査を参考にし、ホームページ等の充実を図る。</p> <p>②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再生型における確実な弁済の履行督促等を行う。</p>						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				18.4日	19.8日		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	平成24年8月30日に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会において、独立行政法人労働者健康福祉機構の平成23年度の業務実績の評価結果として、「未払賃金の立替払業務の着実な実施」は最高評価のSとされた。						

事業名	仕事と生活の調和の推進に必要な一般行政経費							事業番号 (24年度)	74
								事業番号 (23年度)	80
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係
実施主体	本省							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	仕事と生活の調和の実現を推進するために厚生労働本省で必要な経費である。							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	仕事と生活の調和の実現を推進するために必要な、非常勤職員給与、コピー機借料及び保守料等に対して支出する。							
	実施体制	仕事と生活の調和推進のための経費について、厚生労働本省で支出する。							
20年度予算額 (千円)	12,740	21年度予算額 (千円)	12,089	22年度予算額 (千円)	12,103	23年度予算額 (千円)	11,302	24年度予算額 (千円)	-
うち行政経費	12,740	うち行政経費	12,089	うち行政経費	12,103	うち行政経費	11,302	うち行政経費	-
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	-	21年度 予算執行率 (%)	-	22年度 予算執行率 (%)	-	23年度 予算執行率 (%)	-		
事業/制度の 必要性	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。 このため、国において各種施策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
23年度 目標	アウトカム 指標	期間業務職員の勤務状況について、その出勤率を100%とする。	23年度 実績	アウトカム 指標	○	-			
	アウトプット 指標	仕事と生活の調和を実現するための施策の補助を行う期間業務職員について、年間を通して2名配置する。		アウト プット指 標	○	年間を通して2名配置した。			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	自己都合による欠勤が生じたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度限りで事業廃止。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	非常勤職員給与、コピー機借料及び保守料等について支出を行うものであり、その性質上、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	C			平成23年度限りで事業廃止					

24年度事業概要	平成23年度限りで事業廃止。						
24年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	—						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (24年度)	75-1					
			事業番号 (23年度)	81-1					
事業の別	安全衛生確保等事業 ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第25条、28条		担当係	設定改善係 企画係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	18年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。							
	対象 (誰／何を対象に)	○中小企業事業主、中小企業事業主団体等 ※中小企業事業主団体の要件 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。また、労働者災害補償保険の適用事業主であり、かつ、中小企業の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>1. 労働時間等設定改善推進助成金</p>  <p>2. 職場意識改善助成金</p> 							
実施体制	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金 都道府県労働局において中小企業事業主団体の承認、助成金の支給決定。</p> <p>2 職場意識改善助成金 都道府県労働局において職場意識改善計画の認定、助成金の支給決定。</p>								
20年度予算額 (千円)	1,516,224	21年度予算額 (千円)	1,973,395	22年度予算額 (千円)	1,584,653	23年度予算額 (千円)	1,313,948	24年度予算額 (千円)	1,127,884
うち行政経費	301,730	うち行政経費	289,948	うち行政経費	312,677	うち行政経費	428,916	うち行政経費	381,132
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	744,919	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	865,990	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	803,075	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	618,888	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	61.3	21年度 予算執行率 (%)	51.4	22年度 予算執行率 (%)	63.1	23年度 予算執行率 (%)	69.9		
事業／制度の必要性	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。 このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善の促進を図る								

23年度目標	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>	23年度実績	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>①6.7ポイント上昇</p> <p>②21.9%削減</p> <p>③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100%</p> <p>2 職場意識改善助成金</p> <p>①22.2ポイント上昇</p> <p>②12.1%削減</p> <p>③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:99%</p>	○	×	1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数:14件	2 職場意識改善助成金の支給件数:378件		
	アウトプット指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を14件以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金の支給件数を386件以上とする。</p>		<p>○</p> <p>×</p>							
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>アウトカム指標及びアウトプット指標については、概ね達成した。</p> <p>アウトプット指標のうち、職場意識改善助成金の支給件数については、当初の計画認定件数に対して、不支給や取下げが多く、支給件数の目標が達成できなかった。</p>										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>職場意識改善助成金については、支給件数の前提である計画認定申請件数を増加させるように、同助成金のリーフレットを事業主団体等に送付するなど、周知広報に努める。</p>										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>1年間(職場意識改善助成金については2年間)を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。</p>										
評価	B			予算額又は手法等の見直し							

24年度事業概要	労働時間等設定改善推進助成金、職場意識改善助成金とも平成23年度と同様の事業とする。						
24年度目標(アウトカム指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>						
中期的な目標	<p>・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%とする。</p> <p>・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%とする。</p> <p>※新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改定)</p>						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率促進を図るため、所定外労働時間の削減率及び年次有給休暇取得の向上率を過去の実績を踏まえて設定したものである。						
24年度目標(アウトプット指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を13件以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金の支給件数を298件以上とする。</p>						
24年度重点施策との関係	5 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業運営を効率化しつつ、労働時間等の設定改善の促進等に必要なる事業について要求を行う。特に、職場意識改善助成金の一層の周知に努める。						
25年度重点施策との関係	2(2)① 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間(職場意識改善助成金については2年間)を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじ						
その他特記事項							

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和对策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	75-2			
					事業番号 (23年度)	81-2			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	企画係			
実施主体	(社)日本テレワーク協会、(株)テレワークマネジメント				事業開始年度	平成19年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(社)日本テレワーク協会、(株)テレワークマネジメント) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るなど、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主等							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	●テレワーク相談センター テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置することによるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。 ●テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。							
	実施体制	平成23年度:テレワーク相談センターは一般競争入札(最低価格落札方式)を経て、(社)日本テレワーク協会が実施。 テレワークセミナーは一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)テレワークマネジメントが実施。 平成24年度:テレワーク相談センターは一般競争入札(最低価格落札方式)を経て、(社)日本テレワーク協会が実施。 テレワークセミナーは調達手続中。							
20年度予算額 (千円)	73,907	21年度予算額 (千円)	71,400	22年度予算額 (千円)	60,006	23年度予算額 (千円)	43,725	24年度予算額 (千円)	31,082
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	66	うち行政経費	6,079	うち行政経費	1,052
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	53,174	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	63,351	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,199	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	71.9	21年度 予算執行率(%)	88.7	22年度 予算執行率(%)	90.9	23年度 予算執行率(%)	73.6		
事業/制度の必要性	平成22年5月に策定された「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 IT戦略本部決定)においては「テレワークの推進」について記述され、次いで今後の具体的な取組のスケジュール、担当府省等を明記した「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日 IT戦略本部決定、平成23年8月3日改訂)が策定され、「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人」とする数値目標が定められた。「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)においてもこの数値目標は踏襲されており、このような動きを受けて、現在政府全体でテレワークの普及促進に取り組んでいるところである。 一方、テレワークについては、職場で働く場合と異なり労働時間などの管理が難しいという問題がある。このため、こうしたことを背景として、テレワークの普及促進を図るに当たっては、今後のテレワーク人口の増加に対応して、テレワーカーの適正な労働条件を確保しながら行っていくことが重要であり、このため、厚生労働省においては、テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図っている。								
23年度目標	アウトカム指標	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。			アウトカム指標	○	-		
	アウトプット指標	① テレワーク相談センターに対する相談件数を450件とする。 ② テレワークセミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。			アウトプット指標	○	① テレワーク相談センターに対する相談件数は、770件であった。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数は約90名であった。		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標①については、東日本大震災の影響によりテレワークへの関心が高まったが、ガイドラインの内容説明時において具体的事例を用いた説明が不足した結果、セミナーの内容が抽象的なものとなった事が要因であると考えられる。 アウトカム指標②については、東日本大震災の影響によるテレワークへの関心の高まりにより、例年に比べてテレワークに対する関心の低い参加者が増加し、それらに対してセミナー単独での効果が限定的であったことが要因であると考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アウトカム指標①については、セミナーで使用する資料の見直しを図るなどにより、より理解しやすい講演の実現に向けた改善を図る。 アウトカム指標②については、セミナー単独での意識変化には限界があるため、通年的な事業である「テレワーク相談センター」と連携した取組を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数			左記指標について の事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
						192	134	255	189
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	C			アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

24年度事業概要	平成23年度と同様											
24年度目標(アウトカム指標)	① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。											
中期的な目標	● 在宅型テレワーカーを2015年までに700万人とする(「その他特記事項※」参照)											
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>アウトカム指標 テレワーク・セミナーについては、参加者が理解できる講義を行うことが重要であることから、昨年度同様の目標を設定したい。 ① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。</p> <p>アウトプット指標 テレワーク相談センターの相談件数については過去3年の実績を考慮し、また、テレワークセミナーについては平成24年度の事業内容見直しを踏まえ、以下の目標を設定したい。 ① テレワーク相談センターに対する相談件数を560件以上とする。 ② テレワークセミナーの集客数を合計270名以上とする。</p>											
24年度目標(アウトプット指標)	① テレワーク相談センターに対する相談件数を560件以上とする。 ② テレワークセミナーにおける集客数を合計270名以上とする。											
24年度重点施策との関係	5 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現											
25年度要求に向けた事業の方向性	過去の事業結果を踏まえた上で、引き続きテレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施により、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。 特に、テレワーク・セミナー事業については、参加者の理解が促進されるよう、セミナーにおいて具体的事例を用いた説明とする等の改善を図る。											
25年度重点施策との関係	2(2)⑦ 適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保等											
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度第一四半期</th> <th>平成24年度第二四半期</th> <th>平成24年度第三四半期</th> <th>平成24年度第四四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>136</td> <td>149</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	136	149		
平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期									
136	149											
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	※「新たな情報通信技術戦略 工程表」と同内容の目標。											

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) 【平成24年度新規事業】【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	75-3			
					事業番号 (23年度)	-			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	労働条件確保改善対策室法規係			
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、株式会社三菱総合研究所				事業開始年度	平成24年度			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社三菱総合研究所)) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:) 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的(何のため)	昨年度の都道府県レベルでの地域の医療関係者等に参加を求めて行う連絡協議の場の開催等、看護師等の「雇用の質」の向上に関する具体的な取組をもとに、今年度以降、医療従事者の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図るため。							
	対象(誰/何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	①一部の都道府県労働局に医療分野に特化した専門の相談員(医療労働専門相談員。以下「専門相談員」という。)を配置し、看護師等の労務管理等の改善についての情報収集及び相談支援を実施する。 ②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、専門相談員等を集めた全国会議を開催する。 ③諸外国における医療従事者の適正な労働条件等に関し、調査・研究を行う。							
	実施体制	上記①及び②について:厚生労働省及び都道府県労働局において実施。 上記③について:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社三菱総合研究所が実施。							
20年度予算額(千円)	-	21年度予算額(千円)	-	22年度予算額(千円)	-	23年度予算額(千円)	-	24年度予算額(千円)	51,709
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	39,730
20年度決算額※行政経費を除く(千円)	-	21年度決算額※行政経費を除く(千円)	-	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	-	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度予算執行率(%)	-	21年度予算執行率(%)	-	22年度予算執行率(%)	-	23年度予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	看護師等の医療従事者は、夜勤を含む交代制勤務が避けられない特性や、昼夜を問わず人の生命に関わらなければならない特性等から、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、その健康の確保が強く求められている。さらに、医療業における精神障害等事案の労災補償状況を見ても、平成22年度において、請求件数(84件。業種別で第2位)及び支給決定件数(20件。業種別で第1位)のいずれも平成21年度の請求件数(60件、業種別で第2位)及び支給決定件数(11件。業種別で第3位)を上回っており、業種別に見ても高い水準で推移していることから、看護師等の勤務環境の改善が喫緊の課題であるが、医療機関等においては、時間帯ごとの業務の状況や診療報酬制度も踏まえた高度な労務管理が必要であり、その支援のためには、高い専門性が求められる。 このため、①専門相談員を配置し、医療機関等の実情に即した相談支援・助言等を行うことにより、勤務環境の改善を図る必要がある。また、②各地域の専門相談員が相談支援等により収集した先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用を図る必要がある。 さらに、③諸外国の医療従事者の適正な労働条件等について調査・研究し、その結果を効率的な働き方・休み方の構築を含めた今後の施策のあり方の検討に反映させる必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	-			23年度実績	アウトカム指標	○	-	
	アウトプット指標	-				アウトプット指標	○	-	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	-			平成24年度新規事業					

24年度事業概要	医療従事者の勤務環境の改善に向けた施策を推進するため、①一部の都道府県労働局に専門相談員を配置し、看護師等の労務管理等の改善についての情報収集及び相談支援を実施するとともに、②専門相談員を集めた全国会議を開催する。また、③諸外国の医療従事者の適正な労働条件等に関し、調査・研究を行う。						
24年度目標(アウトカム指標)	①医療機関等の取組について事前におおまかな内容を把握した上で効率的な情報収集を行うとともに、医療機関等のニーズに応じた相談支援を実施する。 ②全国会議の参加者を対象にアンケート調査を実施し、「会議の内容が、取組を推進する上で有効であった」旨の回答を80%以上とする。 ③定期的に研究委員会を開催するなど調査・研究を実施し、報告書を取りまとめ、施策のあり方の検討のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①医療機関等への情報収集及び相談支援等については、収集の目的を明確にした上で的確に実施すること及び相談者のニーズに応じた支援をすることが重要であるため。 ②全国会議については、参加者が理解し、会議後の各地域での業務に役立つ内容とすることが重要であるため。 ③調査・研究については、報告書の取りまとめに向けて内容等について十分議論するとともに、遅滞なく進めることが重要であるため。						
24年度目標(アウトプット指標)	医療機関における勤務環境改善のための取組について、専門相談員が収集した事例等を基に年2回以上取組事例集を更新する。						
24年度重点施策との関係	5(2)③医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	平成25年度は、平成24年度の実績等を勘案し、専門相談員の配置の拡充を検討するとともに、引き続き全国会議を開催予定。また、諸外国における医療従事者の労働条件等に関する調査結果を踏まえ、国内における施策のあり方について検討予定。						
25年度重点施策との関係	2(2)② 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	専門相談員が収集した事例等を基に適宜内容を更新することから、四半期単位での効果測定にはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	中小企業退職金共済事業経費							事業番号 (24年度)	76
								事業番号 (23年度)	82
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)							担当係	機構調整係
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構							事業開始年度	昭和34年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接〕(補助先:(独)勤労者退職金共済機構 実施主体:(独)勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業事業主及び従業員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の助成を行う。							
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
20年度予算額 (千円)	1,751,943	21年度予算額	1,671,122	22年度予算額	2,336,977	23年度予算額	2,254,387	24年度予算額	2,039,598
うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	0
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,581,000	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,384,475	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,076,021	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,977,719	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	90.2	21年度 予算執行率 (%)	82.8	22年度 予算執行率 (%)	88.8	23年度 予算執行率 (%)	87.7		
事業/制度の必要性	中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。								
23年度目標	アウトカム指標	在籍被共済者数が、前年度を上回る (平成22年度末3,136,282人)		23年度実績	アウトカム指標	○	在籍被共済者数が、前年度を上回る (平成23年度末3,247,911人)		
	アウトプット指標	新規加入被共済者数 (平成23年度:405,600人)			アウトプット指標	○	新規加入被共済者数 (平成23年度:442,567人)		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業運営に関する経費の削減を図りつつも、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数		左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
					154,478	269,890	372,358	442,567	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成23年度末3,247,911人)						
中期的な目標	中期目標期間中(平成20年度～平成24年度)の5年間において、中退共事業で1,943,000人を加入させる。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>本事業は、掛金助成によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、労働者の定着の促進、労働意欲、モラルの向上等による労働能率の増進を図るものである。</p> <p>このため、本事業については、より多くの中小企業労働者が事業の対象となることが重要であるため、目標として「在籍被共済者数が前年度を上回ることを設定している。</p>						
24年度目標(アウトプット指標)	新規加入被共済者数(平成24年度:332,600人)						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				124,181	199,882		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	勤労者財産形成促進事業に必要な経費 【平成26年度までの経過措置】							事業番号 (24年度)	77
								事業番号 (23年度)	84
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:雇用保険法等の一部を改正する法律附則第51条、附則第122条第2項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	財形融資係
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構							事業開始年度	平成15年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:(独)勤労者退職金共済機構 実施主体:(独)勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業/制度概要	目的 (何のため)	財形貯蓄制度の中小企業への普及促進を目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	財形給付金制度及び財形基金制度を導入した中小企業事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	財形貯蓄制度の普及促進を図るため、財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。							
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
20年度予算額 (千円)	23,972	21年度予算額 (千円)	2,407	22年度予算額 (千円)	1,282	23年度予算額 (千円)	1,049	24年度予算額 (千円)	883
うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	23,662	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,097	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	972	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予	369	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率 (%)	100.0	22年度 予算執行率 (%)	100.0	23年度 予算執行率 (%)	49.9		
事業/制度の必要性	当該補助金は財形貯蓄を奨励するために、7年を一期間として拠出金の運用を行い、それを財形貯蓄を行う勤労者に給付する中小企業事業主に対し、助成金を交付するためのものである。 平成19年度に制度を廃止したが、その時点ですでに拠出を行っていた中小企業事業主に対して助成金を支出する経過措置であり、当該経過措置は平成26年度まで必要である。								
23年度目標	アウトカム指標	—			23年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			平成26年度までの経過措置					

24年度事業概要	—						
24年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
24年度目標(アウトプット指標)	—						
24年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	—						
25年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	本事業は、平成19年度をもって廃止された。(平成26年度まで経過措置)						

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費						事業番号 (24年度)	78	
							事業番号 (23年度)	85	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画係	
実施主体	独立行政法人労働政策研究・研修機構						事業開始年度	平成15年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。							
	対象 (誰／何を 対象に)	①労働者、使用者、研究者、行政関係者(特に労働行政職員)、その他の国民 ②国内外の労働現場の事情及び労働政策							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	研究テーマを始めとする事業の大枠は国が決定し、中期目標で指示するとともに、中期計画等で具体的な実施内容及び成果目標を定め、事業を実施。							
	実施 体制	独立行政法人労働政策研究・研修機構で実施							
20年度予算額 (千円)	148,288	21年度予算額 (千円)	146,123	22年度予算額 (千円)	141,723	23年度予算額 (千円)	118,349	24年度予算額 (千円)	116,024
うち行政経費	113,287	うち行政経費	111,825	うち行政経費	110,865	うち行政経費	109,095	うち行政経費	106,865
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,001	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	34,298	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	30,858	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,254	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率 (%)	100.0	22年度 予算執行率 (%)	100.0	23年度 予算執行率 (%)	100.0		
事業／制度の 必要性	機構の調査研究について、労働政策は、公労使三者構成の労働政策審議会の議論を経て立案されるが、その議論は、機構の公平・中立で客観的・専門的な調査研究の成果が土台となっている。また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しており、それぞれ公共上の見地から確実に実施されることが必要である。								
23年 度目 標	アウトカム 指標	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	23年 度実 績	アウト カム指 標	○	達成(実績:98.0%) ※有意義だったとの回答数(2,888名)／研修生に対するアンケート調査数(2,946名)			
	アウトプット 指標	研修実施コース数(69コース以上)		アウト プット 指標	○	達成(実績:75コース)			
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。 アウトプット指標については、夏期の節電要請への対応として、7月9日～8月28日の間休校期間を設けたが、厚生労働省と調整のうえ、研修の実施時期の変更等を行ったことで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	左記指標に ついての事 業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期		
				99.1%	98.8%	98.0%	97.5%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。						
中期的な目標	①研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、毎年度平均で85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第三期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。						
24年度目標(アウトプット指標)	研修実施コース数(69コース以上)						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				① 96.9% ② - (10月以降実施)	① 96.8% ② - (10月以降実施)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、労働関係事務担当職員等に対する研修について、「中期計画を上回っていると評価できる」として、A評価(中期計画を上回っている)を受けたところ。						

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費							事業番号 (24年度)	79
								事業番号 (23年度)	86
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	企画係
実施主体	独立行政法人労働政策研究・研修機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()								
事業／制度概要	目的 (何のため)	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。							
	対象 (誰/何を対象に)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。							
	実施体制	独立行政法人労働政策研究・研修機構で実施							
20年度予算額 (千円)	85,259	21年度予算額 (千円)	99,750	22年度予算額 (千円)	40,109	23年度予算額 (千円)	29,517	24年度予算額 (千円)	54,060
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	67,297	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	98,338	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,155	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	28,970	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
20年度 予算執行率(%)	78.9	21年度 予算執行率 (%)	98.6	22年度 予算執行率 (%)	97.6	23年度 予算執行率 (%)	98.1		
事業／制度の必要性	独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。								
23年度目標	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。			23年度実績	アウトカム指標	○	①達成(平成23年度においては、「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検等を実施した。) ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)	
	アウトプット指標	平成23年度施設整備に関する計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。				アウトプット指標	○	達成(平成23年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校において、電気・空調設備の更新等を実施した。)	
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	上記の通り、「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量的な指標を示すことができないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

24年度事業概要	23年度と同様						
24年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。						
中期的な目標	独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。						
24年度目標(アウトプット指標)	平成24年度施設整備に関する計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。						
24年度重点施策との関係	-						
25年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
25年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	上記の通り、「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量的な指標を示すことができないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成23年度業務実績評価では、「施設・設備の改修・更新等については、中期計画どおり着実に実施していると評価できる」として、B評価(中期計画に概ね合致している)を受けたところ。						

事業名	個別労働紛争対策費 【24年度重点目標管理事業】 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (24年度)	80				
					事業番号 (23年度)	87				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)				担当係	労働紛争係				
実施主体	都道府県労働局総務部企画室				事業開始年度	平成13年度				
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的 (何のため)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小に伴い、解雇や労働条件の引下げ、配転などをめぐる個別紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することを目的として事業を行っている。								
	対象 (誰/何を対象に)	○直接実施部分(総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導及びあっせん)においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に労働相談等を行う。 ○業務委託部分においては、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国383箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、厳密な事実認定などに時間を要さない分、簡易・迅速に行っている。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国757名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。)が行っている。 ②平成23年度においては、企画競争により、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託し、労働法学者や労使双方の弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。								
	実施体制	労働紛争調整官: 74名 総合労働相談コーナー: 全国383箇所 総合労働相談員: 757名								
20年度予算額 (千円)	600,639	21年度予算額 (千円)	652,981	22年度予算額 (千円)	720,724	23年度予算額 (千円)	771,023 (10,878)	24年度予算額 (千円)	715,490	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費		うち行政経費		
20年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	557,432	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	627,942	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	699,097	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	744,123	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
20年度 予算執行率(%)	92.8	21年度 予算執行率 (%)	96.2	22年度 予算執行率 (%)	97.0	23年度 予算執行率 (%)	96.5			
事業/制度の必要性	近年増加している個別労働紛争に対し、不当な解雇や労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者の多くが「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」が真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。									
23年度目標	アウトカム指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。			23年度実績	アウトカム指標	○	96.8% ※9,270件(1ヶ月以内終了件数)/9,580件(手続終了件数)		
	アウトプット指標	助言・指導申出受付件数(平成23年度計画数: 7,095件) (数値の根拠)平成18～22年度における申出受付件数の平均値				アウトプット指標	○	平成23年度助言・指導申出受付件数 9,590件(実績)		
23年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き実施する必要がある。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は年々増加傾向にあるが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できると要因になる可能性は低いと思われる。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

24年度事業概要	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助 4 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進						
24年度目標(アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。						
中期的な目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る						
24年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が年々増加する中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。これは事業運営の効率化が図られてきたことによるものである。今後、いじめ・嫌がらせなど相談内容が多様化する中で、当制度の利用件数も高水準を維持することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な解決紛争の促進を図るとの観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。						
24年度目標(アウトプット指標)	助言・指導申出受付件数(平成24年度計画数:7,861件) (数値の根拠)平成19~23年度における申出受付件数の平均値						
24年度重点施策との関係	労働問題に関するワンストップ相談体制の整備						
25年度要求に向けた事業の方向性	相談件数は依然として高水準で高止まりを続けており、いじめ・嫌がらせなど相談内容が多様化しているが、本制度の役割である「簡易・迅速」性を損なわないため、既に行った取組に加え、より一層の業務処理の工夫と体制強化を図ってまいりたい。						
25年度重点施策との関係	労働問題に関するワンストップ相談体制の整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は年々増加傾向にあるが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できると要因になる可能性は低いと思われる。						
その他特記事項	—						